

**平成27年度 大学機関別認証評価**

**自 己 点 檢 評 價 書**

**[日本高等教育評価機構]**

**平成 27(2015)年 6 月**

**名古屋経済大学**

# 目 次

I . 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II . 沿革と現況	3
III . 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準1 使命・目的等	5
基準2 学修と教授	14
基準3 経営・管理と財務	65
基準4 自己点検・評価	84
IV . 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	90
基準A 地域連携	90
V . エビデンス集一覧	95
エビデンス集（データ編）一覧	95
エビデンス集（資料編）一覧	96



## I . 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

名古屋経済大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、設置主体たる学校法人市邨学園の創立者・市邨芳樹が明治36（1903）年にその著『やぶつばき』のなかで述べた「一に人物、二に伎倆」という言葉に集約される。市邨は次のように述べている。

現代の日本において最も必要なるは「人」なり。

私がここに「人」と云うは、所謂「人材」を云い、又単に「仕事のできる人」と云う意味にあらず。私の所謂「人」とは、円満に発達せる常識を有し、社会人生に対して正当なる理解あり、同情あり、頭の人たり、手の人たると同時に、情の人たり、徳の人たるを云う。

この如き人にして、始めて学あるも其の学に囚われず、才あるも其の才の為に煩わされず、術あるも小策を弄せず、人に接し事に処するや、理屈以外、専門知識以外、政略以外に靈妙なる作用あり。

日本は諸方面に人材乏しからず、然もややもすれば、教育は墮して單に知識の注入となり、政治は権勢争奪の術となり、実業は貨殖以外に目的なきの觀を呈するに至るは、私の所謂「人」に乏しきが為にして、尚他の弊害欠点も詳に其の因って来る所を探れば、皆この点に帰せざるはなし。

我が門の標語の一に曰く『一に人物、二に伎倆』と、世の人、夫れ深く之を思へ。

本学は、明治40（1907）年に女子の商業教育を目的として設立された名古屋女子商業学校をその出発点とし、確かな「伎倆」を修得させる「実学」をその伝統の一つとしてきたが、同時に「商業教育はすなわち人物教育なり」とする市邨の信念を継承し、「礼節を尊び、自主自立の意気に富み、実社会において責務を全うする人物」の育成を旨としてきた。名古屋経済大学学則第1条は「本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に基づき、豊かな教養と専門的知識及び技能を授けるとともに、本学の建学精神に則り、人物教育を主眼とし、個性を伸長して、実践的人物を育成し、広く社会に寄与することを目的とする」と謳っている。

「実学」を重んじつつ、しかし教育が「墮して單に知識の注入となる」ことを戒めた市邨芳樹の精神は、今日、新たな輝きを増しつつある。

今、世界は大きな変化の時代を迎えており、ヒト、モノ、カネが国境を越えて活発に移動し、地球の反対側の地域の出来事が、私たちの日常生活に直接影響を及ぼす時代——グローバル化の時代が到来している。また、平成23（2011）年の東日本大震災と原発の事故を経験して、産業や社会のあり方を含めて「何が大切か」にかかる人々の価値観が大きく変化しつつある。世界は「予測不可能な時代」に向かいつつあると言ってよい。

このように社会が大きく変容する時代あるいは予測困難な時代にあっては、教えられて覚え込んだ「知識」はやがて役に立たなくなる。近年、情報科学や生命科学の分野をはじめ科学や技術の進歩がいちだんと勢いを増してきたことを見てもこれは明らかである。今日は考えられないことが明日には実現するかもしれない。これまで常識とされていた知識が役に立たなくなるかもしれない。

そうだとすれば、これから時代を担う若者に必要なのは、「知識の注入」ではない。変化の時代、予測困難な時代に必要とされる力とは、「想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力」（中教審答申「新

## 名古屋経済大学

たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24(2012) 年 8 月 28 日) である。

本学は、以上のような時代認識に基づき、また 100 年を超える市邨学園の伝統を本学に求められる今日の課題につなぐべく、平成 24(2012) 年 7 月の名古屋経済大学評議会（以下「大学評議会」という。）において「名古屋経済大学の理念と目標」を以下のように再定義した。

『一に人物、二に伎倆』を謳う建学の精神と百年を超える学園の伝統を継承しつつ、新しい時代と社会に対応する活力のある大学をつくる。

大学の総力を挙げて、在学生と教職員みずからにとって、進学を目指す高校生にとって、そして地域社会にとって、魅力のある大学をつくる。

若者たちの行末と社会の将来を考えるとき、看過できない状況が生まれている。この数年間、大学、専門学校、高校を卒業した学生・生徒の 3 割強がアルバイト、派遣社員、嘱託職員など「非正規雇用」を余儀なくされている。今後数十年間にわたって社会を担っていくべき若者たちが、劣悪で、不安定で、スキルアップの機会を与えられない非正規雇用に身をゆだね続けることは、当事者にとってはもちろん、日本社会にとっても由々しき問題である。若者たちが確かな職を通して社会にしっかりと根を下ろすことなくして社会の健全な発展は望めないからである。

平成 26(2014) 年度の大学評議会は、このような状況を重大な問題と認識し、学生たちに職業を通して社会とつながることの重要性を教授するとともに、一人ひとりの学生を確かな社会人すなわち新しい時代に応えうる「人材」として送り出す決意を込めて、本学の特色と使命を次のように定め、今日に至っている。

実学と就職の MEIKEI!

名古屋経済大学は、4 つの学部と短期大学部で

一人ひとりの学生を仕事へとつなぐ大学です。

発足以来 100 年以上を経た本学の建学の精神「一に人物、二に伎倆」に基づく「人物教育」と「実学教育」の方針は、新しい時代に対応する再定義を重ねながら今もなお連綿と受け継がれている。このような教育を通して成長した人材が、それぞれの「仕事」を通して、地域社会のみならず国際社会において自己実現を全うすることが期待される。

## II . 沿革と現況

### 1 本学の沿革

#### □学園の発祥から名古屋経済大学開学まで

本学の起源は明治 40(1907) 年に市郷芳樹によって設立された名古屋女子商業学校に遡る。大正 8(1920) 年には名古屋第二女子商業学校が設立され、この両校は、第二次世界大戦後の学制改革によって名古屋女子商業高等学校、高蔵女子商業高等学校に引き継がれた。

この二つの高等学校に加えて二つの女子中学を擁した市郷学園は、愛知県における女子中等教育の名門としてその実績を重ねた後、昭和 40(1965) 年に市郷学園短期大学を設立、昭和 54(1979) 年には 4 年制の市郷学園大学を開学するに至った。市郷学園大学は、昭和 58(1983) 年に男女共学制に移行するとともに大学名を名古屋経済大学と改め、今日に至る。

#### □学部・学科と大学院の拡充

市郷学園大学は経済学部 1 学部で発足したが、4 年後の名古屋経済大学は、経済学部消費経済学科に加えて経営学科を増設、さらに平成 3(1991) 年には法学部を開設した。そして、平成 14(2002) 年に経営学科を経営学部に改組、平成 17(2005) 年に人間生活科学部を設置し、現在の 4 学部構成になった。

平成 12(2000) 年には大学院を開設、法学研究科をスタートさせ、次いで平成 14(2002) 年に会計学研究科、平成 19(2007) 年には人間生活科学研究科を設置した。

こうして、今日、本学は 4 学部 5 学科と大学院 3 研究科 5 専攻を有する大学となり、また学校法人市郷学園は幼稚園、中学校、高等学校、短期大学部、大学、大学院を擁する総合学園として、中部地域の教育界にその存在感を示している。

#### □年 表

明治 40(1907) 年 3 月	名古屋女子商業学校設置の認可を得、5 月に開校
大正 12(1923) 年 2 月	名古屋第二女子商業学校設置の認可を得、熱田区にて開校
昭和 20(1945) 年 4 月	財団法人市郷学園を組織
昭和 22(1947) 年 4 月	学制改革に伴い、名古屋女商中学校、高蔵中学校を設立
昭和 23(1948) 年 4 月	学制改革に伴い、名古屋女子商業高等学校、高蔵女子商業高等学校を設立
昭和 26(1951) 年 3 月	学校法人市郷学園に組織変更
昭和 40(1965) 年 4 月	市郷学園短期大学（商経科、家政科）開学
昭和 54(1979) 年 4 月	市郷学園大学（経済学部消費経済学科）開学
昭和 58(1983) 年 4 月	市郷学園大学を名古屋経済大学に名称変更し男女共学制に移行、経済学部に経営学科を開設
平成 3(1991) 年 4 月	名古屋経済大学に法学部（企業法学科）を開設
平成 11(1999) 年 4 月	名古屋経済大学法学部に国際関係法学科を開設
平成 12(2000) 年 4 月	名古屋経済大学大学院（法学研究科法学専攻修士課程、企業法学専攻博士後期課程）を開設 名古屋経済大学大学院サテライトキャンパスを中区栄に開設
平成 14(2002) 年 4 月	大学院に会計学研究科会計学専攻修士課程を開設 経済学部消費経済学科を経済学部現代経済学科に名称変更

## 名古屋経済大学

	経済学部経営学科を経営学部経営学科に改組
平成 15(2003) 年 4 月	法学部企業法学科、国際関係法学科を法学科に改組
平成 17(2005) 年 4 月	人間生活科学部幼児保育学科、管理栄養学科を開設
平成 19(2007) 年 4 月	大学院に人間生活科学研究科幼児保育学専攻修士課程及び同栄養管理学専攻修士課程を開設、会計学研究科会計学専攻修士課程を会計学専攻博士前期課程に変更し、会計学専攻博士後期課程を開設
平成 20(2008) 年 4 月	人間生活科学部幼児保育学科を人間生活科学部教育保育学科に名称変更
平成 20(2008) 年 10 月	名古屋経済大学大学院サテライトキャンパスを中村区名駅に移転
平成 23(2011) 年 4 月	法学部法学科を法学部ビジネス法学科に名称変更

### 2 本学の現況 [平成 27(2015) 年 5 月 1 日現在]

大学名：名古屋経済大学

所在地：愛知県犬山市内久保 61-1（犬山キャンパス）

愛知県名古屋市中村区名駅 4-25-13（サテライトキャンパス）

構成：大学院研究科・大学学部・学生数

大学院 研究科名	専攻名	学生数 (人)
法学研究科	法学専攻（修士課程）	84
	企業法学専攻（博士後期課程）	7
会計学研究科	会計学専攻（博士前期課程）	46
	会計学専攻（博士後期課程）	8
人間生活科学研究科	幼児教育学専攻（修士課程）	6
	栄養管理学専攻（修士課程）	1
大学院合計		152
大学 学部名	学科名	学生数 (人)
経済学部	現代経済学科	348
経営学部	経営学科	502
法学部	ビジネス法学科（法学科を含む）	320
人間生活科学部	教育保育学科	211
	管理栄養学科	288
大学合計		1,669

教職員数：専任教員 86 名、助手 5 名、職員 97 名

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、明治 40（1907）年に女子の商業教育を目的として設立された名古屋女子商業学校をその出発点とする。その建学の精神は、設置主体たる学校法人市邨学園の創立者・市邨芳樹が明治 36（1903）年にその著書『やぶつばき』のなかで述べた「一に人物、二に伎倆」という言葉に集約される。市邨は次のように述べている。

現代の日本において最も必要なるは「人」なり。

私がここに「人」と云うは、所謂「人材」を云い、又単に「仕事のできる人」と云う意味にあらず。私の所謂「人」とは、円満に発達せる常識を有し、社会人生に対して正当なる理解あり、同情あり、頭の人たり、手の人たると同時に、情の人たり、徳の人たるを云う。

この如き人にして、始めて学あるも其の学に囚われず、才あるも其の才の為に煩わされず、術あるも小策を弄せず、人に接し事に処するや、理屈以外、専門知識以外、政略以外に靈妙なる作用あり。

日本は諸方面に人材乏しからず、然もややもすれば、教育は堕して單に知識の注入となり、政治は権勢争奪の術となり、実業は貨殖以外に目的なきの觀を呈するに至るは、私の所謂「人」に乏しきが為にして、尚他の弊害欠点も詳に其の因って来る所を探れば、皆この点に帰せざるはなし。

我が門の標語の一に曰く『一に人物、二に伎倆』と、世の人、夫れ深く之を思へ。

本学は、昭和 54（1979）年に 4 年制の市邨学園大学として開学し、昭和 58（1983）年には男女共学の大学に移行したが、一貫して「一に人物、二に伎倆」という建学の精神を掲げ、またその精神を新しい時代に即して再定義しつつ教育・研究の場においてその実現に努めてきた。

「建学の精神」に基づく各学部・学科及び各研究科の教育目的は、名古屋経済大学学則第 3 条及び名古屋経済大学大学院学則第 4 条にそれぞれ規定されている。

また、各学部・学科及び各研究科の教育目的は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの「三つのポリシー」として明らかにし、ホームページに掲載している。

平成 24（2012）年 7 月、大学評議会は「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」（以下「理念と目標」という。）を審議し、「一に人物、二に伎倆」を謳う建学の精神と百

年を超える学園の伝統を継承しつつ、新しい時代と社会に対応する活力のある大学をつくる」と謳うとともに、以下の通り「具体的な教育目標」を定めた。

- 経済を中心としたグローバル化や情報化など社会の急速な変化に対応できる学士力（専攻領域の基本的知識、汎用的技能、創造的思考力、学び続ける力）を備えた人材を育成する。
- 学生の主体的な学びを促し、自主的な課外活動等を奨励し、闊達なキャンパスライフを促進する。
- 市邨高校、高蔵高校ならびに近隣の高等学校との連携をいっそう強め、密度の高い高大連携の取組みに基づき、未来を担う有為な人材の育成を図る。
- 地域に根差し、地域とともにある大学を目指し、近隣の地方自治体、経済界、市民団体等との様々な連携を強化する。
- 海外との国際交流を強化し、とりわけアジア諸国からの留学生受入れと本学からの海外留学生派遣を促進する。

さらに、このような「具体的な教育目標」に基づいて、本学は平成24(2012)年度から、「変化の時代に対応できる人材を養成する教育方針」を検討し、以下の方針に従って授業科目の全面的な見直しを含むカリキュラム改革を進めた。

- 1 変動する時代に生きる「学ぶ力」と「実践力」を鍛える。
- 2 それぞれの専門領域の基礎的・基盤的素養をしっかりと教授する。
- 3 「体験型探究」プログラムで主体的な学びを進める。
- 4 資格・検定を目指す自主的な学びや課外活動を全面的に支援する。
- 5 系統的なキャリア支援教育でたしかな力を備えた社会人を育成する。

以上のように、本学の建学以来の使命・教育目的は明確であり、さらに社会の変化に即応するように進化を続けている。

### 1-1-② 簡潔な文章化

この教育方針とガイドライン等は、学生に向けては毎年度全員に配布する『学生生活ハンドブック』に掲載するとともに、年度当初のガイダンスで詳しい解説を行っている。

外部に向けては『大学案内』に図解を含めた簡潔な説明を掲載し、またホームページに平易な文章で掲載している。学内外からインターネットを通じて誰もがアクセスできる仕組みになっている。

学長は入学式をはじめ機会あるごとに学生や学生の保護者に加え、高校の教員等に向けて以上の紹介と説明を行っている。

本学の広報誌『MEIKEI 名経大通信』は、以上のような本学の目的や教育方針を外部に伝えることを意識して、簡潔な文章、平易な表現を心掛けて編集されている。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述の通り、本学は100年の伝統を背負う建学の精神「一に人物、二に伎倆」を継承しつつ、これに新しい時代に対応するコンセプトを付加しつつ、本学の使命、教育の目的を明確に示してきた。高等教育の使命・学士課程教育の在り方が改めて諸方面から問われるようになった中で、大学評議会は平成24(2012)年にあらためて「理念と目標」を決定し、

その年後半からカリキュラム改革に着手した。

「理念と目標」に掲げた項目のうち、学生の主体的な学びの促進を目指す「体験型探究」科目の展開、密度の高い高大連携の取組み、近隣の地方自治体・経済界・市民団体等との様々な連携の強化、海外との国際交流の強化とアジア諸国からの留学生受け入れ促進などは、今日までに着実に進展しつつある。

平成 25（2013）年度に新カリキュラムの実施に着手し、教育課程の見直しを行い、次の 5 つの教育方針を確認した。

- 1 変動する時代に生きる「学ぶ力」と「実践力」を鍛える。
- 2 それぞれの専門領域の基礎的・基盤的素養をしっかりと教授する。
- 3 「体験型探究」プログラムで主体的な学びを進める。
- 4 資格・検定を目指す自主的な学びや課外活動を全面的に支援する。
- 5 系統的なキャリア支援教育でたしかな力を備えた社会人を育成する。

これらの方針は、いずれも試行錯誤ながら実践の過程にある。継続的に改善を図るため、当初はアドホックな委員会として学長のもとに組織した「カリキュラム検討委員会」が常設の委員会となり、この委員会のイニシアチブと、教職員の FD 委員会、全教職員参加の FD 研修会等によって教育方針・教育方法の改善を図っている。

平成 26（2014）年度の大学評議会では、本学の特徴を端的に表す標語として「実学と就職の MEIKEI：名古屋経済大学は学生一人ひとりを仕事へつなぐ大学です」を承認し、あわせて他大学にはない本学の特色・利点を教育に生かす方法を明らかにしつつ、学生募集に力を注ぐことを決定した。すでに方向性は明らかにされており、教員の教育力の向上を含めて着実な実行を推し進めていく。

【資料 1-1-1 名古屋経済大学学則、名古屋経済大学大学院学則】

【資料 1-1-2 2015「学生生活ハンドブック」（大学）、2015「大学院要項」（大学院）】

【資料 1-1-3 「大学案内」2016、「大学院案内」2016】

【資料 1-1-4 名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標】

【資料 1-1-5 名古屋経済大学ホームページ（トップページ）】

【資料 1-1-6 MEIKEI 名経大通信】

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、明治 40（1907）年に女子の商業教育を目的として設立された名古屋女子商業学校をその出発点とし、確かな「伎倆」を修得させる「実学」をその伝統の一つとしてきたが、同時に「商業教育はすなわち人物教育なり」とする創設者市郷芳樹の信念を継承し、「礼節を尊び、自主自立の意気に富み、実社会において責務を全うする人物」の育成を旨としてきた。

平成 24（2012）年以来のカリキュラム改革をはじめとする教育改革は、以上のような伝統の積極面を継承しつつ、新しい時代に即応し、「本学の学生に、何を、どこまで教授するか」という観点に立った学生本位のカリキュラムを目指すものであった。その要点は以下の通りである。

- 変化の時代を生きるに必要な「学ぶ力」の習得を重視
- 専門領域にかかる基礎力の習得を重視
- 主体的な学びのための「体験型探究科目」の新設
- 社会人としての基礎力を高める「共通科目」
- 「確かな力を備えた社会人」を育成するキャリア教育

「変化の時代」を生きる若者に必要なのは、たくさんの知識ではなく専門領域の基礎的・基盤的なものの考え方の修得であるという観点に基づいて、経済学部、経営学部及び法学部（以下「社会科学系 3 学部」という。）の授業科目を「学生本位」に精査し、かつ経済・経営・法の 3 領域の「専門共通基礎」科目を新設し、社会科学系 3 学部の学生が共通に学ぶシステムを導入した。これによって、法の基本的知識を身につけた経済学士・経営学士、経済・経営の知見を備えた法学士を養成する。これは学生にとって他大学では得られない付加価値であり、また入学後に学部選択に係るミスマッチに気が付いた時に転学部を容易にするシステムでもある。

人間生活科学部は、市郷学園の実学の伝統を強く継承している。大学キャンパス内の附属幼稚園で日常的に行う実習は保育士、幼稚園教員としての実践力を育て、また、地域と結んで活動する「臨床栄養センター」は、現場さながらの実習で管理栄養士の即戦力を磨く環境を提供している。

「主体的な学び」のきっかけを作る「体験型探究」科目は、犬山市や犬山商工会議所など地域の団体や市民の協力を得ながら、市域一体で実施されている。地域との強い連携が本学の特色の一つである。犬山市及び小牧市の両商工会議所との連携により、地域の多くの企業におけるインターンシップが計画されており、「就職の名経大」を実現する重要な特色となる。

さらに、犬山キャンパスとその周辺の自然環境や、広いキャンパス内に用意された充実したスポーツ施設は、健全で健康な学生生活を可能にする貴重な条件である。

このような本学の教育の個性・特色については、『学生生活ハンドブック』に丁寧に記載して学生の理解を促すとともに、『大学案内』やホームページにおいてわかりやすく解説している。「実学と就職の MEIKEI：名古屋経済大学は学生一人ひとりを仕事へつなぐ大学です」が外部へ向けてのキャッチコピーである。

### 1-2-② 法令への適合

名古屋経済大学学則第 1 条は「本学は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学

校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の趣旨に基づき、豊かな教養と専門的知識及び技能を授けるとともに、本学の建学精神に則り、人物教育を主眼とし、個性を伸長して、実践的人物を育成し、広く社会に寄与することを目的とする」と謳っている。名古屋経済大学大学院学則も同様である。

本学の教育理念の基本を伝統的に裏付ける建学の精神「一に人物、二に伎倆」は、「教育基本法」が掲げる「個人の尊厳を重視し、真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじ、自主的精神を身につけた国民を育成する」という教育の目的、「学校教育法」が挙げる「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という大学の目的に合致するものである。

### 1-2-③ 変化への対応

「実学」を重んじつつ、しかし教育が「堕して単に知識の注入となる」ことを戒めた市邨芳樹の精神は、今日、新たな輝きを増しつつある。

今、世界は大きな変化の時代を迎えており。ヒト、モノ、カネが国境を越えて活発に移動し、地球の反対側の地域の出来事が、私たちの日常生活に直接影響を及ぼす時代—グローバル化の時代が到来している。また、平成 23（2011）年の東日本大震災と原発の大事故を経験して、産業や社会のあり方を含めて「何が大切か」にかかる人々の価値観が大きく変化しつつある。世界は「予測不可能な時代」に向かいつつあると言ってよい。

このように社会が大きく変容する時代あるいは予測困難な時代にあっては、教えられて覚え込んだ「知識」はやがて役に立たなくなる。近年、情報科学や生命科学の分野をはじめ科学や技術の進歩が一段と勢いを増してきたことを見てもこれは明らかである。今日は考えられないことが明日には実現するかもしれない。これまで常識とされていた知識が役に立たなくなるかもしれない。これで

そうだとすれば、これから時代を担う若者に必要なのは、「知識の注入」ではない。変化の時代、予測困難な時代に必要とされる力とは、「想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力」（中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24（2012）年 8 月 28 日）である。

本学は、以上のような時代認識に基づき、また 100 年を超える市邨学園の伝統を、今日、本学に求められる課題につなぐべく、前述のように平成 24（2012）年 7 月の大学評議会において「理念と目標」を以下のように再定義した。

「一に人物、二に伎倆」を謳う建学の精神と百年を超える学園の伝統を継承しつつ、新しい時代と社会に対応する活力のある大学をつくる。

大学の総力を挙げて、在学生と教職員みずからにとって、進学を目指す高校生にとって、そして地域社会にとって、魅力のある大学をつくる。

さらに、今日、若者たちの行末と社会の将来を考えるとき、看過できない状況が生まれている。この数年間、大学、専門学校、高校を卒業した学生・生徒の 3 割強がアルバイト、派遣社員、嘱託職員など「非正規雇用」を余儀なくされている。今後数十年間にわたって社会を担っていくべき若者たちが、劣悪で、不安定で、スキルアップの機会を与えられない非正規雇用に身をゆだね続けることは、当事者にとってはもちろん、日本社会にとっても由々しき問題である。若者たちが確かな職を通して社会にしっかりと根を下ろすことなく

して社会の健全な発展は望めない。

平成 26（2014）年度の大学評議会は、このような状況を重大な問題と認識し、学生たちに職業を通して社会とつながることの重要性を教授するとともに、一人ひとりの学生を確かな社会人すなわち新しい時代に応えうる「人材」として送り出す決意を込めて、本学の特色と使命を次のように定め、今日に至っている。

実学と就職の MEIKEI！

名古屋経済大学は、4つの学部と短期大学部で

一人ひとりの学生を仕事へとつなぐ大学です。

### （3）1-2 の改善・向上方策（将来計画）

市邨学園発足以来の建学の精神「一に人物、二に伎倆」に基づく「人物教育」と「実学教育」の方針は、本学において、新しい時代に対応する再定義を重ねながら今もなお連綿と受け継がれている。このような教育を通して育てられた学生が、将来それぞれの「仕事」を通して、地域社会のみならず国際社会において自己実現を全うすることが期待されるため、大学を取り巻く社会環境の変化を注視し、常に時代の変化及び社会の要請を反映させるべく、本学の使命・目的及び教育目的を継続的に検討する。

【資料 1-2-1 名古屋経済大学学則、名古屋経済大学大学院学則】

【資料 1-2-2 2015「学生生活ハンドブック」（大学）、2015「大学院要項」（大学院）】

【資料 1-2-3 「大学案内」2016、「大学院案内」2016】

#### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

##### 《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

##### （1）1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

##### （2）1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

「一に人物、二に伎倆」という建学の精神と「人物教育」、「実学教育」という本学園の伝統は、長い間学園の運営を担ってきた役員をはじめ理事会、評議員会構成員によって支持され継承されてきた。また、キャンパス内には、市邨芳樹と建学の精神にかかわるモニュメントが数多く残されており、教職員・学生は日常的にその理念を反芻する機会に満たされている。理事長、学長は入学式、卒業式、後援会（保護者会）、同窓会等の集まりに際して、常にこの「建学の精神」とその継承について言及し、関係者の理解と理念の共有を訴えている。

平成 24（2012）年以降の「建学の精神」の再定義や、新しい「理念と目標」や教育システムの策定に当たっては、学長による学部長会、評議会への提案、学長から全教職員への電子メールによる発信と意見聴取、全教職員集会における説明と意見交換など、教職員レベルでの徹底した参加的手続きを通して改革が進められた。したがって、伝統的な理念の継承と新しい時代に対応する使命や目的は、広く教職員によって共有されているといつてよい。策定の後も、各学部教授会や教職員の FD 研修会、学部長会等において教学の実施状況の点検、分析を繰り返し実施し、第 2 次、第 3 次の検討委員会を重ねている。

大学院に関しては、定期的に開催される大学院委員会と各研究科委員会がその役割を果たしている。

大学における以上のような検討過程や議論は、定期化された理事会・評議員会に報告され、同じ法人内の二つの中・高校にも伝達され、共有が図られている。

### 1-3-② 学内外への周知

本学の「建学の精神」及び基本理念のいわば伝承者となる教職員に対しては、創立者市邨芳樹語集『やぶつばき』及び『市邨学園 100 年の歩み』を配布し、「市邨精神」の継承を促している。平成 24（2012）年度以降の教育改革については、前述の通り、大学の通常の意思決定過程のみならず、全教職員集会や学長から全教職員への電子メールによる発信と意見聴取という方法で、課題と方針の共有が図られた。

学生に対しては、入学式における学長告辞の中で「建学の精神」や教育理念・教育目的を語り、また、新入生オリエンテーションにおいて『学生生活ハンドブック』等を用いて説明を行うほか、1 年次生必修の演習において理解を深めるように努めている。

在学生については、新年度のオリエンテーション及び各演習における指導教員の指導を通じて、本学の教育の使命・目的について再確認させ、理解を深めさせている。

当然のことながら大学が刊行する印刷物やインターネット上でも、常に「建学の精神」をはじめ本学の教育理念や教育目的が語り継がれている。

受験生、保護者及び社会一般に対しては、『大学案内』、ホームページ及び「事業報告書」等の公表を通して周知を図っている。

在学生の保護者に対しては各種通信や後援会の会合などにより、また卒業生等に対しては同窓会における挨拶や講話あるいは「同窓会報」誌上での発信等により、それぞれ周知を図っている。

さらに、学生の就職先でもある産業界に対しては、大学の刊行物を送付するとともに企業訪問等の機会を通じて伝達することを心がけている。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、平成 24（2012）年 7 月に大学評議会において「理念と目標」を審議・決定し、これに基づいて教学の分野を中心に「名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部の中期目標・中期計画」（以下「中期目標・中期計画」という。）を定め、併せてこれを着実かつ計画的に進めるために各年度の実施計画を策定した。この中に、先に述べた「建学の精神」及び教育理念・教育目標実現の具体的な計画が盛り込まれており、毎年度末に「中期目標・中期計画」に係る自己点検・自己評価を行って、次年度の実施計画を設定している。「中

期目標・中期計画」ならびに各年度の実施計画は、大学評議会の審議を経て、理事会へ報告している。

各学部・各研究科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーはホームページに掲載しているが、教学の方針の変更がある場合には必要に応じて改定を行うこととしている。

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の各学部・各学科、及び大学院各研究科は、「一に人物、二に伎倆」という伝統的な「建学の精神」に基づきながら、同時に、時代や社会の要請に応える人材教育と実学教育を重視するために、それに相応しい教育・研究組織の改編を行ってきた。

平成24(2012)年度以降の教育改革において、例えば社会科学系3学部に「専門共通基礎」科目を新設し、3学部間の転学部を容易にする改革を行った。将来的には、3学部の改組に向けた計画についても検討課題としていく。現在のところ、「建学の精神」や教育理念・教育目的と大学及び大学院の教育研究組織の現状との間に相違はない。

学部、学科及び研究科のほか、本学には「消費者問題研究所」及び「企業法制研究所」ならびに「臨床栄養センター」及び「発達臨床センター」が存在し、教員・学生の自主的な研究活動を統括する組織として「学術研究センター」が設置されている。これらの研究所やセンターは、学内外の研究者による公開講演会やシンポジウムを開催して学生の啓蒙や地域社会への貢献を行い、また、時代の潮流に合致した研究成果を広く学内外に発信することにより、本学の教育目的の達成に貢献している。

#### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

市邨学園発足以来の「一に人物、二に伎倆」という伝統的な「建学の精神」を尊重し、本学の各学部及び各研究科は、新しい時代や社会の要請に応える人材教育と実学教育を重視してきた。この本学の使命・目的及び教育目的が、地域社会あるいは産業界からの視点においても有効であるか、調査・分析する機会を設けるなど、今後も不断の検証に努める。

【資料 1-3-1 「中期目標・中期計画】

【資料 1-3-2 市邨学園 100 年の歩み】

【資料 1-3-3 名古屋経済大学ホームページ（該当ページ）】

#### 〔基準1の自己評価〕

本学は、大学及び大学院いずれも建学の精神「一に人物、二に伎倆」を継承しつつ、同時に「学校教育法」に基づいてその使命・目的及び教育目的、各学部及び各研究科の人材育成目的を学則に明確に定めている。

女子の商業教育を担った長い伝統の後、昭和58（1983）年に男女共学の4年制大学に移行して以来、常に時代の変化と要請に応じて組織を再編し、また教学の理念・内容を改革し続けてきた。前述のとおり、その教育目的は法令に適応しているだけではなく、時代の要請にも適合し、また、教育目的と教育・研究組織の構成との間に相違はない。

以上の建学の精神及び教育理念・目標は、『大学案内』、ホームページ、『学生生活ハン

## 名古屋経済大学

ドブック』等を通して、簡潔で分かりやすい形で内外に公表している。各学部及び各研究科の教育目的は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーの「三つのポリシー」としてホームページに掲載されている。

建学の精神「一に人物、二に伎倆」は、男女共学の4年制大学に移行の後も、役員会をはじめ大学教職員によって支持され、共有されてきた。平成24（2012）年度以降の建学の精神の「再定義」や新しい時代に応じた教育理念・目標の策定に際しては、大学評議会、学部教授会、大学院委員会、研究科委員会における審議と並んで、適宜開催された全教職員集会やFD研修会を通して全教職員によってそれを共有し、また機会あるごとに学生やその保護者にも伝達してきた。

本学の使命・目的及び教育目的の有効性については、たゆまぬ検証が必要であるが、これまでのところ適正に検証され、必要な改善策が重ねられている。

以上の諸点に鑑みて、本学は基準1を満たしていると自己評価するものである。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### « 2-1 の視点 »

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

名古屋経済大学（以下「本学」という。）の教育目的は、本学学則第3条及び本学大学院学則第4条において明確に定められている。各学部及び各研究科は、建学の精神を踏まえたそれぞれの教育目的に即した入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）を定めている。それらのアドミッションポリシーは、「大学案内」「入学試験要項」及び「本学ホームページ」に明示するとともに、進学相談会、キャンパス見学会、オープンキャンパス及び教職員による高校訪問等のさまざまな機会を通じて周知を図っている。

##### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学者受入れの方針は、前述の通り「大学案内」、「入学試験要項」及び「本学ホームページ」等にアドミッションポリシーとして明示している。

他方、本学は、平成24(2012)年度に学長及び副学長をはじめ大学中枢の人事刷新を行い、新学長のリーダーシップの下に策定した「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」に基づき、カリキュラム改革を含む教育改革や入試改革に取り組んできた。アドミッションポリシーについても、新しい「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」に照らして修正することを検討している。

入学者選抜に係る実施方針は「大学評議会及び学部教授会」において審議し決定している。また、「名古屋経済大学入学者選考規程」に基づき、「入学試験実施本部」及び「学部入学者選抜委員会」の設置ならびに「入学試験問題作成委員」の委嘱を行っている。「入学試験実施本部」は入学試験の実施に関する一切の事項を所管する。「学部入学者選抜委員会」は入学者選抜に関する事項を所管するとともに入学者決定の原案を作成して学部教授会へ提案する。「入学試験問題作成委員」は入学試験問題の作成を行うこととしている。入学者選抜については煩雑な手続きを改めるために、平成24(2012)年度より、新たに「入学者選抜全学委員会」を設置して全学的観点に立って各学部・学科の原案を審議することとした。

入学試験においては、実施本部を設置し、実施要領を作成するとともに、事前に担当する教職員に対する説明会を行うなど、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜に係る体制・組織を整備し、公正かつ厳正な入試を実施している。

本学の入学試験の区分は「入学試験要項」記載のとおりであり、入学者選抜にあたり複

数の選抜方法を用いることにより、多様な学生の受入れに努めている。

(一) 学部

( i ) AO 入試

AO 入試については、従来、エントリー後の第一次審査で小論文及び面接を、正式出願後の第二次審査で再度の面接及び書類審査を実施していたが、平成 26（2014）年度入試から第一次審査において小論文及び面接官 2 名によるきめ細かな面接を行い、第二次審査は書類審査のみとすることとした。なお、平成 27(2015) 年度 AO 入試は I 期からVII期まで 7 回実施し、平成 28(2016) 年度 AO 入試は、受験動向に沿うような形で精査し、I 期から V 期の 5 回を実施する。また、オープンキャンパス時には、小論文の指導を各学部・学科の担当者が行っている。

( ii ) 一般推薦入試

一般推薦入試は、多様な能力を持った受験生を確保するため、平成 27 (2015) 年度入試から基礎力型・面接型・自己 PR 型の三つの方式の入試を実施しており、受験生は自分の得意な入試方式で受験することができる。

( iii ) スポーツ推薦入試

スポーツ推薦入試は、各種スポーツで顕著な成績を修め、同時に勉学に対し意欲的に取り組む生徒を対象とする推薦入試であり、現在、ラグビー、硬式野球、剣道、バスケットボール、サッカー、テニスの 6 種目について実施している。

( iv ) プラチナ奨学生選抜試験

プラチナ奨学生選抜試験は、平成 26(2014) 年度から導入した入学試験区分である。12 月に実施される本試験で一定以上の得点を得た場合、翌年 1 月に実施される一般試験前期 A 日程合格の権利がただちに与えられる。合計得点が 8 割以上の得点者には、入学金及び毎年の学納金（授業料、施設整備費、維持費、教育充実費）を免除するプラチナ特典 I が与えられる。

( v ) 一般学力入試

一般学力入試は 2 科目の合計点で合否を決定する。平成 27 (2015) 年度入試からは、一般入試前期 A 日程 2 科目受験者を対象とし、試験の合計点数が 8 割以上の得点者に対して、入学金及び毎年の授業料を免除する成績優秀者優遇制度「プラチナ特典 II」を導入している。また、受験機会のさらなる増加につながるよう、管理栄養学科を除く学部学科において 1 科目で受験できる方式を導入した。

( vi ) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験利用入試は、大学入試センター試験のうち、指定された教科・科目について、高得点の 2 教科 2 科目の合計点で選考する。また、平成 27 (2015) 年度入試からは、センター試験の上記 2 教科 2 科目の合計点数が 7 割以上の得点者に対して、入学金及び毎年の授業料を免除する成績優秀者優遇制度（プラチナ特典 II）を設けている。

( vii ) 外国人留学生入試

外国人留学生入試は、出願資格として日本学生支援機構が実施する「日本留学試験（日本語）」を受験し 200 点以上の得点を取った者もしくは「日本語能力試験 (N2)」以上合格者であることを条件とし、指定校推薦による入学者には入学金の免除制度を設けている。

(viii) 社会人入試

社会人入試は、社会で実務経験（職歴）が4年以上ある社会人を対象に実施している。「長期履修制度」を設けており、最大6年間ないし8年間を選択することができるため、働きながら履修することが可能である。

(ix) 編入学入試

編入学入試は、大学、短期大学、高等専門学校等を、卒業、修了もしくは一定数の単位を修得した者、又はそれと同等以上の学力があると認められた者を対象とし、合格後は原則として3年次（教育保育学科については、一定の資格を有する者以外は2年次）に編入する。

なお、上記（i）AO入試及び（ii）一般推薦入試において合格した高校生に対しては「入学前教育」を実施し、合格から入学までの間に2回の課題を課している。各学部・学科により異なるが、日本語・英語の読解力・表現力を問う問題で基礎知識を問う問題を課すことにより、入学までの学習意欲の維持を図っている。平成26（2014）年度入学生の課題回収率は平均77.5%である。平成27（2015）年3月10日から14日に実施した5日間の「大学入門講座」には200名を超える入学予定者が参加した。

（二）大学院修士課程・博士前期課程

本学大学院修士課程の入学試験は、アドミッションポリシーに基づき、以下のような形態で実施している。

(i) 一般入試

法学研究科及び会計学研究科：小論文又は外国語ならびに面接を実施する。

人間生活科学研究科：小論文又は外国語ならびに研究計画書に基づく面接を実施する。

(ii) 外国人留学生一般入試

法学研究科・会計学研究科：小論文又は外国語ならびに面接を実施する。

人間生活科学研究科：小論文又は外国語ならびに研究計画書に基づく面接を実施する。

(iii) 社会人・職業人特別入試

社会人・職業人特別入試では、研究計画書に基づく面接を実施する。なお、各研究科においては、社会人・職業人入学者に対して「長期履修学生制度」を設けている。この制度は標準的な2年間の修士課程を3年にわたって履修するものであり、また、2年分の授業料を3年間で分割納入する特別な制度である。

(iv) 推薦入試

推薦入試では、研究計画書に基づく面接を実施する。

（三）大学院博士後期課程

本学大学院法学研究科・会計学研究科の博士後期課程の入学試験に関しては、アドミッションポリシーに基づき、以下のような形態で実施している。

(i) 一般入試、社会人・職業人特別入試

一般入試、社会人・職業人特別入試では、修士論文及び研究計画書に基づく面接を実施する。

(ii) 外国人留学生一般入試

外国人留学生一般入試では、修士論文及び研究計画書に基づく面接を実施する。

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(一) 入学定員及び入学者数の現状

本学における入学定員、入学者数は【資料 2-1-1】のとおりである。大学（学部）における全体の入学定員に対する入学者数の比率は、平成 24(2012) 年度は 59.8%、平成 25(2013) 年度は 67.9%、平成 26(2014) 年度は 64.1%、平成 27(2015) 年度は 81.4% であり、定員を確保することが難しい状況である。また、大学院における全体の入学定員に対する入学者数の比率は、平成 25(2013) 年度は 54.6%、平成 26(2014) 年度は 43.8%、平成 27(2015) 年度は 46.9% である。

なお、平成 27(2015) 年度の学部別の入学定員に対する入学者数の比率は、経済学部が 87.3%、経営学部が 102.7%、法学部が 56.7%、人間生活科学部教育保育学科が 58.0%、同管理栄養学科が 106.3% であり、全体として昨年度比 109 名の入学者数の増加があったが、学部・学科によって大きな差異が生じた。

(二) 学部における適切な入学者数を確保するための取組み

本学は、入学定員に即した入学者数の確保に向けて、さまざまな取組みを実施してきた。

第一に、教育内容を受験生にとって魅力あるものにするためのカリキュラム改革を含む教育改革である。まず、平成 25(2013) 年度に「本学の学生に、何を、どこまで教授すべきか」という観点に立って、授業科目を整理・削減し、体系化した。従来の「教員の専門領域本意」のカリキュラムから「学生本位」のカリキュラムへの転換である（このカリキュラム改革の詳細は 2-2 を参照）。4 学部の専門教育科目の整理とともに、いわゆる一般教養科目である「共通科目群」も整理した。また、学生の主体的な学びを促すための科目として「体験型探究」科目を新設した。さらに、経済学部、経営学部及び法学部の社会科学系 3 学部については、学生が経済学、経営学及び法学に関する基礎的・基盤的知見を徹底して修得できるように、「専門共通基礎 I」（3 科目）及び「専門共通基礎 II」（13 科目）を新設した。このような教育内容に係る改革の意義ならびに本学の教育における「理念と目標」を社会にアピールすることを通して、入学者を確保することに努めている。

第二に、入学生獲得のための高校訪問活動の強化である。前述のカリキュラム改革を通じて刷新した本学の教育の特色や、さまざまな特待制度・奨学制度を周知し、高校との間に信頼関係を形成するために、教職員による丁寧な高校訪問活動を、対象範囲を広げながら進めてきた。

第三に、スポーツ特待生の受入れ推進である。これまで五つ（平成 27(2015) 年度以降は六つ）の強化指定クラブの部長、監督、コーチを勤める教職員による全国各地の高校訪問活動によって、優れた競技者の獲得を進めてきた。同時に、多くのスポーツ特待生が大学卒業後の進路として公務員への就職を希望していることを踏まえ、公務員試験合格に向けた学力の向上のための取組みを進めている。

第四に、経済学部及び経営学部を中心に外国人留学生を積極的に受け入れる方針を進めている。平成 26(2014) 年度には 58 名、平成 27(2015) 年度には 126 名の外国人留学生

を迎えた。多くはアジア（とりわけ中国、ベトナム）からの留学生である。本学は、留学生の獲得が単なる定員充足の手段に終わらぬよう、学務総合センターに「留学生支援室」を設置して専任の教員2名、職員3名を配置し、また日本語教育を徹底するために能力別クラスを編成し非常勤講師の任用を増やすなど、その教育と生活支援に大きな力を投入している（外国人留学生の教育及び生活指導体制の詳細は2-2及び2-7を参照）。

全学的なこれらの取組みの他、各学部の取組みは以下の通りである。

### A. 経済学部

経済学部では、正当で客観性のある社会的評価を受ける体制づくりが重要であるとの考えに基づき、次のような取組みを行っている。第一に、本学部の実学志向という教育方針に従って、実践的な学習環境を整備し、その教育成果が客観的に把握できるようにするために、平成22（2010）年度より初年次教育に語学・情報関連科目を重点的に配置・必修化し、その学習成果を示す一指標としてTOEIC受験やMOS資格取得などの外部試験を利用している。第二に、外部に向けた報告会や外部機関が主催するコンテストやイベントへの学生の参加を重視している。「暮らしと観光」や「地域調査」といったフィールドワーク型の授業では、授業の最後に住民、学校、企業、行政など地域社会の構成員を招いて公開報告会を行っている。また、消費・流通コース担当教員のゼミ生が、決められたテーマに沿って他大学の学生と共同作業を行う消費者教育セミナーのコンテスト形式の取組みに参加している。

このような経済学部の教育目的や特徴を志願者によりわかりやすくするために、学部ホームページの充実に努めるとともに、学部教員全員が各人の関心を綴ったエッセイ、研究内容やその周辺のエピソード、学部行事の評価などをブログに投稿し、学部の雰囲気や多彩な魅力を外部に伝えるよう努めている。

なお、平成26（2014）年度の入学者がさらに減少するという状況に直面して、学部独自の高校訪問など外部に対する働きかけを強めるとともに、本学経済学部教育に関する要望や注文を踏まえ、就職出口をいつそう明確に意識したコース制の再編と学部推奨資格の再設定を行った。平成27（2015）年度に入学者数はかなり回復したが、この浮沈の要因を分析して継続的な対応を行っている。

### B. 経営学部

経営学部では、平成21（2009）年度に専門科目間の関連を明確に示した「経営学部履修科目相関（e-Score）」を本学ホームページ上に公開した。経営学部の志願者に対して、入学後の4年間にどのような専門科目をどのような順で履修すればより効果的であるかをチャートと表でわかりやすく示している。これにより、ミスマッチによる入学後の挫折を減らし、安心感を持って志願できるような仕組みを構築することで、適切な受入れ数の確保に努めている。平成27（2015）年度は外国人留学生の大量入学によって入学定員を一举に充足することになったが、留学生の語学力対策、留学生のニーズに即したカリキュラムや履修コースの設定など、教育上の課題が生まれている。

### C. 法学部

法学部では、ビジネスコンプライアンスの精神を実践し、企業が抱える問題や消費者を取り巻く問題を法の視点から解決できる人材を育成するという学部の目的や特徴を入学志願者にわかりやすくするため、平成23（2011）年度に学科名を「ビジネス法学科」に変

更した。また、本学法学部ホームページに法学部における学びの具体的な姿を積極的に明らかにすることによって、法学部における学修が自らの進路とどのように関係するのかを入学志願者に明らかにすることにより、適切な受入れ数の確保に努めている。しかし、平成27（2015）年度も入学定員充足率は56.7%にとどまり、入学生の大部分はスポーツ推薦入学生である。この現状を踏まえてラディカルな方策を検討することが必要である。同時に、スポーツ推薦入学生の多数が公務員を志望していることを踏まえて、公務員試験対策を充実させることが求められている。この方策は平成27（2015）年度より具体化している。

#### D. 人間生活科学部

人間生活科学部の二つの学科のうち、管理栄養学科は平成26（2014）年度から入学定員を超える入学生を獲得できているが、教育保育学科は、保育者養成に関する社会的ニーズが高まっているにもかかわらず、平成27（2015）年度も定員充足率は58.0%にとどまっている。その要因のひとつは、教育保育学科の新規卒業生の公立幼稚園・保育園への正規採用での就職が極めて少ないという点である。したがって、喫緊の課題は公務員試験対策を強化し、公立の幼稚園・保育園への就職率を高めることである。そこで平成27（2015）年度より公務員試験対策に資する授業科目「基礎力養成Ⅰ～Ⅳ」をカリキュラムに設定し開講したところ、受講希望者は想定以上に多数であった。

一方、管理栄養学科はこの2年間、入学定員を上回る入学生を迎えることができているが、肝心の管理栄養士国家試験の受験率、合格率ともに全国平均に及ばず、この対策を徹底しない限り社会的評価は高まらないと考えている。学科の教育目標をあらためて国家試験合格に据えて、学科の総力を挙げて教育改善を進めている。

入学試験については、平成26（2014）年度入試より両学科ともにプラチナ奨学生選抜試験を導入し、勉学意欲の高い成績優秀者を含むより多くの受験者の要望に応えている。また、平成27（2015）年度よりAO入試をV期からVII期に拡大するとともにスポーツ推薦入試を実施する等、受験生の多様な選抜スタイルのニーズにも応えている。入学後の履修モデルについて、教育保育学科では保育士資格・幼稚園教諭一種免許・小学校教諭一種免許取得の履修モデル、管理栄養学科では、主として医療福祉系とフードマネージメント系の履修モデルを示し、それらを活かす進路等を具体的に提示し、オープンキャンパス等を通して、志願者の入学意欲を高める努力をしている。

#### （三）大学院における適切な入学者数を確保するための取組み

大学院の各研究科においては、適切な入学者数を確保するために次のような取組みを行っている。

#### E. 法学研究科

法学研究科では、大学卒業後すぐに進学してくる学生以外に、司法関係者、会社経営者、ビジネスパーソン、専門学校の講師、海外からの留学生など、社会人・職業人として実社会で活躍している人々に教育研究の場を提供しつつ、さまざまな目的を持つ社会人のためのリカレント教育・生涯教育の積極的な推進を図り、適切な受入れ数の確保に努めている。幸いこれまでに本研究科を修了し税理士として活躍している多数の人材とそのネットワークが存在するので、働きかけの工夫次第で入学者の増加を実現できる見通しがある。平成

27（2015）年度の入学者は入学定員50名の80.0%、40名にのぼった。

F. 会計学研究科

博士前期課程では、会計分野と経営分野の高度な職業専門人の養成を目的としている。税理士・公認会計士など会計専門職業家の養成と、グローバルな経営計画・管理に携わる人材の育成に向けて、相応の教育体系を整備している。さらに、ホームページなどを通じ周知を図り、適切な受入れ人数の確保に努めている。受入れに際しては、主な出身母体である社会人（すでに会計実務に携わっている社会人）・留学生・学部卒業生に対しては、本研究科の人材養成方針を理解し、熱意を持って学修に取り組む者を求めている。こうした志願者を積極的に受入れることを念頭においている。今後は外国人留学生の入学者増加が見込まれるところから、研究科の基本的コンセプトの変更も視野に入れて、カリキュラムの再編を検討していく。

また、博士後期課程では、社会人の生涯教育の一環として位置づけている。これまでの職業体験を基礎に、学術的なアプローチにより研究者レベルで自らのテーマを集大成する意欲と能力を持つ志願者を求めており、適切な受入れを図っている。

G. 人間生活科学研究科

幼児保育学及び栄養管理学の二専攻からなる人間生活科学研究科では、学部卒業後すぐに入学するいわゆるストレートマスターのみならず、社会人・職業人をも受入れ対象として学生確保に努めてきた。学部卒業後間もない学生にとって、現場で活躍する社会人・職業人とともに学ぶことはきわめて有意義であり、他方、社会人・職業人にとっては、良きリカレント教育、生涯学習の場ともなっている。高度専門職業人を養成することを主な設置目的とする本研究科にとって、このような学生構成とすることが理論と実践を架橋することにつながると考える。しかし、両専攻とも入学定員を下回っている現状にあり、両専攻の特徴や社会人・職業人にとって学びの計画を立てやすい長期履修制度についていつそうの周知を図りながら、入学者増に努める。

**(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学は、「建学の精神」やアドミッションポリシーに加えて、近年の大学入学生の質や彼らを取り巻く社会状況を見据えて、①「成長する名経大」、②「一人ひとりを仕事につなぐ名経大」を広く訴えながら入学生の獲得に努めている。①は、人の能力には様々な側面があり、また学力を含めて個々の能力の成長の時期やきっかけは人によって異なるという認識に基づいている。本学は「一人ひとりの学生」と向き合いながらその成長を促す教育システムを進めるという、決意表明でもある。②は、最近、20代の若年労働者の3割強が「非正規雇用」に甘んじざるを得ないという、若者たちにとって、日本の社会にとって深刻な状況を踏まえて、卒業生が確かな仕事を通じて社会に根を下ろすことを目的としてキャリア支援を強化しようという方針である。

また、本学は四つの学部を通じて、以下の五つの「学び」を重視している。すなわち、①専門領域の基礎力を徹底して鍛え、「学ぶ力・考える力」を修得させること、②「学ぶ力」を修得させるために「体験型探究」科目をはじめ主体的な学びの体験を重視すること、③系統的なキャリア教育によって、一人ひとりの学生を確かな仕事につなぐこと、④資格・検定等を目指す自主的な学びや課外活動をしっかりと支援すること、⑤地域自治体や産業界、

市民の協力を得て地域に根ざした教学活動を進めること、である。

各学部には、以上のような全学の方針の下でそれぞれの教育内容の充実を進め、それを対外的にアピールするとともに、入学者受入れの方針や学生の受入れ方法などについて常に点検し、改善のための具体的な活動を進めることを求めている。平成26(2014)年度より「入試広報部」を学務関係の他組織から独立させ、スタッフを強化した。この入試広報部を中心にして高校訪問を軸に本学の教育等のアピールに努め、多くの高校との発展的関係性の構築を目指している。昨年度の高校訪問校は700にのぼり、平成27(2015)年度はその経験を総括しつつ、重点的な訪問活動を実施している。

一方、スポーツ特待生及び外国人留学生の受け入れをより積極的に進める。ただし、これが入学定員充足のための数合わせに終わらぬよう、スポーツ特待生及び外国人留学生の受け入れ後の教育体制や卒業後の就職まで、丁寧なサポートを行っていく。外国人留学生の受入れは、一般学生及び外国人留学生の双方において「グローバルな人材の育成」及び「多文化共生の精神の涵養」を図ることができるという教育効果がある。このような観点から、海外の提携校の開拓を含めて優秀な留学生の獲得を積極的に進めていく。

大学院においては、各研究科の特色やアドミッションポリシーやこれまでの実績を、ホームページ及び入学相談会などを通じて広く宣伝することが基本である。前述の通り、法学研究科及び会計学研究科に関しては、本学大学院修了者の多くが税理士・会計士業務に従事し、あるいはその資格取得を希望していることから、本学大学院修了者の資格取得や関係業界への就職等の実績を、近隣の税理士事務所など大学院受験者が見込まれる組織等に周知することにより入学者の増加を図る。

【資料2-1-1 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移】

【資料2-1-2 2012～2015「学生生活ハンドブック」(大学)、2015「大学院要項」(大学院)】

【資料2-1-3 「大学案内」2016、「大学院案内」2016】

【資料2-1-4 「入試試験要項」2016(大学)、「入試試験要項」2016(大学院)】

【資料2-1-5 名古屋経済大学ホームページ(該当ページ)】

【資料2-1-6 名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標】

【資料2-1-7 入学者選抜に係る実施方針】

【資料2-1-8 入学前教育関連資料】

【資料2-1-9 高校訪問活動関連資料】

【資料2-1-10 学部、学科別の在籍者数】

【資料2-1-11 留学生支援関連資料】

【資料2-1-12 スポーツ特待生関連資料 2012～2015】

【資料2-1-13 「学び」に係る本学の方針】

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

(一) 全学

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「一に人物、二に伎倆」に基づき、人物教育を重視し個性を伸張し、実践的人物を育成し、広く社会に寄与することを教育目的としている。現在における社会の要請に応えるべく教育目的をより具体的に明示するために、「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」を平成 24（2012）年度に提示した。さらに、平成 24（2012）年 10 月、「名古屋経済大学の教育の改革の概要と目的」を本学評議会において確認し、①授業科目の精査と科目数の削減、②授業科目の体系化と教員集団による組織的な教育及び③学部に共通する「専門基礎科目」の設定の三つを柱とする教育の改革に着手し、平成 25（2013）年より新たなカリキュラムによる教育を実施している。この平成 24（2012）年度における教育改革の内容を踏まえて策定された教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）は、本学ホームページなどで公開している。また、前述の通り（2-1-（3）参照）、本学の教育の基本目標（①「成長する名経大」、②「一人ひとりを仕事につなぐ名経大」）と大切にする五つの学び（①専門領域の基礎力を徹底して鍛え、「学ぶ力・考える力」を修得させること、②「学ぶ力」を修得させるために「体験型探究」科目をはじめ主体的な学びの体験を重視すること、③系統的なキャリア教育によって、一人ひとりの学生を確かな仕事につなぐこと、④資格・検定等を目指す自主的な学びや課外活動をしっかりと支援すること、⑤地域自治体や産業界、市民の協力を得て地域に根ざした教学活動を進めること）を「大学案内」等に掲載し、入学生受け入れ後の丁寧な教育を進める決意を表明している。

各学部学科及び大学院各研究科では、この方針に基づいてそれぞれの教育目的を実現するための教育課程編成方針を設定しているが、その内容は以下の通りである。

(二) 学部

A. 経済学部

経済学部では、自ら考え、判断し、意見を発表する能力とともに豊かな人間性の修得を目指し、少人数のゼミナールが 1 年次より設置されている。また、1 年次には、経営学部、法学部の学生と共に「専門共通基礎 I」をはじめ、経済を学ぶ上で基礎となる科目や、実務能力の向上を目指した情報処理科目が必修として配置されている。さらに、平成 24（2012）以前の入学生に関しては、幅広く深い教養の涵養を目指す共通科目、現代的・学際的な領域を取り扱う総合科目も配置されている。1 年次及び 1 年次には多数の科目を履修するのではなく、「専門共通基礎 I・II」をしっかりと学ぶこと、それを通して経済学の基礎的・基盤的知見を身につけることを奨励している。2 年次以降は、消費者・生活者の視点から現代経済の諸問題に対する洞察力を養うために、専門科目がバランスよく配置されている。専門科目については、体系的履修を促すために「消費経済コース」「金融コース」「地域政策コース」及び「経済実践コース」の四つのコースを設け、それぞれの修了

認定を行っていたが、平成 26（2014）年度に、従来の 4 コースのうち「経済実践コース」を廃止し、「消費・流通コース」「金融コース」「地域政策コース」の 3 コースに再編した。その目的は、各コースの推奨資格の明示と資格取得のための指導体制の強化を進め、キャリア教育とも連動させながら、一人ひとりの学生が就職出口と将来の自らのキャリア形成をよりいっそう明確に意識できる教育課程をめざすことにある。

### B. 経営学部

経営学部では、人間形成の基礎としての豊かな教養を修得するための科目群として「共通科目群」を設け、さらに、経営の基礎・基本を確実に修得し、今日のビジネス社会はもとより広く社会に貢献できる人材を育てるための科目群として「専門科目群」を設けている。専門領域への導入として「専門共通基礎 I・II」の履修の徹底を進めている。専門科目の履修モデルは、「経営学部履修科目相関（e-Score）」により、科目間の関連を含めて明確に示されている。また、自ら考え、判断し、意見を発表する能力を身につけるとともに、学生と教員との触れ合いを密接にする「演習群」も設けている。

### C. 法学部

法学部では、幅広く深い教養、総合的判断力及び豊かな人間性を修得するための科目群として「共通科目群」を設け、さらに、法学の基礎・基本を確実に修得し、法的対応能力を備えた人材育成のための科目群として「専門科目群」及び「演習群」を設けている。専門科目の導入として、また法と社会に係る基礎的・基盤的知見をしっかり身につけるための科目として「専門共通基礎 I・II」を設けている。これに加えてカリキュラムに配置されている専門教育科目は、法学部における教育目的の実現を達成するための実践的かつ総合的な法学教育を目指すものである。法学部学生には公務員志望者が多く、公務員試験対策の科目設定と試験合格を目指す系統的な履修を促す指導が求められており、平成 27（2015）年度より、共通科目群のキャリア区分として「基礎力養成 I～IV」を開設した。

### D. 人間生活科学部

人間生活科学部では、建学の精神に基づき豊かな人間性、深い人間的見識を備えた専門的職業人の養成を目指したカリキュラムを編成している。科目を共通科目群、専門科目群、演習群に区分し、必修、選択の科目を配置している。

教育保育学科では教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則等をもとに、小学校教諭、幼稚園教諭の免許、保育士資格取得それぞれに必要な専門必修科目を設け、加えて専門的知識を深め技能の向上につながる「特別支援教育論」、「市民生活と教育」及び「子育て支援論」など学生のニーズや現代社会の要請に応じた専門選択科目を開講している。また、公立の幼稚園・保育園への就職者を増やすために、平成 27（2015）年度より共通科目群のキャリア区分として「基礎力養成 I～IV」を開設している。

管理栄養学科では、厚生労働省が定める管理栄養士養成課程の専門基礎分野及び専門分野の科目をもとに、系統的に学べるよう科目を配置し、フードスペシャリストや栄養教諭など学生の進路に応じた選択科目を設け、実践的能力のある管理栄養士の養成のためのカリキュラム編成としている。管理栄養士国家試験の受験者・合格者が全国平均に及んでいないことを重く考え、国家試験対策のための講座を外部業者に委託する一方で、学部教育の充実を図って国家試験合格率を高める方針の確立が重要課題である。

(三) 大学院

E. 法学研究科

法学研究科では、幅広い視野に立って現代的法現象について深く究明して法学に関する基礎的学術研究を推進するとともに、現代社会を巡る法律問題についての専門的学識と的確な判断能力及び法的対応能力を有する人材の養成、ならびに高度専門職業人の養成・再教育を主たる教育目標とし、この教育目標の実現を達成するための実践的かつ総合的な教育を目指したカリキュラム編成を行っている。

法学専攻修士課程では、主たる法分野の科目は「専修科目」として各科目に講義科目と演習科目を開設し、「専修科目」には研究指導のための時間が併設されているという特徴をもっている。専修科目と関連のある法領域について幅広い視野と高度の専門的学識と法的対応能力及び実務処理能力を養成するための科目として「関連科目」を開設している。なお、専修科目及び関連科目は、企業活動における法の有効性を研究する企業関係法科目群及び国や自治体・行政機関における法律問題や紛争・行政のあり方を研究する公法関係科目群の二つに大別されている。

企業法学専攻博士後期課程では、企業法学に関する主たる分野について専修科目を設定し、博士（法学）の学位を取得するための研究指導を行う。したがって、単位制は採用していない。

F. 会計学研究科

会計学研究科では、企業活動のグローバル化に対応し国際的に活躍できる人材の育成ならびに最先端の会計・経営・経済の分野における研究を担い得る人材の育成を目的とし、教育課程の編成を行っている。すなわち、会計分野では、IFRSの動向を踏まえ、めまぐるしく変化する国内会計基準・会計関連法令に対応したカリキュラム編成を基本としており、現代の企業社会に即応した経営・経済等についてのカリキュラムも整備している。今後は外国人留学生の入学増加が見込まれるところから、研究科の基本的コンセプトの変更も視野に入れて、カリキュラムの再編を検討することが求められている。

博士前期課程では、会計領域について基幹科目及び展開科目を設置し、経営・国際経済・金融の領域について関連科目を設置している。なお、研究演習科目として会計学特別研究（1年次・2年次のいずれも通年科目）が置かれている。また、博士後期課程では、専門基幹科目、専門展開科目及び専門応用科目が設置されており、研究演習科目として会計学特別研究（1年次ないし3年次のいずれも通年科目）が設置されている。

G. 人間生活科学研究科

人間生活科学研究科では、学部教育との連携を考慮し、専門性と継続性に配慮した発展的な特徴をもつ大学院教育課程を編成している。学部教育を通して修得される専門分野に関する基礎的な知識と能力を基盤にして、社会で指導的な役割を果たしうる高度専門職業人としての実践者を養成することを目的として編成している。

教育課程を「基礎科目」、「基本科目」、「実践科目」、「研究科目」の各科目群から編成し、体系性と系統性に配慮した授業科目を配置した。さらに実践現場で必要とされる高度な専門知識と実践的能力を修得させる教育課程を編成するとともに、複数の指導教員による研究指導体制を導入することによって、現場で必要とされる臨床的力量の養成に力点をおいた研究指導となる編成としている。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### (一) 全学

教育課程の編成については、各学部及び各研究科のいずれも、設置基準を満たしている。各学部の授業科目は、平成24(2012)年度以前の入学生においては共通科目群、総合科目群、専門科目群及び演習群に区分されるとともに、必修科目又は選択科目に分けられ、それぞれのカリキュラムポリシーに適った授業科目の編成が行われている。また、平成25(2013)年度以降の入学生に関しては、平成25(2013)年度におけるカリキュラム改正に基づき、新たなカリキュラムの下で共通科目群、専門科目群及び演習群の区分ならびに必修科目又は選択科目の区分に従い、それぞれのカリキュラムポリシーに適った授業科目の編成が行われている。

本学は、平成25(2013)年度に授業科目の新設やカリキュラムの体系的な再編を含む全学的な教育改革に着手した。まず、それまではどちらかといえば教員の専門領域に即して開講されていた授業科目を、「本学の学生に、何を、どこまで教授するか」という観点で精査し、開講科目の削減を含めてカリキュラムの体系的な整備を行った。カリキュラムの「体系化」は、授業を個々の教員の「私的領域」から解放し、教員集団による組織的な職務に転換させることを求めた。学長が指名した委員による「カリキュラム検討委員会」が学部教授会との行き来を繰り返しながら、新しいカリキュラムの策定を進めた。カリキュラムの体系化の一環として、社会科学系3学部の「専門共通基礎I・II」の新設を行った。これは、「経済」、「経営」、「法」の基礎的・基盤的知見をしっかりと修得させることを主たる目的とした。この3領域に「教育」、「健康」、「キャリア形成」にかかる三つの科目を加え、人間生活科学部の学生の履修に門戸を開いた。社会科学系3学部の学生にとって、法的知見を備えた経済学士・経営学士、経済・経営の知見を備えた法学士という、ある意味での付加価値を獲得する意味と、入学後に所属学部とのミスマッチに気が付いた場合の転学部を容易にするという効用も意味した。

さらに、社会的な変化・変動の時代に必要な「学ぶ力・考える力」を修得するためには「主体的な学び」の体験が必要であるとの考えから、フィールドワークやアクティブラーニングから成る「体験型探究」科目を新設した。

それぞれの学問領域の基礎的・基盤的知見を学生に分かり易く講義する「専門共通基礎」科目やフィールドワークやアクティブラーニングの実施とこれをそれぞれの学部の専門的な学びに発展させる「体験的探究」科目の開設は、教員の教育力の向上、教育方法の工夫を必要とした。本学は、平成25(2013)年から翌年にかけて約1年間、教育コンサルタントに委嘱して教員の教育力向上のための研修を実施した。教育力向上のための研修は平成26(2014)年度以降、全学及び各学部のFD委員会を中心に自前で行っている。委員会主催の全教職員研修会を重ねるとともに、教員の授業を相互に参観し、相互批判の下で改善を図ることとしている。授業における学生の私語や立ち歩きの多発を防ぐために、教員や教務担当職員による授業参観、学生の座席指定などの方策もとり、改善をみている。教授会や学科会議において教育に関する情報交換や改善のための方策の検討などを積極的に行うという方針を共有することが重要と考えている。

本学は、学生からの「授業評価アンケート」を毎年実施するとともに、学内数か所に設

けた「提案箱」に学生が隨時意見を寄せることを可能にしている。教育にかかわる学生の意見や苦情は学長にまで届けられ、事実調査と迅速な改善を図っている。

なお、本学は平成 21（2009）年に教員の 65 歳定年制を定めたことから、この数年に定年退職者が続出した。これを埋めるために、平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度に併せて 25 名の原則として博士の学位を取得している 30 歳代、40 歳代の教員を採用したことによって教育力を一新し強化することとなった。

大学院の両研究科は、修士課程及び博士前期課程修了のための修士論文を「特定の課題に関する調査・研究」をもって替えることができることとした。これは、両研究科ともに社会人及び実務者が多数を占めていること、今後、外国人留学生の入学増加が想定されることから、修士課程及び博士前期課程の教育をスクーリングを主たる教育方法とする方向でカリキュラムの改編を行う計画を含んだ措置である。

## （二）学部

前述のとおり、本学は平成 25（2013）年度に教育改革を行い、「本学の学生に対して、何を、どこまで、どのように教授すべきか」という視点に基づいて、授業科目の精査とカリキュラムの体系化を図った。そのため、それぞれの学部においては、平成 24（2012）年度以前の入学生を対象とするカリキュラム（旧カリキュラム）と平成 25（2013）年度以降の入学生を対象とするカリキュラム（新カリキュラム）が併存している。可能な限り、新カリキュラムの良い点を旧カリキュラム履修生にも教授するべく、授業科目の読替えなどの措置を採っている。

以下、新カリキュラムに即して述べるなら、各学部は、初年次教育にかかわる演習科目をはじめ共通科目及び専門科目に関し、それぞれの教育目的に適った教育課程の体系的編成を行ってきた。その中で、初年次教育については、各学部に共通するプログラムが策定されている。社会科学系 3 学部の平成 25（2013）年度以降入学生は、すべての共通科目群及び一部の専門科目群を共有している。すなわち、社会科学系 3 学部においては、幅広く深い教養、総合的判断力及び豊かな人間性を修得するために、情報、語学、健康とスポーツ、人間と文化、社会と歴史、科学と自然、共生の探究、体験型探求及び留学生対象科目の 9 つの区分（平成 27（2015）年度以降入学生については、同年度に新設された「キャリア」区分を含む 10 区分）からなる「共通科目群」を共有し、その中から個々の学生が選択的に履修する。「専門科目群」に関しては、経済学、経営学及び法学の基礎を学ぶ導入科目として「専門共通基礎 I」が置かれ、社会科学系 3 学部それぞれの専門基礎を身に付けるための科目として「専門共通基礎 II」科目が設けられている。この 2 群の「専門共通基礎」科目の先に、それぞれの学部の専門教育科目が設けられているのである。

法学部にはスポーツ特待生を含む強化指定クラブ所属学生が多いが、これらの学生に対しては、スポーツに関連する角度から人文、社会、自然科学の基本的な知見を修得し、卒業後にスポーツの経験を生かした職を選択することにつながる「強化指定クラブ所属学生対象科目」（10 科目）を専門科目の選択科目として設けている。

また、経済学部、経営学部に多数在籍する外国人留学生に対しては、共通科目群及び専門科目群のいずれにも「留学生対象科目」を設定している。すなわち、共通科目群には、日本文化等に係る一般的な知識を修得する科目及び日本語の能力向上を図る科目などが置

かれ、専門科目群には、専門共通基礎Ⅰ科目のうち「市民生活と経済」、「市民生活とビジネス」及び「市民生活と法」の3科目に関する特別講義を設けている。

人間生活科学部の2学科は、それぞれ監督官庁の指定規則に縛られてカリキュラム再編の余地が少ないが、可能な限り新カリキュラムの利点を共有できるように配慮している。

なお、各学部における教育課程の体系的編成の特徴は以下のとおりである。

#### A. 経済学部

経済学部は、教育課程の編成と教育の実践にあたり次の諸点に留意している。第一に、コミュニケーション能力を中心とする基礎学力を養成するとともに社会人としての心構えを身につけること、第二に、幅広い教養を身につけ、それと経済学の専門的知見との有機的な結合を図ること、第三に、「ゼミナール」形式の少人数教育を充実させ、教員・学生の双方向の討議を重視し、人間関係形成の能力の育成に努めること、第四に、卒業論文の執筆・報告を通して学習成果を総合する能力を修得すること、第五に、学生の自主的学習活動の環境を整備すること、第六に、研究水準を向上させ、教育実践に生かすこと、第七に、教育研究の成果を地域社会の生活・文化の向上に役立たせるため、地域との連携の強化に努めることである。

経済学部は、上記教育目標・目的を達成するために、幅広く深い教養、総合的判断力、豊かな人間性の育成を目指すための「共通科目群」を設置し、経済学の基礎の修得と関連領域への関心の涵養に努めている。「専門科目群」は、「専門共通基礎」科目のほか、経済学・現代経済・消費経済に関する入門・基礎科目、消費経済・地域経済・金融などの領域の制度・歴史への洞察力を養うための科目及び上記専門領域を多角的に理解するために開講されている経営・企業・情報・会計や法律関連の科目を含む「専門科目」から構成される。また、「演習群」の諸科目は、自ら考え、判断し、意見を発表する能力を身につけるとともに、学生と教員とのふれあいを主旨として設けられている。「基礎演習ⅠA・B」は社会事象への関心と問題意識を喚起するとともに、学問研究の基礎や方法を他者との意見交換を通して修得することを意図して1年次に開講されている。「基礎演習ⅡA・B」は自らの関心テーマを選択しそれを仲間との問題意識の共有とコミュニケーション能力の向上を図るとともに、専門演習への橋渡しをする科目であり2年次に開講されている。「専門演習ⅠA・B」と「専門演習ⅡA・B」は、同一教員の指導のもとで経済学の専門領域のテーマを研究する科目であり、それぞれ3・4年次に開講されている。「卒業論文」は、3・4年次専門演習の指導教員のもとで主体的にテーマを設定し研究成果をまとめる科目であり、4年次に履修する。

経済学部では、上記教育目標の達成と専門科目の体系的な履修を促すため、平成26(2014)年度にコース制の見直しを行い、「消費・流通コース」、「金融コース」及び、「地域政策コース」に再編しあわせて3コースそれぞれの履修モデルを示した。

特色ある学部教育の柱の一つとしては「経済学部学生研究室」がある。「消費・流通コース」、「金融コース」、「地域政策コース」の各コースを選択した学生が、より明確な目的をもって学習する環境を提供すべく、「消費・流通チーム」、「金融チーム」及び「地域政策チーム」の三つのチームからなる経済学部学生研究室を設け、各コースの授業科目担当教員がチームの指導に当たっている。「消費・流通チーム」では、卒業後、就業経験を経

た後に消費生活アドバイザーの資格に挑戦することを目標に販売士等の資格取得を、「金融チーム」ではファイナンシャルプランナーの資格を、「地域政策チーム」では公務員試験合格をそれぞれ目指すとともに、「地域政策チーム」は地域に入って、住民・行政・企業等の様々な構成員との交流を深める中で、新しい公共の担い手としての能力の育成を図っている。

このように、経済学部の教育課程の編成方針は、経済社会が直面するさまざまな課題を消費者・生活者の視点から理解し、政策形成能力を高めつつ社会的要請に応えうる実践的能力を備えた人材を育成するという視点に立っている。

他方、多様な選抜試験を経て入学してくる学生間の基礎学力の差や、目的意識及び修学意欲が低い学生の増加は、学部の初年次教育や専門教育のあり方の見直し、体系的教育の工夫、就業意識の育成など多くの課題を提起している。また、基礎学力の向上、修学上必要な汎用的スキルの修得を図るため、平成23(2011)年度からTOEIC Bridgeの受験、MOS検定Wordの合格を必修化し、今後の知識社会、情報社会、グローバル社会の担い手として必要な基礎的知識、技能の修得を促している。

初年次教育の重視は平成25(2013)年度からの全学の方針であり、経済学部でも、教授会のなかで特別に時間をとって1年次生の状況を出しあい、情報と認識を学部全体で共有する取組みを行っている。それを踏まえ、平成26(2014)年度には前期試験直前に1年次生全員を対象にした「前期試験を乗り切ろう」会を行い、入学後初めての試験に対する不安の払しょくと教員・学生間のいっそうの交流を図った。

## B. 経営学部

経営学部は、本学の建学の方針である「一に人物、二に伎倆」に立脚する教育目的を「人間形成の基礎としての豊かな教養の上に立って、経営学の基本を身につけ、今日のビジネス社会はもとより広く社会に貢献できる人材を育てることである。」としている。ここにあるように、第一には幅広い教養の修得を通して総合的な思考力、判断力を培い豊かな感性と人間性を充実させる人物教育がある。第二に、人物教育の上に「伎倆」である経営学などの専門教育があり、その結果としての実践的な課題設定能力と問題解決能力がある。この「伎倆」を生かす場がビジネス社会を含む社会一般である。

幅広い教養の修得のために設置している「共通科目群」には、英語をはじめとする「語学」、体育実技を含む「健康とスポーツ」、文学・芸術を学ぶ「人間と文化」、政治などの「社会と歴史」、科学などの「科学と自然」、そしてWord・Excelなどの技術を体得する「情報」が含まれている。専門教育では、経済学部、法学部と共に「専門共通基礎Ⅰ」に加え、「専門共通基礎Ⅱ」及び「基本簿記」、「基本経営学」といった、経営学を学ぶ上で基礎となるべき科目を1・2年次に配当し、経営学の基礎を十分に修得できる開講形式をとっている。「基本簿記」については、できる限り少人数クラスとなるよう3クラスに分けて開講し、細やかな指導が可能となるような配慮をしている。

そして、高校と大学での教育システムの違いに戸惑うことなく大学での学生生活を送れるように特に配慮した1年次対象の「基礎演習ⅠA・B」は、学部全体で共通の参考書を使用し、その教科書内容に沿ったワークシートを課すことで新入生にきめ細かな配慮ができるようにしている。ここでは、ノートの取り方、図書館の利用方法、及びゼミ発表の仕方などのスタディ・スキルに関することから、市邨学園の成り立ちなどの「自校教育」、

社会生活に必要な「時間管理」、そして「キャリアデザイン」の基礎と、大学4年間を過ごすための素養を教員・学生間の双方向教育で実施している。これ以降の各学年でも演習が開講されており、すべて必修科目とし、きめ細かな指導を行っている。新入生にとっての基礎演習ⅠA・Bは、大学4年間を過ごすための基礎的なスキルなどを習得する大変重要な科目である。そのため、「入学前教育」、「英語プレスメントテスト」、さらに留学生については「日本語プレスメントテスト」の結果を考慮して最適なクラス分けを実施している。また、ゼミ編成において、留学生と日本人学生をミックスしたクラスを設けるとともに、勉学意欲のある学生（留学生を含む）を別編成し、より一層学力を伸ばすための指導を行うクラスも設けた。

加えて、入学後の1年間がその後の学生生活に大きな影響を与えるため、原則として月に1回、学生と個別面談を実施し、学生生活や勉学に関する状況を把握できるようにしている。それを受け、月例の教授会終了後に基礎演習ⅠA・Bについての情報交換会を実施し、1年生の指導における課題を共有することで、それらに速やかに対処する体制も取っている。また、平成24（2012）年度には1年生の生活実態調査を実施し、1年生の実態を的確に把握して学生指導にあたっている。

さらに、平成25（2013）年度から「簿記検定対策講座」を開講し、1年生を中心に日商簿記検定3級の合格を目指した課外授業を行っている。問題集も独自に作成し、数名の合格者を輩出することができた。今後も講座の開講を予定しており、さらに合格者が増えるような方策として、平成27（2015）年度の「基本簿記」のクラス分けを工夫する予定である。

平成27（2015）年度より外国人留学生の入学が急増し、主として留学生の日本語能力に起因する教育上の問題が生じている。外国人留学生に特化した履修コースの検討や日本語能力向上と専門的学習との両立・調和を如何に進めるか、差し迫った課題である。

### C. 法学部

法学部は、第一に、法学を通して時代の要請に応える人材を養成すること、第二に、個々人が生きていく力を自らに「養う」こと、の二つを基本的な教育目標に掲げ、学生が社会生活に不可欠な基礎学力を身につけ、法学の基本を確実に修得したうえで豊かな人間性と幅広い視野を育てること、そして、そのようにして培われた人間性によって総合的に社会現象を把握し、自ら課題を探求して問題を解決できる能力を獲得することを教育目的としている。このような教育目標及び教育目的を達成するために、幅広く深い教養、総合的判断力及び豊かな人間性を修得するための科目群として「共通科目群」（平成24（2012）年度以前の入学生においては「共通科目群」及び「総合科目群」）を設置し、法学の基礎・基本を確実に修得したうえで、豊かな人間性と幅広い視野をもって、現代社会に生起する様々な社会現象や法的問題を総合的・有機的に理解把握し、主体的に課題を探求して解決に導きうるような法的対応能力を備えた人材を育成するための科目群として「専門科目群」を設置している。また、日本語能力の向上に力点を置くとともに、社会で生起する様々な現象について関心と問題意識をもって主体的に調べ、思考し、他人と意見交換し、解決への道筋を探求することのできる知性と能力を養成するための「演習ⅠA・B」、文献検索の方法、レジュメの書き方、ゼミナールにおける研究報告及び討論の方法等を修得させるための「演習ⅡA・B」、主体的にテーマを設定し、深く研究することにより、より専門的な知識と法的問題解決能力の修得を図る「演習ⅢA・B」及び「演習ⅣA・B」といった「演

習群」科目的設置を行っている（なお、平成 24（2012）年度以前の入学生における演習群科目は「演習Ⅰ」～「演習Ⅳ」の通年科目である）。

このように、法学部の教育課程の編成方針は、社会におけるさまざまな法的問題を総合的・有機的に理解させ、幅広く社会的要請に応えうる法的対応能力を備えた人間を育成するという法学部の「理念・目的」を実現するうえで適切妥当である。

他方、近年、スポーツ推薦入学生の多数が法学部に集中し、その中で基礎学力を欠いた入学者の増加や、法学の体系的理解にまでいたらない学生の増加が懸念される。こうした学生への対応も含めた教育課程のあり方について検討していくことが法学部の大きな課題である。基礎学力の向上という観点から、初年度教育の重要性を念頭に置きながら、「読み・書き・話す」を主な内容とする「演習ⅠA・B」と、国語力をつけるために設けられた科目である「日本語レッスン」を活用している。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫に関しては、これまで法学部教授会、法学部基本問題委員会などで検討を重ね、必修科目及び選択科目の見直しを含めたカリキュラムの改訂や、平成 24（2012）年度以前入学生に導入されている専攻制のあり方、さらに演習群科目を除く通年科目の完全セメスター制の導入について検討を行ってきた。検討の結果として、平成 25（2013）年度におけるカリキュラムの改正を行い、専攻制を廃止するとともに、必修科目及び選択科目の見直しのほか、法学部学生が経済学及び経営学に関連する科目を自らの学部の科目として履修することができるようにしてることに加え、演習群科目を含めたすべての法学部開講科目をセメスター制にしたことを挙げることができる。このように、法学部の教育課程の体系的編成及び授業方法に関しては特色のある工夫がなされている。今後は、先のカリキュラム改革に際して新設した「専門共通基礎Ⅰ・Ⅱ」をすべての学生に履修させ定着させることが一つの課題である。加えて、公務員を目指す学生が多いことを見据えて、公務員試験の方策を学部として構築することが求められている。

#### D. 人間生活科学部

人間生活科学部では、両学科それぞれのカリキュラムポリシーにかなった授業科目の編成を行っている。

教育保育学科は、従来から数次にわたってカリキュラムの見直しと改善を行ってきた。たとえば、人間生活科学部が新設され幼児保育学科としてスタートした平成 17（2005）年度には、学生のほとんどが保育士資格・幼稚園教諭一種免許の取得と幼稚園・保育所関連への就職を希望していたので、この二つの資格・免許に関わる科目のほとんどを必修科目としていた。だが、平成 20（2008）年度に教育保育学科へと名称を変更し、小学校教諭一種免許も取得できるようにし、学生の希望する就職先も保育所等児童福祉施設、幼稚園、小学校と幅が広くなったのに伴い、平成 21（2009）年度には専門科目に占める卒業必修科目の割合を大幅に下げ、学生の目指す資格・免許、就職先に適った科目を合理的に選択できるように選択科目を大幅に増やした。また、平成 24（2012）年度には、学生の学修段階に合ったきめ細かい指導体制を組むために従来の通年科目を精査して、半期科目を大幅に増やした。平成 26（2014）年度には、学生の中に保育士資格・幼稚園教諭・小学校教諭の全ての資格・免許取得を目指し、1 年次からやみくもにたくさんの科目を取得しようとして、結局、自分の目標が曖昧になる傾向がまま見られたという反省に立った教

育課程の見直しと、実習を核とした教育課程とするために学外実習関連科目の内容の系統化を図る教育課程の変更を行った。平成 27 (2015) 年度からは、取得を目指す資格・免許の種類に関わらず、1 年次に保育所（認定こども園含む）・幼稚園・小学校を見学することによって学生が具体的な職業イメージをもって取得する資格・免許を主体的に選択できることにすること、また、学生の専門科目学習への動機づけを強めるべく、それぞれの施設・学校での見学実習を「基礎演習 I」に盛り込めるよう改善を計画している。これには小牧市及び犬山市の協力を得ている。また、2 年次学生対象の「幼稚園教育実習事前事後指導」と 3 年次学生対象の「保育実習指導 I」における合同授業の実施を計画した。これは、4 年制大学の利点を活かし、上級学生が下級学生と交流することで、上級学生の学外実習に向けての課題発見と克服、また下級学生の学外実習に向けての不安払拭と保育技能の習得など事前準備への動機づけを図るためである。また従来、公務員（保育士）や教育公務員を志望する学生に対して個別に基礎学力の向上を図る支援を行ってきたが、教育課程に「キャリア」の区分を設け、公務員（保育士）や教育公務員採用試験を受験する学生の基礎学力向上を図る「基礎力養成 I～IV」を新規に開講した。

管理栄養学科では、平成 24 (2012) 年度には、専門基礎科目に設置していた調理学、調理学実習、調理科学実験を専門基幹科目に配置し、専門基幹科目の「食べ物と健康」に関する分野を充実させた。専門基礎科目には従来より生物学、化学を設置しており、高校時代に生物学、化学を履修してこなかった学生にもスムーズに専門科目が履修できる体制をとっているが、これに栄養演習を追加し、さらに専門科目を履修することに困難さを感じさせない工夫を凝らした。「人体の構造と機能」疾病の成り立ちに関する分野は従来から少しウェートが大きかったため、解剖生理学実習 II を廃止し、解剖生理学実習 I を解剖生理学実習にした。

平成 25 (2013) 年度には、専門関連科目として、新たにスポーツ栄養学、地域産業論、流通学、フードサービス論、マーケティング論を追加した。近隣に管理栄養士養成校が増えるにつれて、単に管理栄養士の免許が取れるだけでは魅力ある大学とはならない。「経済」大学の中の管理栄養士の養成を目的とする学科として、管理栄養士が社会で必要とされる知識は何なのかを考えた場合に、先に示した科目の履修は全国的にも類例がなく、本学科の特色を形成するものである。同時に、人体機能論を運動生理学に改め、スポーツ栄養学を新規に設置することで、栄養と運動の連関を専門的に学べる学科とした。また演習群を見直し、今まで 4 年生のみにあった専門演習 II a、専門演習 II b を各学年の演習にも広げた。すなわち 1 年生で実施している基礎演習 I を基礎演習 I A、基礎演習 I B の二つに分け、2 年生で実施している基礎演習 II を基礎演習 II A と基礎演習 II B の二つ、3 年生で実施している専門演習 I を専門演習 I A と専門演習 I B の二つにした。それに合わせて 4 年生で実施している専門演習 II a と専門演習 II b を専門演習 II A と専門演習 II B とした。演習科目は週 1 回行っているいわゆる「ゼミ」で、少人数で科目横断的に学生をしっかりと指導できる科目でもある。これらをさらに A と B に分けることによって、授業のフォローができる科目としての機能を持たせている。実際には授業で学んだことをおさらいするとともに、国家試験にも対応出来る授業内容を実施している。平成 26 (2014) 年度には、共通科目を見直して、管理栄養学科の学生にも情報入門と情報基礎 I 、英語コミュニケーションと英語リーディングを必修化した。

管理栄養士の国家試験については、これまでのところ受験率・合格率ともに全国平均には及んでいない。受験率・合格率を上げるための教育が求められている。外部業者による講習の導入と並んで、正規の授業の一つひとつを国家試験の合格につなげて充実させる必要がある。

### (三) 大学院

#### E. 法学研究科

法学研究科では、「企業法学を主体とする法学について、幅広く教育研究を行い、豊かな学識と高度な法的研究能力を備え、社会で指導的な役割を果たしうる高度専門職業人及び法学研究者の養成、社会人のリカレント教育及び生涯教育の推進」（大学院学則第4条第2項）を目的としている。

この目的を達成するために、法学専攻修士課程のカリキュラムは、企業法関係科目群と公法関係科目群とに分かち、講義科目では、基本的な法理論の研究を通じて専門的学識のみならず幅広い視野をもって主体的に課題を探求して解決を導きうる能力を修得できるような科目の配置を行っている。演習科目では、専修科目に必ず研究指導の時間を90分付設し、深く研究することにより、より専門的な知識と法的問題解決能力の修得を図り、質の高い教育研究を行っている。

企業法学博士後期課程では、単位制は採っていないが、専攻分野を企業法に特化して、企業法学の分野についての学術的・実践的な研究を推進するとともに、高度に専門的な実務に従事するのに必要な企業法学についての高い研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、又は研究者として自立して研究活動を行い得る研究能力を養成することを目的に科目の配置を行っている。

一方、法学研究科では、特色ある教育の一環として、昼夜開講制を導入しているほか、税理士試験の一部科目免除に対応し得るプログラムも用意している。また、名古屋税理士会から派遣された講師による税法実務研究科目を多数開設し、併設する会計学研究科との単位相互認定制度（8単位を上限）、包括協定締結法学系大学院（本学を含め県内4大学院）各法学研究科の開設科目（10単位を上限）を設けている。このような取組みのもとでさらなる深化と発展を目指して実践能力をもち、知識を創造し、社会を先導する高度専門職業人、研究者を養成するよう教育を行っている。

#### F. 会計学研究科

博士前期課程では、「会計学基本研究」、「財務会計論研究」、「財務諸表論研究」、「現代会計論研究」、「企業法会計論研究」といった本研究科の中核的科目としての基幹科目のほか、高度な専門的知識や幅広い視野を養う展開科目として、「監査役監査論特殊研究」、「監査論特殊研究」、「会計基準研究」などの科目を設けているが、いずれも現代の会計基準や会計関連法令に適ったものとなっている。また、関連科目として、「経営管理論研究」、「経営財務論研究」、「国際経済論研究」、「金融論研究」なども配置し、会計学に隣接する諸科目を整備している。研究専門演習は「会計学特別研究」を2年間通年で修得するシステムとして教育の一貫性に努めている。日頃から教員全員が一丸となって相互に協力して意見交換に努め、より質の高い修士論文の作成が行われるようにしている。

教育課程編成方針に沿った教育課程編成の下に、学生の出身母体に対応した教授方法の

工夫・開発が実践されている。学生の出身母体についてみると、現役社会人・学部から直接入学した者・留学生等で構成されているが、これら出身別の配慮がなされている。

現役社会人は主に会計事務所に勤務する学生であり、税理士の資格取得を目指している者が多いので、まずは会計学の基礎的な知識を確実に修得するために、まず中級簿記から上級簿記までの会計処理・手続について徹底指導がなされている。また、各種税務の実践段階では関連法令と向き合うことも多く、関連法令の体系的知識修得や六法の効果的使用法等についての徹底指導も行われている。財務諸表論については、その基礎的修得を確実なものにするため、平成25（2013）年度から「財務諸表論基礎講座」を設置している。

学部から直接入学した学生の出身学部は、経営学部・商学部・経済学部・法学部などであるが、会計学・関連法の基礎を身につけているとは言い難い水準の者もいる。このような学生がいることを前提として、通常の講義科目において簿記や企業法の基礎的部分の説明を含め丁寧に講義するほか、研究専門演習ごとに会計学・関連法の基礎力を高める指導がなされている。

留学生については、必ずしも会計学の修得を目指す者ばかりではなく、むしろ関連科目である「経営財務論研究」、「経営学原理研究」、「国際経済論研究」などを専攻する者が多いのが実状である。留学生は研究演習担当者と相談のうえ、無理のない科目履修が行われているが、各専門講義科目においても、留学生がいる場合は、講義全体のレベルを下げるのことなく、別途基礎的な専門用語の解説をはじめ、初級簿記や初級企業法についての解説も隨時提供されている。

博士後期課程では、博士の学位をもって国際的に活躍する人材を育成するため、会計職業専門家を主な対象にして、「財務諸表論研究」「国際財務会計研究」「企業法会計研究」「経財務理論研究」といった研究演習科目を設置している。これらの科目を担当する指導教授のほか、副指導教授2名が関与する複数指導体制とし、基礎科目・展開科目・応用科目の中から12単位以上を取得する単位制度を導入している。なお、これらの科目は、博士前期課程との専門性と継続性を配慮し設けられている。

このように、本研究科の博士後期課程は単位制をとっていることが特長である。高度な専門的知識と高度な研究に必要な語学力の育成をめざすとともに、集団指導体制により研究指導を行い密度の高い論文指導を行っている。

なお、博士前期課程においては2年次に、博士後期課程においては1年次及び2年次に各1回、作成中の論文についての発表会を行っている。この発表会はすべての院生及び教員の参加のもとに実施され、論文作成上有益な意見が院生・教員から出され、活発な討論が行われるなど、大きな刺激が得られている。

#### G. 人間生活科学研究科

人間生活科学研究科では幼児保育学専攻・栄養管理学専攻共に、教育課程を「基礎科目」「基本科目」「実践科目」及び「研究科目」の四つの科目群から編成しており、これらは体系的、系統的に授業科目を配置している。これは実際の職業や研究の活動に必要な高度な専門知識と実践能力とを修得できるようにと配慮したものである。さらに、実践現場で必要とされる高度な専門知識と実践能力とを修得できる教育課程を編成すると同時に、複数の指導教員による研究指導体制を導入することで幅広い実践的な視座を獲得できるよう試みてきた。さらに、研究指導教員によるきめ細かく手厚い個別指導によって、具体的

な研究成果が確実なものになるようにと心掛けてきた。

人間生活科学研究科では、個別指導体制が構築されており、これが良好に機能している。科目の担当教員は、授業に関する大学院生の要望を個別に聴取し、できる限り対応するよう努めている。同時に、学生に対する授業評価アンケート（授業に対する意見を自由に記述してもらう）を、年に1回実施する。このアンケートにより、教育課程、教授方法、開講方法などについて、大学院生の率直な意見や感想を聴取し、これらのデータをもとに改善する必要があるかを検討するように工夫していく。

現在のところ、学生からはおおむね肯定的な評価を得ている。ただし、現在、これがよいという評価を得ていても、それがいつまでもよいということにはならない。これらの学生の意見を聴取する姿勢を堅持し、絶えず改善の工夫をするように努める。

なお、幼児保育学専攻では、平成24（2012）年度に小学校教諭専修免許の取得が可能になる教育課程の編成を行った。平成26（2014）年度現在では、当該免許取得を目指す学生は多くないが、幼稚園・小学校連携の機運が高まるなどの社会的状況の変化に伴い、今後の取得希望者増加も見込まれるので慎重にその推移を見守り、より適切な科目の配置を心掛けたい。

また、栄養管理学専攻では、平成25（2013）年度には、栄養教諭の専修免許が取れるようになった。大学院は研究職養成のイメージがあるが、それに加えて教職の分野でもさらに高度な授業レベルを要求されている。大学から進学した学生のみならず、社会人学生にも高度な授業内容を提供できる環境を用意している。

### （3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### （一）全学

本学の教育課程の編成は大学設置基準の要件を満たしており、教育目的と教育課程の編成及び授業内容との関連性も明確である。授業内容の詳細は、『学生生活ハンドブック』及びホームページ上の「シラバス」などに明示している。授業科目及び授業内容は、平成25（2013）年度に着手した教育課程再編方針に従って体系的に編成されている。

授業方法の改善は道半ばであるが、平成24（2012）年から平成25（2013）年にかけて実施した外部講師による1年間の研修を出発点として平成26（2014）年度以降は全学及び各学部のFD委員会を中心に自前の研修を続けている。教員の教育力の向上、授業の改善には、教育を学部・学科・担当者会議など教員組織の組織的活動として進める意識を徹底することが前提である。教授会や学科会議、あるいは月に1回の基礎演習担当者会議、初年次教育委員会などで教育現場の状況が語られ、教員相互の率直な相互批判が進められつつあるのは望ましい傾向である。

しかし、社会情勢の変化、入試の多様化、少子化などの影響によって、入学生の質が多様化し、学生の学力低下、意欲の低調な学生や大学入学後に目標を見失う学生の存在などが、依然として対処を求めている。平成25（2013）年以来進めてきた教育改革の基本方針に基づき、具体的な検証を重ねながら先へ進むことが必要である。さらに、平成26（2014）年度以降は外国人留学生の入学が急増していることから、外国人留学生に対する日本語教育の充実に加えてその他の授業においても教授方法の工夫や開発を含めた適切な教育上の方策を打ち立てることが重要な課題である。留学生支援室を中心に現状を掌握し、日本語

教育のクラス編成の変更、非常勤講師の増員、学生の SA (Student Assistant) の配置等 (SA の詳細は 2-3 を参照) を進める一方、重要な専門基礎科目については留学生向けの補講授業を設定するなど対応を行ってきたところである。

## (二) 学部

### A. 経済学部

経済学部では、すでに述べた教育目標及び教育目的に沿い、社会的要請と経済学部生の学修志向に対応できるように授業科目やカリキュラム編成に関して検討を進めてきた。

検討の結果、まず、共通科目群において「基礎英語」、「トイック対策英語 I」及び「情報検定」の必修化により、検定試験や資格取得への関心を促し、「キャリアの基礎」の必修化と合わせて早期の修学意識、就業意識の育成を図っていく。

次に、専門科目群においては、平成 26 (2014) 年度にコース制の見直しをすでに実施し、各コースのいっそうの充実に努めていく。「消費・流通コース」は本学開学以来の長い歴史があり科目構成も充実しているが、消費者庁の設置など現在の社会的な要請の増大に対して、学生の問題意識・履修意欲は必ずしも高くはない。この対策として、消費者が置かれている実態に触れる機会を増やし、調査や実践活動を通して課題を見出す修学環境を整備するため、「消費経済論」など実践的科目の充実を図っていく。「地域政策コース」については、中心的な科目である「地域調査」を他学部とも連携して充実させるとともに、地域活性化のための政策提案型科目の整備に努める。「金融コース」は「ファイナンシャル・プランナー論」の 4 単位化や「金融機関論」の開講を核に、より実務的な内容へと展開していく。

今後は、これらの取組みの成果について継続的に点検・評価・改善を実施して教育の質を高めるとともに、産官学連携の一層の進展からもたらされる実践教育の成果を大学内外に発信し、社会からの期待に応えるべく努める。

また、地域の諸団体や本学地域連携センターとも協力しつつ、本学部が従来から重視し取り組んできた「地域に根差した体験型学習」をどのようにバージョンアップさせ、質的・量的に充実させていくか、について学部全体でさらなる検討をすすめる。

### B. 経営学部

経営学部では、平成 23 (2011) 年度と平成 24 (2012) 年度に学部所属の全教員が参加して「経営学部の今後を考える」をテーマとして合宿検討会を実施し、教育目標及び教育目的に照らし教育のあり方について経営学部の教員全体で情報と意識の共有化を図っている。平成 26 (2014) 年度には、この年度から急増した留学生の指導方法について検討する機会を設け、アカデミック・リテラシー教育、日本語教材の開発、及び卒業論文の指導方法などについて意見交換を行った。ここで得られた結果については「基本問題委員会」で検討した後、学部教授会で検討審議し、機関決定して速やかに実行している。

例えば、平成 27 (2015) 年度より、演習群に設けられている「卒業論文」を「卒業研究」という名称に変更した。文献などの資料に基づいてある一定の結論を導きそれをまとめたものが「論文」とするなら、「研究」は自ら現場に出かけるなど現実を観察することからデータを得てそれらに基づきある一定の結論を導くことである。このことは、自ら学ぶという大学の基本姿勢に沿ったものであると同時に、経営学部が目指す「現場で学ぶ経営学」

に通ずるものである。このことをより明確なメッセージとして伝えるために「卒業論文」から「卒業研究」へと科目名を変更したのである。

基礎学力、社会的スキルを十分に修得していない新入生への対応は今後の大きな課題であり、「基本問題委員会」を中心に具体的な方策を引き続き検討していく。

#### C. 法学部

法学部では、法学部における教育目標及び教育目的に照らし、法学部における教育のあり方について検討するほか、社会情勢の変化にともなう法学部教育に対する社会的要請と法学部学生の学修に係る自主的、創造的及び積極的な姿勢を導く必要性に対応できるような授業科目及びカリキュラム編成についても検討してきた。

検討の結果、平成 24（2012 年）以前の入学生に導入されている専攻制を廃止するとともに、必修科目及び選択科目の見直しのほか、法学部学生が経済学及び経営学に関連する科目を自らの学部の科目として履修することができるようとした。さらに、演習群科目を含めたすべての法学部開講科目をセメスター制にするなど改善及び工夫を図ってきた。

今後は、法学部教授会及び基本問題委員会を中心に、これらの取組みによる効果について継続的に点検・検証を実施するとともに、問題点を析出し、新たに生じた課題については改善策の検討を行い、問題の克服及び改善方策を構築する。また、学生の学力低下、学生間の理解力のばらつきなどに対応するための教育内容及び工夫を今後も心掛けていく必要があることから、初年次教育の適正化・充実化及び基礎学力向上に向けた取り組みをはじめ、本学部の学生に求められる教育内容及び授業方法の工夫について検討を行い、改善に向けた取組みを実施する。

#### D. 人間生活科学部

人間生活科学部では、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則、栄養士法施行規則及び管理栄養士養成施設の指定基準等の教育課程を基本に、教育目的と目標を達成するための検討を行ってきた。

教育保育学科では、専門科目の選択化（平成 21（2009）年度）と科目の半期開講（平成 24（2012）年度）などを行い、学修の成果状況の確認把握をしやすくしてきた。また、履修モデルを見直し、小学校や幼稚園での教職や公務員（保育職）、保育士としての就職を目指すキャリア教育を 1 年次の「基礎演習 I」の見学実習を通して行う計画である。公務員を志望する学生は潜在的には多数であることが明らかになったので、外部業者による研修の実施を含めて学生に試験対策に取り組むことを奨励することが望ましい。この趣旨で平成 27（2015）年度より「基礎力養成 I～IV」を共通科目のキャリア区分に組み入れ、学生の履修を奨励している。

管理栄養学科では、時代に合わせた科目の見直し（平成 24（2012）年度以降）、演習科目の充実（平成 26（2014）年度以降）を行い、より学習がしやすい科目設定を行っている。同学科については、管理栄養士国家試験の合格者を大幅に増やすことが喫緊の課題である。先にも述べたように、外部業者による講習を導入しつつ、基本的には一つひとつの正規の授業を国家試験につながるように充実させるための教員集団の協働の取組みを行う。

### （三）大学院

#### E. 法学研究科

## 名古屋経済大学

法学研究科では、ビジネスの国際化の進展、企業統合や再編成・連結経営など、複雑な法的諸問題への適切な対応が必要とされる現代社会からの要請に応えるべく、幅広く諸問題を究明し、的確な洞察力と広く深い法理解をもつ高度専門職業人を育成するという目的からカリキュラム編成がなされてきた。

平成 24 (2012) 年度に「知的財産法特殊研究」、平成 26 (2014) 年度には「消費者法研究」「消費者法研究演習」を新設した。さらに、税理士志望学生の期待に応えるべく、平成 26 (2014) 年度からは、租税法科目担当者のさらなる充実を図ってきている。これは 2-2-②で述べた目的を達成すべく対応したものといえる。

今後も継続的に点検評価の検証を怠ることなく、新たに生じた課題については速やかな検討を行い、改善すべきは改善し、法学研究科に求められる教育内容及び授業方法について積極的に検討を進める。

### F. 会計学研究科

会計学研究科では、その教育目的に照らし、時代・社会の要請に応えられる教育課程を編成し運営すべく検討を重ねてきている。会計専門職業人を目指す学生と、広く会計・経済・経営についての知識・技能の修得を目指す学生、双方の要望に応えることが本研究科の社会的役割を果たす上で重要なものと位置付けている。

そこで、社会人・職業人については、「高度職業専門人の養成」モデル、「企業会計・実務の再教育」モデル、「会計学基礎理論の研究」モデルといった 3 履修モデルを設定している。それぞれの履修モデルの実をあげるため、教育課程の編成方針のみならず授業科目の内容についても研究科委員会において検討し、教育効果の向上を図っている。

他方、経営・経済分野を志望する留学生の比重がかなり多くなっているので、留学生が大学院レベルの学修・研究を十分遂行できるよう日本語能力の一層の向上のための施策を講じる。

### G. 人間生活科学研究科

幼児保育学専攻では、幼稚園教諭専修免許状に加え、平成 24 (2012) 年度に小学校教諭専修免許状の取得が可能となる教育課程の編成を行った。「基本科目」の充実に加え、「実践科目」では保育職と教職（幼稚園）または小学校教員に向けた科目配置を行った。入学定員数に比して開講科目が多く、履修されない科目が複数生じているので、今後科目の統廃合を検討している。また、栄養管理学専攻では平成 25 (2013) 年度に栄養教諭専修免許状の取得が可能となる教育課程の編成を行った。

【資料 2-2-1 名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標】

【資料 2-2-2 「名古屋経済大学の教育の改革の概要と目的】

【資料 2-2-3 「学び」に係る本学の方針】

【資料 2-2-4 2012～2015「学生生活ハンドブック」(大学)、2015「大学院要項」(大学院)】

【資料 2-2-5 履修登録単位数の上限に関する資料】

【資料 2-2-6 FD 関連資料】

【資料 2-2-7 授業評価アンケート】

【資料 2-2-8 提案箱に関する資料】

【資料 2-2-9 初年次教育関連資料】

## 2-3 学修及び授業の支援

### 『2-3 の視点』

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (一) 全学の学修支援体制

###### A. センター等による全学的学修支援

学生の学修支援は基本的には各学部教授会の責任において行っている。加えて、全学的な支援体制として①学務総合センター、②情報センター、③英語教育センター、④キャリアセンターを設けている。

①学務総合センターは、センター長（教員）及び学務部長（職員）のもとで、学生の教務関係事項及び学生生活支援事項を所掌している。平成 26（2014）年度から学務総合センター内の 1 組織として留学生支援室を設置し、室長、副室長（いずれも教員）と職員 3 名を配置している。留学生支援室による学修支援には、外国人留学生に対する「入学前（新入生）オリエンテーション」及び「在学生オリエンテーション」の実施、履修相談、当該学生の指導教員への連絡、当該学生が受講している科目担当の教員への連絡、留学生の学生生活に関する相談対応、外国人留学生の休学・退学・除籍の把握など、さまざまなサポートが含まれる。

学務総合センター長の下には教員・職員から構成される全学教務委員会、学生支援委員会が置かれ、学生支援にかかわる重要事項を審議し、また日常的な問題の処理を行っている。次年度（平成 28（2016）年度）にはこのセンター内に教職支援室を立ち上げ、4 学部にわたって教職に係る学修支援を担当する予定である。

②情報センターは、センター長（教員）と副センター長（教員）、職員 3 名及びヘルプデスク 1 名によって構成され、情報機器を利用する学生の便益を図っている。情報センターの諸活動の統括はセンター長を委員長とし副センター長と学部選出委員を含む情報センター委員会が行う。また、学生に対する情報教育のプログラムは同委員会での検討を経てカリキュラム検討委員会、教務委員会が定めている。

情報センターには、パソコン 90 台とプリンター 55 台、スキャナ 6 台が設置され、学生の自習用に供されている。開設時間帯には、上記職員以外に学生から募集した SA(student Assistant)9 名が配置され、訪問する学生の学修支援を行っている。情報化が進んだ今日では、一定レベルの情報処理能力を有していることが求められている。そのため情報センターでは、MOS の試験会場を学内に開設し、外部よりも有利なアカデミック価格で受験できるようにしている。さらに、検定試験受験奨励金の制度を設け、経済面でも学生の資格取得を支援している。平成 26（2014）年度の本学学生の受験者数は 350 名

であり、その内 210 名が合格し、合格率は 60% であった（2015 年 2 月末現在）。なお、平成 23（2011）年度 MOS 試験に合格し「MOS 世界学生大会 2012」にエントリーした学生の内 2 名が日本大会で銅賞を受賞。更にその内 1 名が日本代表に選出されアメリカのラスベガスで 8 月に開催された決勝戦に出場しエクセル 2007 部門で世界第 15 位となった。またそれ以降の日本大会においては、平成 25（2013）年度大会 5 位入賞（ワード部門）、平成 26（2014）年度大会 3 位入賞（ワード部門）・5 位入賞（パワーポイント部門）をそれぞれ果たした。

③英語教育センターは、英語担当教員で構成されており、学生の実践的な英語能力の修得を目的として、さまざまな学修支援を行っている。具体的には、TOEIC 学内試験及び英語教育センター主催の学内講演会をそれぞれ年 1 回実施し、『メルク通信』を通じてその活動を周知させている。

④キャリアセンターは、本学学生に対する系統的なキャリア教育とキャリア形成支援、就職活動のサポートを包括的に行う組織である、センター長、副センター長（いずれも専任教員）の下に、副部長、事務職員 3 名、キャリアサポートー 2 名の計 8 名を配置している。センター長を議長とし、副学長及び副センター長、各学部選出委員、キャリアセンター職員から構成されるキャリアセンター委員会が、キャリア教育科目の検討や、キャリアセンターの諸活動を統括する委員会として機能している。その活動の詳細は 2-5 に記載する。

### B. 1 年次演習担当者による月例会の実施及び初年次教育推進委員会の取組み

本学において、初年次終了時に退学者が比較的多くみられる傾向にあることから、初年次教育の充実を図ることが退学者防止のための一つの方策となり得ると考えられた。そこで、各学部において 1 年次の演習担当者による会議を毎月 1 回開催し、1 年次生の受講状況及び生活状況の把握を行うこととしている。さらに、各学部の初年次教育推進委員はその内容を初年次教育推進委員会において報告し、学部間において 1 年次生の現状を把握するとともに、問題があればその対応策について検討を行うほか、初年次教育の充実に向けた検討を行っている。

## （二）学部の責任による学修支援と授業支援

### C. 指導教員による学生との個人面談の実施

演習（ゼミ）の担当教員は、ゼミ学生の指導教員として、1 月に 1 回程度、指導学生との個人面談を実施し、学生の学習状況や生活状況の把握に努めている。指導教員はこの個人面談を通して、学生への学修における指導のほか、学生生活において抱える悩みや不安などを早期に把握し、留年や退学などを未然に防ぐ役割を担っている。なお、指導教員は学生との個人面談記録を MELOS の学生情報に入力しており（センシティブな情報を除く）、その情報を教職員の間で共有し、学生の学修支援に活用している。

### D. 面談時間制度

いずれの学部においても、専任教員は週に 1 コマの「面談時間（オフィスアワー）」を設定し、面談時間の間は研究室に常駐し、学生からの質問等の受け付けや学生に対する指導のための時間として活用している。学生は本学ホームページ上で各専任教員の面談時間を確認することができ、面談時間の間は自由に各専任教員の研究室を訪ね、質問等を行うことができる。

#### E. 授業評価アンケートの実施

本学では、各科目の最終講義時あるいはその前週に学生による「授業評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」では、選択肢による回答のほかに自由記述欄を設け、学生の学修に係る意見等を汲み上げられる余地を設けている。各科目担当者は、集計された「授業評価アンケート」の結果を踏まえたうえで、現状及び改善策に係るコメントを作成することとなっている。なお、これらの「授業評価アンケート」の結果及び授業担当教員のコメントについては大学のホームページにおいて公表し、学生はいつでも参照することができる。

#### F. 提案箱の設置

学生が学生生活を送るにあたり、大学に対する意見や要望を抱くことは当然予想される。そこで本学では、学修及び学生生活に係る学生の意見等を汲み上げる手法として、学生が本学に対する意見や要望を自由に投書できる「提案箱」を平成 18 (2006) 年度に設置した。「提案箱」に寄せられた意見や要望については、学務総合センター学生支援担当が集約を行ったうえで、各学部長及び各担当部署に報告して回答を作成し、対応策を検討した上で改善に向けた取組みが実施される。

「提案箱」の設置以後、教員による授業の進行や授業内容に関すること、施設及び設備に関すること、学生食堂のメニュー等の学生サービスに関すること等、多岐にわたる意見が寄せられている。学生から寄せられた意見及び要望ならびに大学側の回答及び大学が取り組んだ事例については、学内ホームページに掲載している。これまで学生の意見や要望に対して大学が取り組んだ事例としては、スクールバス乗降場の改善、学生ホールへの新聞の設置などを挙げることができる。

#### G. 教育懇談会（履修懇談会）の実施

本学では、前期末試験及び後期末試験の結果を踏まえ、進級、卒業に支障を来すおそれのある学生及びその保護者を対象とした教育懇談会を毎年 9 月及び 3 月に実施し、担当教員による保護者への詳しい説明と今後の対応策について相談を行い、学生の退学や留年を未然に防止する取組みを行っている。この教育懇談会には進級、卒業に支障を来すおそれのある学生の保護者のみならず、希望する場合にはすべての保護者が参加することができるほか、担当教員が学生の保護者に説明や相談を行う必要があると思われる場合には、当該学生の保護者に参加を促すことも可能である。なお、履修指導を主たる内容とした上記教育懇談会のほか、毎年 6 月に保護者を対象とした教育懇談会を実施し、在学生の学生生活状況等を保護者に伝えるとともに、保護者からの質問や要望を受け付けている。

### （三）SA・TA の活用

毎年度当初に、教員より SA、TA 配置の希望の有無を聴取し、大学執行部が妥当と判断したものに SA を配置している。平成 27 (2015) 年度を例にとると、SA を授業の補佐として配置したのは、経済学部、経営学部、法学部及び人間生活科学部における開講科目である「体験型プロジェクト」、人間生活学部教育保育学科の「音楽演習 A」等のピアノレッスン・サポーター、留学生向け日本語科目の学習サポーター、管理栄養学科の「給食経営管理論実習」の授業補助である。授業以外には、音楽棟及び情報センターに学生の学習補助者、資格試験を目指す学生が自主的に学ぶ法学部の学習支援室に学習サポーターを配置

している。なお、本学大学院は地理的に離れたサテライトキャンパスにあるため、大学院生の TA を活用することが難しい。

(四) 大学院における学修支援及び授業支援

A. 法学研究科

法学研究科では、前期・後期の 2 回にわたり「授業評価アンケート」を実施し、大学院に対する意見や要望を記入させ、具体的な問題を汲みとることにしている。それらの意見・要望、問題点は、定例の法学研究科委員会において報告され、改善のための有益な情報を得ている。また、専修科目には「研究指導」時間が併設されており、個々の院生に直接に接することで学修上の問題等についていち早く担当の指導教員が把握できる体制をとっている。

B. 会計学研究科

会計学研究科では、「授業評価アンケート」を実施し、学生の学修に対する意見・要望を汲み上げるようにしている。法学研究科と共に、授業アンケートを実施して、受講生から大学院に対する意見や要望を聞いている。

加えて、日本人学生（主に社会人）と留学生とを対象として、それぞれ別に教員との懇談会を年 1 回設け、身近で具体的な問題について率直に意見・要望を汲みとるようにしている。懇談会では学修上の問題はもとより生活上の様々な問題が話題となり、教員・職員は改善のための有益な情報を得ている。とくに、近時は留学生が多くなっているが、この懇談会を通じて授業内容（授業進度など）や修了後の就職等の悩みなど聞くことができたので、その後の運営に役立てている。

C. 人間生活科学研究科

人間生活科学研究科では、個別指導体制が構築されており、これが良好に機能している。授業は少人数の受講生を対象として実施されているため、TA 制度を利用していない。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修及び授業の支援に関する改善・向上方策に係る各学部及び各研究科における課題はさまざまである。各学部においては、新入学生及び在学生の所属する学部への適応度を高め、学修成果の水準を向上させるために「一人ひとりの学生と向き合う」教育を心掛けている。教育力の向上、教育方法の改善のために各学部及び全学的な研修等の取組みを継続していく。

各研究科においては、新入学生及び在学生の所属する各研究科への適応度を高め、研究成果の水準をより向上させるための工夫とともに、大学院生のニーズを的確に掌握し、例えばスクーリング中心のカリキュラム編成などへの転換を検討する必要がある。また、今後アジア諸国からの入学生が増加することが想定されるので、そのニーズにこたえられる「留学生向きカリキュラム」の編成を行う。

【資料 2-3-1 留学生支援関連資料】

【資料 2-3-2 情報センター等の状況】

【資料 2-3-3 名古屋経済大学ホームページ（面談時間）】

【資料 2-3-4 授業評価アンケート】

【資料 2-3-5 提案箱に関する資料】

【資料 2-3-6 教育懇談会（履修懇談会）関連資料】

【資料 2-3-7 SA・TA 関連資料】

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 『2-4 の視点』

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (一) 学部

単位認定、進級及び卒業認定等の基準は、「名古屋経済大学学則」（以下「学則」という。）及び「名古屋経済大学編入学者単位修得認定規程」（以下「編入学者単位修得認定規定」という。）ならびに『学生生活ハンドブック』（以下『ハンドブック』という。）に明確に示されており、単位認定、進級及び卒業認定は当基準に従って厳正に行われている。

##### A. 履修登録単位数の上限設定

2-2（教育課程及び教授方法）において述べたとおり、本学は単位制度に基づく学修の質を保つために、卒業年次を除き、各学部において新規に履修できる単位数に上限を設定している。ただし、経済学部・経営学部・法学部における「教職に関する専門科目」は履修登録上限単位数の別枠とともに、2・3 年次については、「教科に関する科目」に限り、履修登録上限単位数に加えて年間 12 単位以内の履修を認めている。

人間生活科学部教育保育学科における小学校教諭一種免許状取得条件に係わる科目（「教職に関する科目」、「教科に関する科目」及び「教職又は教科に関する科目」）のうち、卒業必修科目あるいは幼稚園免許取得に係わる科目を除いた科目は履修単位制限の別枠としている。学外実習関連科目である幼稚園教育実習（事前事後指導）、幼稚園教育実習Ⅰ、幼稚園教育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅰ、保育実習（保育所）、保育実習（施設）、保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲ、小学校教育実習（事前事後指導）、小学校教育実習Ⅰ、小学校教育実習Ⅱ、介護等体験実習、企業・行政実習の単位は算入しない。また、人間生活科学部管理栄養学科における教職に関する専門科目は新規科目年間履修上限 50 単位の別枠としている。

##### B. 成績評価

成績評価基準については、各学部ともに、100 点満点の 60 点以上を合格とし、59 点以下を不合格としている。表記は、AA（100 点～90 点）、A（89 点～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）、D（59 点以下：再試験対象科目）、S（59 点以下：再試験対象外科目）である。また、段階評価に適わない科目に対する成績評価は G（合格）又は S（不合格）とし、資格取得に基づく単位の認定は N（認定）としている。複数教員が担当するオムニバス科目については、各担当教員から提出された成績をもとに、各担当者が協議したうえで成績

評価を行っている。これらの評価基準については、学則第16条及びハンドブックに明記されている。

上記成績評価と連動し、GPA (AA=4.0/A=3.0/B=2.0/C=1.0/D=0) を採用することにより、学生は個々の学修到達状況を把握し、それぞれの学修成果に応じた学修計画を主体的に策定することができる。さらに、授業料免除、学長賞、大学顕彰及び奨学金等の推薦に係る選考基礎資料としても GPA を活用している。

授業科目の評価は、試験、レポート、受講状況等、多元的な基準を設定している。いずれの評価方法を採用するかは、授業の形態、目的などが各々の科目により異なるため、各科目担当教員が適切に判断している。科目ごとの評価基準については、本学ホームページ上に掲載されている電子シラバスの「評価方法」に明示しており、学生は隨時ホームページ上でこれを閲覧することができる。

なお、学生が自らの成績評価について疑義のある場合、所定の手続きを経て、科目担当教員に成績の確認を求める制度を採用している。

#### C. 進級基準

平成24(2012)年度以前の各学部入学生においては、2年次から3年次へ進級する際に一定の基準が設けられており、学生に対しては『学生生活ハンドブック』を通じ周知している。具体的には、1・2年次履修の修得単位数及び特定科目の合否により進級の可否が決定される。詳細は次のとおりである。

##### ①経済学部

経済学部では、「基礎演習ⅠA」及び「基礎演習ⅠB」の単位取得を含め総単位52単位以上（教科専門科目「職業指導」及び教職に関する科目を除く）

##### ②経営学部

経営学部では、「基礎演習Ⅰ」の単位取得を含め総単位52単位以上（教科専門科目「職業指導」及び教職に関する科目を除く）

##### ③法学部

法学部では、「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」の単位を含む40単位以上（教職に関する専門科目を除く）

##### ④人間生活科学部

人間生活科学部教育保育学科では、「基礎演習Ⅰ」の単位取得を含め総単位56単位以上

人間生活科学部管理栄養学科では、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習ⅡA」、「基礎演習ⅡB」の単位を含め総単位72単位以上（ただし実験及び実習科目2科目（2単位）以上含む）

また、平成25(2013)年度以降の法学部を除く各学部入学生については、2年次から3年次への進級に際して以下の基準が設けられている。この基準については、『学生生活ハンドブック』を通して学生に周知している。

##### ①経済学部

経済学部では、1年次開講の「基礎演習ⅠA」及び「基礎演習ⅠB」の4単位（2科目）ならびに「専門共通基礎Ⅰ」及び「専門共通基礎Ⅱ」の科目から12単位（6科目）以上取得した場合、「専門演習ⅠA」を履修することができる。

##### ②経営学部

経営学部では、1年次開講の「基礎演習ⅠA」及び「基礎演習ⅠB」の4単位(2科目)ならびに「専門共通基礎Ⅰ」及び「専門共通基礎Ⅱ」の科目から12単位(6科目)以上を取得した場合に3年次開講の「専門演習ⅠA」を履修することができる。これに関連して、留年・退学防止策として「基礎演習ⅠA」の不合格者に補講の機会を与え、1年次後期開講の「基礎演習ⅠB」につなげる方策を取っている。また、専門演習ⅠA・ⅠBと専門演習ⅡA・ⅡBは、経営学を専門的に研究するための科目であり、それぞれ一定の単位を取得した後、3・4年次に履修する。

### ③人間生活科学部

人間生活科学部教育保育学科では、「基礎演習Ⅰ」の単位取得を含め総単位56単位以上

人間生活科学部管理栄養学科では、「基礎演習Ⅰ」(平成26(2014)年度以降は「基礎演習ⅠA」「基礎演習ⅠB」)、「基礎演習ⅡA」、「基礎演習ⅡB」の単位を含め総単位56単位以上

### D. 卒業要件

学則第14条に定めるとおり、本学における4年以上の在籍と、各学部とも共通科目群(平成24(2012)年度の経済学部、経営学部及び法学部においては総合科目群を含む)、専門科目群及び演習群における指定された単位を含め、経済学部、経営学部及び法学部の平成26(2014)年度入学生においては130単位以上、それ以外の学生においては124単位以上を修得した場合に、学部教授会の審議を経て、卒業が認定され、学位が授与される。

審査手続きは、各学部における卒業要件をもとに、学生ごとに卒業判定を行う。卒業判定については、学生を「合格(卒業認定)」「不合格(卒業要件不足者)」というカテゴリーで集計したリストを各学部教務委員会における審議の後、各学部卒業判定委員による当該リストの確認が行われ、最終的に教授会において卒業判定に係る審議が行われるという手続を経ている。

### E. 他大学における履修単位及び入学前の既修得単位の認定

他の大学又は短期大学で修得した単位については、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる(学則15条)。

本学への編入学者に関し、本学入学前に他の大学又は短大で修得した単位については、経済学部では52単位、経営学部では52単位、法学部では60単位を一括認定することとしている。人間生活科学部教育保育学科では、ア.幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状等、教育職員免許状を既取得の者又は保育士資格既取得の者若しくは教育職員免許状と保育士資格両方を既取得の者は4単位を、イ.アに該当しない者は36単位を、それぞれ本学を卒業するために必要な各教科群の授業科目の単位として一括して認定することとしている(編入学者単位修得認定規程2条)。また、この一括認定に加えて、他の大学又は短大で修得し授業科目が各学部における授業科目と内容が類似している場合には、経済学部及び経営学部では専門科目群について14単位を超えない範囲で、法学部では専門科目群について12単位を超えない範囲で、人間生活科学部教育保育学科では、ウ.幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状等、教育職員免許状を既取得の者又は保育士資格既取得の者若しくは教育職員免許状と保育士資格両方を既取得の者は58単位を超えない範囲で、エ.ウに該当しない者は26単位を超えない範囲で、オ.ウ及びエに該当し

ない者で他の指定保育士養成施設での修得単位のある者は 30 単位を超えない範囲で、カ・ウ及びエに該当しない者で他の指定保育士養成施設以外での修得単位のある者は共通科目群及び総合科目群から 30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目及びその単位として認定することができる（編入学者単位修得認定規程 3 条）。

## （二）大学院

単位認定及び修了認定等の基準については、「名古屋経済大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）及び「大学院要項」に明記されており、単位認定及び修了認定等は、その基準に基づいて厳正に行われている。

### A. 履修登録単位数の上限設定

各研究科においては、履修登録単位数の上限は定められていない。

### B. 成績評価

成績評価については、各研究科ともに、100 点満点の 60 点以上を合格とし、59 点以下を不合格としている。表記は、A（100 点～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）及び D（59 点以下）としている。これらは、大学院学則 21 条及び大学院要項にも明記されている。

授業科目の評価は、試験、レポート、受講状況等、多元的な基準を設定している。いずれの評価方法を採用するかは、授業の形態、目的などが各々の科目により異なるため、科目担当教員が適切に判断し、成績を付与している。科目ごとの評価基準については、シラバスの「評価方法」に明示しており、学生がいつでも閲覧できるようになっている。

### C. 修了要件

#### ①法学研究科修士課程

修士課程においては、原則として 2 年以上在学し、授業科目のうち必修科目を含めて 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し、本研究科の行う修士論文又は特定の課題の研究の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている（大学院学則第 22 条及び大学院要項参照）。

#### ②法学研究科博士後期課程

博士後期課程は、単位制を採らないため、修了要件としての取得単位数の定めはない。そこで、教育研究指導上の効果を充分に高めるため、院生は、指導教授の指示により、法学専攻修士課程に開設されている授業科目を特別に履修することができる。修了要件は、3 年以上在学し、かつ、論文作成のために必要な研究指導を受けたうえで、博士論文を提出し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとしている（大学院学則第 22 条及び大学院要項参照）。

#### ③会計学研究科博士前期課程

博士前期課程に原則として 2 年以上在学し、授業科目について、「会計学特別研究」8 単位を含む 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（大学院学則第 22 条及び大学院要綱参照）。

#### ④会計学研究科博士後期課程

原則として 3 年以上在学し、「会計学特別研究」12 単位を含む 20 単位以上を修得し、

かつ、論文作成のために必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること（大学院学則第22条及び大学院要綱参照）。

⑤人間生活科学研究科修士課程

原則として2年以上在学し、必修及び選択科目をあわせて30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文又は課題研究の審査及び最終試験に合格すること（大学院学則第22条及び大学院要綱を参照）。

なお、長期履修学生に対しては、学生の個別的な事情に配慮しながら、研究指導教員が、授業科目の選択、修士論文の作成を指導している（大学院要項参照）。

**(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）**

現行の諸制度に特段の不都合は存在しないが、各学部において、学生の単位修得状況をはじめとする客観的なデータを用いて、履修登録上限単位数、進級要件、GPAを用いた上限単位の優遇措置などの活用方法、4年次生に対する上限単位の設定などについて検討を進める。

各研究科においては、基本的には現行の単位認定、卒業・修了認定等で適切であると考えている。法学研究科及び会計学研究科では、平成26（2014）年度から、社会人でもある大学院生の要望に基づき長期履修学生制度を導入した。本大学院における大学院生の構成が多様であることからも、教室・演習室の増設、学習相談室・指導室の設置、学生自習室、図書室の拡充・充実、パソコン・印刷機等の更新・補充などの改善を進めていく。

【資料2-4-1 履修登録単位数の上限に関する資料】

【資料2-4-2 成績評価基準】

【資料2-4-3 GPA利用に関する資料】

【資料2-4-4 名古屋経済大学ホームページ（シラバス）】

【資料2-4-5 成績評価に対する申出期間に関する資料】

【資料2-4-6 進級基準関連資料】

【資料2-4-7 2012～2015「学生生活ハンドブック」（大学）】

【資料2-4-8 他大学における履修単位及び入学前の既修得単位の認定に関する資料】

【資料2-4-9 大学院修了要件関連資料】

**2-5 キャリアガイダンス**

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

**(1) 2-5の自己判定**

基準項目2-5を満たしている。

**(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

A. キャリア教育のための支援体制

近年、若年層の3割強が「非正規雇用」に甘んじざるを得ないなど雇用状況が悪化していることから、本学は「一人ひとりの学生を確かな仕事につなぐ」ことを目標に、1年次生から卒業までの系統的なキャリア教育を行っている。1年次から健全な職業観を養い、仕事（職業）を通してしっかりと社会に根を下ろすことの重要性を学び取ることが必要である。また、現実の社会を知らない多くの学生にはインターンシップを通じて「仕事の現場」を体験することがきわめて重要である。このような観点から、本学は平成25（2013）年の教育改革からキャリア教育・キャリア形成支援を本学における人材育成の重要な柱と考え、これを強化してきた。

キャリア教育・キャリア形成支援の組織としてキャリアセンターが存在するが、このセンター長、副センター長に専任教員を充て、事務職の部長（副部長）とともにその日常的な活動を統括することとした。大学副学長、キャリアセンター長、キャリアセンター副センター長、各学部及び短期大学部より選出されたそれぞれ2名の教員、キャリアセンター部長または副部長によって構成される「キャリアセンター委員会」がキャリアセンターの活動を統括すると同時に、学生に対するキャリア教育・キャリア形成支援の方針の策定とこれに基づく教育の実施の責任を担っている。このような体制の強化に伴って、卒業生の就職率（非正規雇用を含まない）は平成23（2011）年度の90.6%から平成26（2015）年度卒業生の95.7%へと上昇した。

キャリア教育科目的構成や内容、学年配当等についても検討を重ねながら改善を図ってきた。実社会を体験するための科目として、2年次の「インターンシップⅠ」及び3年次の「企業・行政実習」を設けているほか、単位認定を伴わないインターンシップ希望学生にも併せてインターンシップ説明会を行っている。また、このインターンシップ説明会に参加した学生でインターンシップ実習を希望する者に対し、できる限り希望に適ったインターンシップの受け入れ先を選定していくこととしている。キャリアセンターは学生にマッチしたインターンシップ受け入れ先を拡大するために大きなエネルギーを割いている。平成26（2014）年度のインターンシップ希望者は50名を超える状況となっている。なお、実習にあたっては、履修登録をした学生について実習段階で70単位以上修得していることが条件となり、履修登録をせずインターンシップを希望する学生については「キャリアセンター委員会」にて実習の可否の検討を行う。受け入れ先が決定した段階で委員会を開き、事前指導（2時間以上）の日程調整、実習訪問の日程調整等を行い、実習指導教員が実習訪問し評価する。最終的には企業からの実習評価書も参考にしながら、最終的にキャリアセンター委員会の中で単位認定も含め評価する。

## B. キャリア教育に関する科目的設置

本学では、学生の社会的・職業的自立を目指すために、平成24（2012）年度以前入学生については、「インターンシップ論」、「企業行政実習」及び「キャリア支援対策Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）などのキャリア関連科目を、平成25（2013）年度以降入学生については、「社会とつながるⅠ・Ⅱ・Ⅲ」（各2単位）及び「インターンシップⅠ・Ⅱ」（各2単位）などのキャリア関連科目を、平成27（2015）年度以降入学生については、「インターンシップ入門Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「ビジネス模擬体験」（2単位）、「インターンシップⅠ・Ⅱ」（各2単位）及び「キャリア支援講座」（2単位）をそれぞれ設定し、学生に対するキャリア教育のための支援を行っている。年度ごとに授業科目名が変わっているのは、学生の状況を

毎年度分析しながら合理的改善を重ねているからである。

これらの科目のうち、「社会とつながるⅠ」及び「ビジネス模擬体験」は、ビジネスシミュレーション実習を通じて、実社会での就業を仮想体験し、社会で求められる「社会人基礎力」に気づき、それを意識的に修得する科目である。「社会とつながるⅡ」及び「インターンシップ入門Ⅱ」はインターンシップに出る前に、実習先で責任ある行動がとれるよう社会人としての意識を啓発し、課せられた仕事をスムーズに遂行するためにコミュニケーションの基本やビジネスマナー、規律、守秘義務等を学ぶ科目である。「社会とつながるⅢ」及び「キャリア支援講座」は、業界・企業研究、自己分析、履歴書作成、身だしなみ・言葉遣いなどのマナー、面接・グループディスカッション対策等を学ぶ、就職活動の支援科目である。また、「インターンシップⅠ・Ⅱ」は、いわゆる企業実習で、「インターンシップⅠ」は2年次、「インターンシップⅡ」は3年次の夏期休業時に実施される。

さらに、平成27(2015)年度より、公務員試験対策の科目として「基礎力養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(各2単位)を共通科目群に設定し、公立の幼稚園・保育園への就職を含めて公務員試験合格を目指す学生に対する支援を強化している。

各学部では、これらの科目に加え、学生に対するキャリア教育・キャリア形成支援に係る学部独自の科目を設定している。

経済学部では、「消費生活アドバイザー論」(2単位)「ファイナンシャル・プランナー論」(2単位)の科目を設け、消費生活アドバイザーならびにファイナンシャルプランナーの資格取得をうながし、就職につなげる取組みを行っている。

経営学部では、入学年次に、日本商工会議所簿記検定試験3級を取得することを推奨している。これは、入学年次のうちに成功体験の獲得による学習モチベーションの向上、2年次以降展開される専門科目への礎の構築、及び就職活動に係るスキルの獲得など、複合的な目的によるものである。そのため、1年次に必修科目「基本簿記」(4単位)を配置するほか、検定試験対策講座として、課外講座「日本商工会議所簿記検定試験対策講座」を開講している。

法学部では、「資格・検定講座ⅠないしⅣ」(各2単位)の科目を設け、学生が法学に関連する各種の検定及び資格ならびに公務員試験をはじめとする各種就職試験に対応し得る知識を身に付けられるような教育支援を行っている。

人間生活科学部は専門職業人養成を目的とした学部であり、2学科共に開設科目はキャリアに関連する科目を中心である。教育保育学科では、教育・保育職に就くことを前提にカリキュラムが組まれており、教員免許状及び保育士資格取得要件の科目と本学科の特色を生かした科目を設け、学生の目標に対応する履修モデルを三つ示している。1・2年次での学修成果を深め展開させ、現場の具体的な事例を基にスキルアップを目指す「レクリエーション実技A」「レクリエーション実技B」「子育て支援論」「子どもの英語」「発達臨床学演習」及び「特別支援教育論」などを履修モデルにそれぞれ配置している。管理栄養学科では管理栄養士を基に専門関連科目を加えた二つの履修モデルを示している。医療・福祉系モデルは、病院や介護老人保健施設等の福祉施設における栄養管理に携わる業務に適しており「運動指導実習」「栄養マネジメント演習」などが設けられている。フードマネジメント系モデルは、給食産業や消費者のニーズに応じた食品成分や栄養補助食品に関する情報の提供を適切に行う業務の管理栄養士を対象としており、「食品機能論」

及び「バイオテクノロジー概論」を開設している。また、二つのモデルとは別に栄養教諭一種免許状の取得及び生産・流通・販売・消費分野にまたがった「食」の専門職である「フードスペシャリスト」資格の取得を促している。

## C. キャリア形成支援に係る取組みの実施

本学においては、キャリア教育の充実とあわせて、上記キャリア関連科目の実施のほかにも、キャリア形成支援に係るさまざまな取組みを行っている。

全学的なキャリアガイダンスにおいて、就職することの意義・意味あるいは生涯賃金にまで踏み込んだ話をしている。「前年度の就職状況・就活の心得」から始まって、「内定取得後の手続き・対応」まで様々な支援行事を実施している。その間、学内合同企業説明会、学内個別企業説明会、ゼミ別面談、業界研究、マナー講座等々、後期には毎週のように支援行事を実施している。座学よりも、合同企業説明会、個別企業説明会、履歴書作成指導、マナー講座など実践的な力を身に付けさせること、あるいは企業と接する機会を持たせることを重視している。

具体的には、業界研究・職種研究、履歴書作成指導・添削、就活マナー講座、学内合同企業説明会・学内個別企業説明会などの実施、ゼミ別就活状況アンケート・ゼミ別進路先アンケート等を実施、そしてインターンシップ実習などに力を入れている。特に学内合同企業説明会、企業の採用担当者によるパネルディスカッション方式の会社研究、インターンシップ実習など企業人の生の声を聞く機会を持ち、企業人とスムーズなコミュニケーションを取れるよう図っている。簿記、FP、宅建など資格取得支援講座も開設しており、中でもSPI対策講座として筆記試験対策なども就職活動支援の一環として設置している。

キャリア形成支援に係る取組みの実施に関しては、このような全学的な取組みに加えて、各学部においても次のような取組みを実施している。

経済学部では、「地域に学び、地域で活かす」体験型授業である「地域調査」や「くらしと観光」において、学生たちが地域住民、行政、企業等へのアンケート、聞き取り、野外調査などをを行いその成果を公開報告会で発表したり、地域の観光資源創出のイベントを企画・実行している。これらの活動を通して、社会的要請に応えるべく分析力・コミュニケーション能力の向上を図り、社会人としての自覚を促している。

経営学部では、キャリアセンター委員会において過去数年間の学生の就職活動実態を分析し、卒業生の就職先の変遷、就職活動の状況を捉えている。この結果に基づいて適切な時期にキャリア形成に関する学生の指導に役立てている。また、「経営学部履修科目相関(e-Score)」を用いて、大学でのキャリア形成の指導も実施している。

法学部では、大学入学後、できる限り早い時期において、4年間の大学生活における目標設定と卒業後の進路を設定するまでの動機づけを行うための方策として、毎年4月にフレッシャーズセミナーを開催している。このフレッシャーズセミナーにおいては、公務員や会社員として活躍している法学部卒業生を招き、仕事の内容や学生生活において留意すべき事項などに係る講演を通じて、新入生の動機づけを図っている。また、このフレッシャーズセミナーに関する企画の立案、開催そして開催後における同セミナーに対する評価にわたるすべてを、法学部学習支援室学生実行委員を中心とした2年次生から4年次生が担当しており、このような取組みを通じて、在学生の社会人基礎力の向上を図っている。

人間生活科学部では、新入生オリエンテーションや実習関連の授業等で、関連する業務

に従事する卒業生等を招き、モチベーションを高める機会を作っている。教育保育学科では、教育・保育職に求められる資質・能力を入学前から意識させるべく、前年末までの入学決定者に対し、入学前教育を実施している。また入学後、コミュニケーション・スキル育成と学生間の交流を促すため、毎年入学式翌日にフレッシュマンセミナーを実施している。このセミナーでは、上級生センターが新入生に対する履修指導やレクリエーション活動のサポートを行い、本学科に求められる学生モデルの役割を果たしている。管理栄養学科では、新入生オリエンテーションでの上級生との交流会で学習の方向性を確認させていている。さらに、国家試験対策室を設け、アウトソーシングによる講座と専任教員による国試対策講座との連携で国家試験のサポート体制を整えている。

### D. 産学官の連携及び地域連携

本学は産学官連携・地域連携の一環として犬山市・犬山商工会議所・小牧商工会議所とのインターンシップ受入れの連携協定を結んでおり、毎年3か所で約9名の受入れを依頼している。また、学内での合同企業説明会では犬山・小牧・春日井の3か所の商工会議所を通して会員企業の参加を要請しており毎回25社ほどの参加を得ている。資格取得支援講座に関しても、FP、宅建、簿記などでは広報を通して犬山市・小牧市的一般市民にも募集を広げ、一般市民と学生が机を並べて資格取得に挑戦してもらうような環境づくりを図っている。又、愛知県警犬山警察署との連携も取れており犬山警察署での警察官募集の説明会などではゲストスピーカーとして参加している。それら警察官募集におけるキャリアセンターの協力が認められ、毎年感謝状が贈られている。

### E. 就職のための支援体制

就職については、大学副学長、キャリアセンター長、キャリアセンター副センター長、各学部及び短期大学部より選出されたそれぞれ2名の教員、キャリアセンター部長または副部長によって構成される「キャリアセンター委員会」を中心に、全学体制で対応し、毎月開催される「キャリアセンター委員会」で就職支援に関するガイダンスなどを決定している。「キャリアセンター」の組織はセンター長、副センター長、副部長、事務職員3名、キャリアセンター2名の計8名であり、キャリアセンターのスタッフは産業カウンセラー、CDA、キャリアコンサルタント等の資格を保有している。

キャリアセンターの業務時間は、通常、月曜日から金曜日の8時45分から17時30分までである。各年度の後期から支援行事を開催しており業界研究、会社研究、履歴書作成・添削指導、面接対策講座、マナー講座など様々な支援行事を開設している。メインイベントとして学内合同企業説明会を開催している。また、複数企業説明会、個別企業説明会も随時実施している。学生主体の内定者報告会、インターンシップ体験報告会なども定例化している。これらの支援行事とともに、就職活動の進捗にも個人差があるため、個人の進捗に合わせた就職活動状況のチェックにはじまる、就職相談、学内・学外企業説明会の紹介、求人紹介などの個別支援にも重点を置いている。また、簿記、FP及び宅建など、就職につながるような資格取得支援講座も開設しておりこの講座に関しては小牧市・犬山市の一般市民も受講できる体制を採っている。生涯学習として学生に対し良き見本となることも狙いの一つである。

さらに、キャリアセンターの業務として、求人情報収集・掲示・公表と就職相談、求人紹介、提出書類添削、模擬面接、就職活動ガイダンスの実施などがある。また、在学生だけでな

く、既卒者、転職希望者なども来学し、相談に応じている。情報内容として、求人票、学外合同企業説明会・個別企業説明会、専門学校資料、大学・大学院資料、就職活動に関する書籍などを取り揃えている。(学内での合同企業説明会・個別企業説明会なども実施して、学生に対し、具体的に業種、職種ひいては業界そのものについて理解させるとともに、実際の就職活動や内定を得るまでのプロセスをイメージさせるために、各種の就職支援行事を年間延べ20回程度開催している。)

その他、愛知新卒応援ハローワークとの連携も取れている。ハローワーク内、あるいは学内でのハローワーク登録会、就職指導等でも協力している。また愛知県地域振興部国際課から留学生のインターンシップの企業紹介を得ており、平成26(2014)年度には留学生4人がインターンシップに参加している。

#### F. 進学のための支援体制

大学院等への進学を希望する学生に対しては、キャリアセンターにおいて大学院等の資料をそろえており、学生がいつでも閲覧できる状態にしている。また、本学の大学院に進学を希望する学生については入試広報部への紹介を行っている。

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成25(2013)年度のキャリアセンターの強化以来、本学におけるキャリア教育・キャリア支援は大きく前進したと考えている。しかし、本学の学生は一般的に就職活動への意欲が低く、社会と接し、企業と接することを苦手としている。したがって、「仕事」を通して社会とつながることの重要性を学び取り、あるいは学内企業説明会、支援行事などを通して企業人と話す機会、接触する機会を豊富に体験できる施策を引き続き講じていく。

平成27(2015)年度からキャリアセンターの専任教員を1名新規採用し、副センター長として配置したのは、近隣の多くの企業をはじめとする就職先やインターンシップ受け入れ先を開拓する職務を強化する意図に基づくものである。キャリアセンターの活動強化に加えて改善すべき課題の一つは、個々の学生の各学部指導教員が当該学生のキャリア形成について責任を持つことである。学生の指導教員とキャリアセンターのスタッフが連絡を頻繁にしながら、一人ひとりの学生を仕事につなぐことに心掛けなければならない。本学におけるいま一つの問題は大学院生のキャリア形成・就職の問題である。キャンパスが遠く離れていることから、これまでキャリアセンターが大学院生の就職について関心を寄せることがなかった。この点の改善が今後の課題のひとつであり、いまひとつは急増した外国人留学生の卒業後の進路・就職問題である。

今後、これらの問題に対処するべく、キャリアセンター及びキャリアセンター委員会を中心に検討を進めていく。

【資料2-5-1 インターンシップ関連資料】

【資料2-5-2 2012～2015「学生生活ハンドブック」(大学)】

【資料2-5-3 キャリアガイダンス、企業合同説明会等に関する資料】

【資料2-5-4 産学官の連携及び地域連携に関する資料】

【資料2-5-5 就職相談室等の利用状況】

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 『2-6 の視点』

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学は、平成 24（2012）年 7 月に評議会において「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」を採択し、これに基づいて翌平成 25（2013）年度に抜本的な教育改革に着手した。今年度（平成 27（2015）年度）は改革開始から 3 年目であり、新たな「理念と目標」に基づく教育の達成状況について全体的な評価を行うには時期尚早である。

ただし、この改革を進めるにあたって教学の分野を中心とした「名古屋経済大学・同短期大学部中期目標・中期計画：平成 24（2012）～平成 28（2016）年」を定め、併せてこれを計画的に進めるために各年度の実施計画を策定し、各年度ごとにその達成状況について自己点検を行うとともに、次年度の実施計画の策定を重ねてきた。平成 24（2012）年に策定した「中期目標・中期計画」は、学長が学部長会、評議会、大学院委員会に提案するとともに、全教職員にこれを伝達して自由な意見の聴取を行った。その上で、評議会、大学院委員会の審議を重ね、年次計画を含めて確定したものである。以後、新年度に当つて、同様のプロセスで前年度の計画に関する自己評価を行い、その結果に基づき、学長が次年度の実施計画を提案し、評議会、大学院委員会で確定するプロセスを繰り返してきた。したがって「教育目的の達成状況」について、全体的・制度的な側面の評価はこのプロセスで確認できる。平成 26（2014）年度までについては、おおむね改善の方向へ前進していると評価できる。

個々の学部・研究科及び個々の授業科目の内容に関する点検・評価については、学生による「授業評価アンケート」とこれをもとに行われる学部・学科の教員会議あるいは「1 年生基礎ゼミ担当者会議」など定期的に行われる教員会議で検討され、改善の工夫が行われてきた。平成 26（2014）年度に経済学部は 1 年生にとって初めての学期末試験を前に教員と学生との懇談会を開催したが、これは約 80% の学生の参加を得て有意義であった。このような新しい試みを普及させることを含めて、FD 委員会と、そのイニシアティブで年に 3 回程度開催している教職員 FD 研修会が役割を果たしている。

また、学部や全学の FD 担当委員や学部執行部による授業参観と、それに基づいて特定の教員に職務として教育方法改善の研修を課すなどの措置も有効である。教育目標の達成状況について教員が率直に意見を交換し、相互批判ができるような文化が少しづつ育っている。学生による「授業評価アンケート」の結果も学内では全面的に公開し、これに基づく相互批判・相互協力によって教育の改善を組織的に進めることが必要である。

また、各学部は少なくともひと月に 1 回は指導教員による学生の個別面談を行って、学修状況や生活を把握するように心がけている。現状は、これが徹底して行われているとは

いえないが、すくなくとも1年生が大学に定着し学習の習慣を形成するには重要な取組みである。今後は学生一人ひとりも学修状況に関する「カルテ」を整備し、これに基づいて丁寧な指導を進めることが求められている。

## 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

前述の通り、平成24（2012）年以来、教学の分野を中心とした「中期目標・中期計画」とこれに基づく各年度の実施計画を定め、新年度に当っては前年度計画の実施状況に関する自己点検・自己評価を全教職員がアクセスできる方式で行っている。したがって、「教育目的の達成状況」の全体的・制度的な側面についてはこのプロセスを通じて全教員にフィードバックされている。

また、本学は毎年度当初に教員から「教育・研究についての計画・報告書」の提出を求めてきた。学長は、個別教員との面談の機会には、この「報告書」に基づいて評価やアドバイスを行うことができた。平成25（2013）年度より、本学は「教員の職務評価制度」を導入し、教員の主たる職務領域である教育、研究、大学運営、地域貢献の4領域について中期的な目標と年次計画を示した「職務に関する目標・計画と点検評価」を年度当初に提出することを求めている。平成24（2012）年度以前の制度との違いは、新制度では教員個人の自己評価についてその適否を学部長（あるいは学科主任）と学長が判断し、必要な場合にはコメントを付して本人にフィードバックする点にある。

以上の二つの制度に加えて、前述の通り、学部執行部あるいはFD委員会委員が学生等から「問題あり」と指摘された授業については現場で参観し、その後、面談によって改善を求めるプロセスをとっている。その結果、学部長が教育方法改善の研修を義務づける事例も生まれている。

全学のFD委員会は、1年に3回ほど、全教員を対象とする研修会を企画し、その中で、学生の授業評価アンケートにおいて高い評価を得た授業などをモデル講義として紹介し、教育内容や方法の改善の材料として提供している。

基本的には教育を学部や学科の教員集団の組織的活動として実施すること、したがって、教育内容・方法等の改善を共同の課題として捉える思想の共有が重要である。

## （3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、教育目的の達成状況の点検・評価の工夫・開発、ならびに教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックは、前述の諸制度や取組みによって基本的に実現できていると考える。今後の改善の課題として以下の点がある。第一に、本学はこれまでのところ教育改革等についていわゆる「外部評価」の制度を取り入れてはいない。そこで、少なくとも「中期目標・中期計画、年度実施計画」とその自己評価については外部評価制度を取り入れて実施することを検討していく。

第二に、本学は「学生の一人ひとりと向き合う教育」を基本方針としているが、必ずしも全教員によってその理念が共有されているとは言えず、したがって、一月に1回の学生との個別面談が確実に実施されているとはいえない。様々な機会に行われた学生アンケートによれば、学生は「教員と話すこと」を切望している。教員が学生たちと日常的に自由に歓談する状況が望まれるが、そのきっかけを作るためにも、指導教員が月に一度の

個別面談を確実に実施することを求めていく。

第三に、学生の学修面、生活面の状況を把握し、学生をきっちり理解するために「学生カルテ」の制度の確立と活用が重要である。先進的な大学の事例に学びながらこの点の改善を進めていく。

【資料 2-6-1 「中期目標・中期計画】

【資料 2-6-2 授業評価アンケート】

【資料 2-6-3 「教員調書」(様式)】

【資料 2-6-4 「職務に関する目標・計画と点検評価」(様式)】

【資料 2-6-5 FD 関連資料】

## 2-7 学生サービス

### 《 2-7 の視点》

2-7-① 学生生活安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### (1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

#### (2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活安定のための支援

##### A. 学生生活全般に関する支援

学生生活全般に関する支援をワンストップサービスで提供することを徹底するために、平成 25 (2013) 年度に、学生部と教務部を統合して学務総合センターを設置し、同センター長に教員を配置している。同センターでは、単位取得、休学・留年といった教務的事務から証明書発行、奨学金配分、保険業務、さらに下宿、アルバイトのあっせん、課外活動の支援まで、切れ目なくサービスを提供している。

また、学生を支援する教員組織もその任務を明確にするために、平成 26 (2014) 年度に「学生委員会」から「学生生活支援委員会」に改称した。「学生生活支援委員会」は各学部及び短期大学部から選出された教員 12 名と学務センター長 1 名・学務部長 1 名・学生支援担当職員 1 名の計 15 名によって構成されており、定期的に委員会を開催し、学生生活全般に関わる案件について、情報の共有及び審議を行い、学生に対する厚生補導に係る適切な対応を行っている。

なお、留学生数の増大にともない、留学生へのワンストップサービスの提供と日本人学生との交流促進のために「留学生支援室」を設置し、教員 2 名及び事務職員 3 名を配置している。

##### B. 学生の健康管理に係る支援

本学では、学生の健康や悩みごとに関する相談に適切に対処するため、医務室及び学生相談室を設置している。医務室には、看護師の資格を持つ常勤職員 1 名が、学生相談室には常勤の臨床心理士 1 名が常駐し、学生のカウンセリングを実施している。

健康面における救急対応については、学内に AED を 5 台設置している。また、心理面に対する対応としては、学生に対しては個別カウンセリングやその他の心理療法（箱庭療法等）、心理テストに加え、学内に居場所のない学生へのフリースペースの提供、心理学関連の図書の貸出等、教職員や保護者に対してはコンサルテーションやメンタルヘルスに関する啓蒙活動を行っている。

その他、一般の学生相談については、学内の教員がゼミや面談時間を利用して行い、職員が学務総合センター学生支援担当における窓口等で対応し、主に学生生活・学業・部活動・進路等の相談に応じている。

#### C. 経済的支援

本学では後に述べる授業料免除など様々な制度により、平成 26（2014）年度実績で約 3 億 5000 万円の経済的支援を行っている。成績優秀者、スポーツ特待者、資格取得者に対する授業料減免をはじめ、「勉学意欲向上」や「資格取得支援」を目的として奨学金制度を創設している。学業優秀者やスポーツ・文化活動などで顕著な活躍をした者や資格取得試験合格者にそれぞれ奨学金や褒賞金・奨励金を給付して応援している。

授業料等に関しては、経済的事情で納付期日までに納付できない場合は、授業料等の延・分納願を提出し、許可されると授業料等を一定期日まで、延納・分納できる制度を設けている。

外国人留学生（在留資格条件はない）への支援としては、授業料の減免制度、また各種奨学金による支給がある。

なお、学生に対する経済的な支援として（独法）日本学生支援機構奨学金及び各地方公共団体奨学金を取り扱っている。（独法）日本学生支援機構奨学金は高校からの予約採用で入学した学生と、本学の在学生の採用を含めると、学生全体の 3 割が奨学金を貸与されている。

#### D. 課外活動支援

本学では、課外活動に参加し、親密な人間関係を通して連帯感を深め、共通の目標に向って責任を分かち合うことも社会の将来を担う良識を持った健全たる人間形成に役立つと考えており、課外活動を行う学生に対して各種支援を行っている。以下、その内容を記載する。

##### ( i ) 課外活動団体結成

学生が学務総合センターに結成の希望を申し出れば、申請書類の提出と学生生活支援委員会・教授会による審議により、結成できるようにし、学生自身が新規団体をつくりやすい環境造りを心がけている。平成 26(2014) 年度には、体操サークルが審議・承認されている

##### ( ii ) 公式試合の交通費の助成

本学では、学内団体が公式試合の出場及びそれに準じた研究発表・公演で学外に遠征する場合には課外活動振興会と学生自治会から交通費を助成している。また、複数日にまたがる遠征で宿泊が必要な場合には宿泊費等の助成もしている。

##### ( iii ) 用具助成

原則、年 1 回、活動に必要な用具を課外活動振興会から助成を行っている。主に消耗品や不特定数の者が使用すると考えられる物品を助成している。また、個々の団体対象では

なく、いくつかの団体に還元できると考えられる助成も実施してきた。その代表的な例として平成 23（2011）年からグラウンドを人工芝に整備した。

(iv) 部室の設置と提供

部室とは、各団体が活動する用具を保管する場所であることは言うまでもないが、同じ目的を持った者同士が集まり、憩える場所であると位置付け、本学では、公式に認められた団体には原則として 1 団体に一つの部室を提供している。

(v) 合宿所の設置

宿泊を伴う課外活動（合宿）が、参加学生の技術を高めるだけでなく、たとえ短期間であっても、一緒に寝泊りし、生活を共にすることで部員同士の精神的な信頼関係を強くするものであると位置付け、本学では学生が宿泊できる施設（合宿所）を 2 棟（A 棟、B 棟）設置し、活用する学生の便宜を図っている。なお、合宿所の平成 24（2012）年度、平成 25（2013）年度及び平成 26（2014）年度における使用状況は、A 棟が 129 日、105 日及び 96 日、B 棟が 101 日、77 日及び 63 日である。

(vi) 学生自治・大学祭

課外活動に準ずるものとして、先に挙げた意義に基づき学生自治・大学祭に対する支援を行っている。学生自治については、学生自治会の活動を通して、学生が相互の親睦融和を図り、学生生活の向上を期するため、自治組織の確立と運営に協力し、また、文化活動、体育活動等の課外活動に参加するよう支援している。大学祭については、大学祭実行委員会を中心に、学生が自ら主体となって大学生活における最大の行事の一つである大学祭の開催について積極的に参画できるよう支援している。学生の学生による学生のための大学祭の実施を支援している。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### A. 提案箱の設置

本自己点検評価書の基準 2-3-①において指摘したとおり、本学では学生生活に係る学生の意見等を汲み上げる手法として、学生が本学に対する意見や要望を自由に投書できる「提案箱」を平成 18（2006）年度に設置している。「提案箱」に寄せられた意見や要望については、学務総合センター学生支援担当が集約を行ったうえで、各学部長及び各担当部署に報告して回答を作成し、対応策を検討した上で改善に向けた取組みが実施されている。

### B. 大学祭実行委員会に対する学生生活支援の支援委員会

大学祭の運営方法について学生生活支援委員会に伝達している。その際、学生側からの意見・要望を集約し学生生活支援委員会は大学祭を成功させるべく、できる限りの助言・支援を行っている。

### C. 外国人留学生との懇談

外国人留学生との懇談や交流を通して留学生の現状を把握することを目的として、平成 24（2012）年度以降、毎年 5 月に、学長または副学長による外国人留学生との懇談や、パーティー（外国人留学生との交流会）を実施している。パーティーには学長又は副学長、留学生支援室のスタッフその他の教職員のほか、日本人学生が参加しており、外国人留学生と教職員や日本人学生との交流や親睦を深めることができる有益なものとなっている。

これらの懇談やパーティーでは外国人留学生からの学生生活に係る意見や要望が出され

あることがあるため、これらの意見や要望を踏まえながら、外国人留学生の学生生活支援の改善方策の検討を行っている。

#### D. 学生生活に関するアンケートの実施

各学部学生生活支援委員会が中心となり、それぞれの学部において「学生生活に関するアンケート」を実施した。内容は、教育・学習、課外活動、アルバイト、悩みごと等、学生生活全般にわたる内容が網羅されている。大学生活を充実させるためのアンケートであり、回収集計した後、全学的に結果を共有し、学生の意見や要望の把握に努めている。

#### (3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生からの意見・要望等を聞く機会をさらに設定し、学生生活を支援していくための具体的な方策を講じていく。また、クラブ代表者や寮生等のようにカテゴリー別での意見交換の機会を増やし、今まで以上に学生の意見を汲み上げることができるように取り組んで行く。さらに、学生の課外活動への加入率を上げるため、受け皿を増やし、クラブ活動の紹介をする機会を様々な方法でつくっていく。

なお、健康相談・心理的な悩みに関しては、相談者が年々増加しており、将来的にはカウンセラーの増員を図る必要があるため、増員に向けた措置を講じていく。

【資料 2-7-1 奨学金関連資料】

【資料 2-7-2 学生の保険加入に関する資料】

【資料 2-7-3 下宿先の斡旋に関する資料】

【資料 2-7-4 アルバイト先の斡旋に関する資料】

【資料 2-7-5 留学生支援関連資料】

【資料 2-7-6 学生相談室、医務室等の利用状況】

【資料 2-7-7 大学独自の奨学金給付・貸与状況】

【資料 2-7-8 大学独自の報奨金・奨励金等制度一覧】

【資料 2-7-9 課外活動支援関連資料】

【資料 2-7-10 提案箱に関する資料】

【資料 2-7-11 外国人留学生との懇談に関する資料】

【資料 2-7-12 学生生活に関するアンケート】

### 2-8 教員の配置・職能開発等

#### 《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の平成 27(2015) 年 5 月 1 日現在の教員組織は、【表 F-6】全学の教員組織のとおり専任教員数は 86 人（うち教授数 44 人）で、大学設置基準に定める必要専任教員数 87 人（うち教授数 44 人）を 1 人下回っている。平成 23(2011) 年度から同 25(2013) 年度までに退職者（死亡を含む）が 24 名に及んだこと、他方、本学の短期大学部キャリアデザイン学科の学生募集停止（平成 25(2013) 年度から）に伴い同学科所属教員の大学への配置換えを検討するために退職者後任人事を控えたことから、定められた基準数を満たし得ない状況が生まれている。この状況を解消するために、平成 26(2014) 年度に 4 学部で合計 9 名の新規採用を行い、さらに同 27(2015) 年度には合わせて 22 名の新規採用を行うべく努力したが 16 名の採用に留まり、基準数を 1 名下回る結果となったので、本年度前期中には、さらに 1 名の専任教員の補充を行うこととしている。なお、大学院の教員組織は、各研究科・専攻において、大学院設置基準に定める研究指導教員及び研究指導補助教員の配置と人数を満たしている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用人事は、学部長が採用人事案件を教授会に発議し、専任教員をもって構成する人事教授会において審議する。人事教授会は、選考委員会を組織し、候補者についての原案作成をこの委員会に委ねる。この委員会の報告に基づき、人事教授会は構成員の 3 分の 2 以上の賛成を得た場合に採用候補者として決定し、学長に報告する。

教員昇格人事は、専任講師又は准教授での在職年数、在任中の業績及び自然年齢を勘案し、学部長が関連科目担当専任教員の意見を参考にし、人事教授会に発議する。発議された事案が承認されれば人事教授会で資格審査委員会を設置し、事前の審査を委任する。人事教授会は、この委員会の報告を受けて当該教員の是非を決定し、学長に報告する。

これまでのところ、上記はつとに厳正に守られてきており、また、審査手順においても民主的に行われてきており、規程に則った適切な運用がなされてきた。なお、平成 24(2012) 年 10 月、教員の採用及び昇格等に係る手続きの改定が行われ、平成 25 (2013) 年度新規採用人事及び昇格人事から適用されることとなった。

FD については、各学部、大学院各研究科において「FD 委員会」を設置し、さらにそれらを統合した「全学 FD 委員会」が組織され、全教員に対して外部講師による講演や、研修、研究を行うなど、教員個人が教育研究のための研鑽を積むように組織的な取組みを行ってきた。また、学生による「授業評価アンケート」を前期・後期の 2 回実施し、アンケート結果は個別の科目については担当教員に配布し（大学院を除く）、結果の分析をフィードバックする体制も整っている。平成 25 (2013) 年度より開講されている「体験型プロジェクト」に関しても、各プランに則したアンケートを実施し、その結果分析を行なっている。こうしたアンケートに関する概略についてはホームページ上に掲載し、学内外に公表している。教員の資質・能力向上への取組みは、その一つとして、従来より「公開授業」が実施されてきたが、平成 24 年度後期より各教員が選択した授業を見学し、自己の授業向上に活用する方式を導入している。また平成 27 (2015) 年度よりシラバスの「授業目標」

の中に「学習成果」を具体的に示す形式を導入し、よりわかりやすい授業の確立を目指している。

なお、教員による授業の相互見学や学生による「授業評価アンケート」などで問題が確認された場合は、各学部のFD委員会で改善のための研修を行っている。

さらに、教員評価及び教員の資質・能力の向上に関する取り組として、平成24（2014）年度より教員の職務評価制度を導入し、各教員は「職務に関する目標・計画と点検評価」に係る報告を毎年度行うこととしている。また、各教員は教育研究活動に併せて社会貢献・管理運営の観点も加え、当該年度の計画と実績に関する「教育・研究についての計画・報告書」も毎年度提出している。

研究費については「名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部専任教員研究費支給要綱」により各教員の学会・研究会出張、研究用の図書、機器、備品の購入に使用することができる「個人研究費」の他、個人又は共同で申請し、学長による採択により支給される「教育活性化経費」、用途をパソコン等の教育研究用機器備品の購入に限定した「教育機器備品充実費」が予算化されている。さらに「名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部在外研究及び国内研究に関する規程」に基づいた留学制度も活用されているほか、学校法人市邨学園創立100周年を記念した「名古屋経済大学叢書」の刊行が開始されており、現在までに6巻が刊行されている。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では初年次教育を重要項目と位置づけ、少人数演習、体験型授業などに取り組んでいる。1年次生の全員に提供される少人数演習では学習のための基礎知識を習得するための共通テキストを導入し、定期的に担当者会議を開き相互点検を行っている。体験型授業ではクオーター制を導入し、地域をキャンパスと位置づけ、学生が主体的に問題を見出し自発的に学習するきっかけを見出すように努力している。また、学習のためのリテラシー教育をも重視し、MOS検定のための講義、レベル別英語授業、簿記検定講座を設けている。さらに、平成27（2015）年度からは、1年次生を対象とする公務員試験受験準備のための基礎講座「基礎力養成Ⅰ～Ⅳ」（各2単位）を授業科目としてカリキュラムに設定した。そのほか、幅広い教養取得のために共通科目群を設定し、「カリキュラム検討委員会」の下で運営している。

#### （3）2-8の改善・向上策（将来計画）

平成27（2015）年5月1日現在における本学の専任教員数は、大学設置基準に定められた基準数を満たしていない。したがって、本年度前期中には基準数を満たすべく教員採用手続きを進めていく。

また、教育研究上の目的を達成するために、今後とも教員の採用・昇任等の方針も厳正に適用し、年齢構成の偏りも是正していく。なお、上記のとおり、平成24（2012）年10月、教員の採用及び昇格等に係る手続きの改定が行われたこともあり、新しい人事方針のもとに、今後の採用人事及び昇格人事を適切に実施していく。

教員の研究支援については、外部の研究費の獲得を積極的に推しすすめることを含め、教育研究については、さらに活性化させ、質を向上させ、自発的な自己点検と日頃の研鑽

が重要であることは言うまでもないことであるが、大学が組織として教育研究を遂行していくためにも積極的に全学体制で前向きに取り組んでいく。

【資料 2-8-1 全学の教員組織】

【資料 2-8-2 名古屋経済大学人事委員会規定】

【資料 2-8-3 名古屋経済大学専任教員資格審査基準】

【資料 2-8-4 FD 関連資料】

【資料 2-8-5 授業評価アンケート】

【資料 2-8-6 「教員調書」（様式）】

【資料 2-8-7 「職務に関する目標・計画と点検評価」（様式）】

【資料 2-8-8 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部専任教員研究費支給要綱】

【資料 2-8-9 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部専任教員在外研究及び国内研究に関する内規】

## 2-9 教育環境の整備

### 《 2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

#### (2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

##### A. 校地

校地は、犬山キャンパス及び名駅サテライトキャンパスを中心に、大学院、大学、短期大学部を併設している。

犬山キャンパスは敷地面積 201,376 m<sup>2</sup>であり、設置基準上必要な面積 41,300 m<sup>2</sup>を十分に上回っている。計 9 棟の校舎群及び複数の関連施設、人工芝グラウンドが配置されており、適切な管理のもと、授業のみならず、学生の部活動、外部への貸出し等の利用頻度も非常に高い。在籍学生 1 人あたりの面積は 112.6 m<sup>2</sup>となっている。

名駅サテライトキャンパスは敷地面積 336.72 m<sup>2</sup>であり、大学院法学研究科及び会計学研究科を開設している。在籍学生 1 人あたりの面積は 2.3 m<sup>2</sup>となっている。

##### B. 校舎

###### (i) 犬山キャンパス

建物床面積の合計は 47,349 m<sup>2</sup>であり、昭和 40(1965) 年の開学以来、学生及び社会のニーズに対応すべく拡張整備を行い、今日に至っている。設置基準上必要な面積は 24,570 m<sup>2</sup>であり、十分にゆとりのある空間構成ができている。

蔵書数 35 万冊余りを誇る図書館、学生の憩いの場であるコミュニティープラザ、グラン

## 名古屋経済大学

ドピアノ、アップライトピアノ計 49 台を配した音楽棟、計 260 台のパソコンを設置した情報処理教室等、教育研究のみならず学生アメニティに寄与する各種施設を併設している。

### (ii) 名駅サテライトキャンパス

建物床面積は 2,691.96 m<sup>2</sup>であり、平成 20(2008) 年に自己資金により購入し、同年耐震補強工事を中心とした大規模改修工事を実施し開設した。在籍学生 1 人あたりの面積は 18.6 m<sup>2</sup>であり、十分にゆとりのある空間構成ができている。地上 10 階建ての建物には、図書室、情報処理室、学生談話室を設置し、快適な空間構成を実現している。特に 10 階多目的ホールは授業のみならず、学外への貸出しや、講演会の開催等幅広く有効活用されている。

### C. 屋外運動場

部活動の振興を図るため、野球場とメイングラウンドに平成 18(2006) 年に夜間照明設備を整備した。平成 23(2011) 年、更なる振興策として大規模な改修工事を実施し、メイングラウンドの半分を人工芝化、平成 26(2014) 年、残り半分も人工芝化し、メイングラウンドの完全人工芝化が完了した。その他、テニスコート、ハンドボールコート、本格的なゴルフ練習場を整備している。

### D. 屋内施設

体育館は、建物床面積は 5,772.577 m<sup>2</sup>であり、昭和 61(1986) 年竣工した。地上 2 階建ての建物には、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングルーム、ランニングトラックを配し、部活動の振興のみならず、授業の充実にも寄与している。

### E. 実習施設

平成 17(2005) 年に設立された臨床栄養センターは、市民を対象としたヘルスチェックや健康・栄養相談を行う活動を実践している。

平成 18(2006) 年に設立された発達臨床センターは、障害をもつ子どもの療育指導並びにその保護者の発達相談を行っている。

### F. 情報関連施設

#### (i) 情報センター

情報センターは、情報利用環境の構築・整備及び大学事務システムの管理・運用を行い、利用者にこれを提供することにより、高度情報化社会に対応した教育・研究を支援すると共に、「情報社会としての大学」づくり及び地域社会との関係づくりに役立つことを目的として、平成 13(2001) 年度に開設された。

情報センター 1 階に、MOS 試験会場を平成 18(2006) 年度に開設した。MOS 資格取得を通して学生の IT スキルアップを図るため、教育機関向け価格による受験料の割引や、授業時間割に合わせた試験日程の設定など、学生が MOS 試験に取り組みやすい環境を用意した。また、2 階には 90 台の自由使用パソコンを設置し、授業の予習・復習、レポート作成など学生の自習環境を整えている。

#### (ii) 情報処理教室

一般事務処理、データベース機能、プレゼンテーション機能など、実務に即したソフトウェアを用意している。情報の管理・活用、情報発信、資格取得などの技術習得を通して、社会で必要となる実践的な知識と技術を体系的に身につけさせることを目標に環境を整えている。

(iii) 無線 LAN 環境

ノートパソコンやタブレット型モバイル端末・スマートフォンなど、利用機器の変化により、確実に無線環境の需要は高まっている。これに対応するため、平成 25(2013) 年度、犬山キャンパスに無線 LAN 環境を整備した。

G. 図書館

図書館の蔵書数は 354,725 冊、雑誌タイトル数は 1,278 誌である。学生の年間利用者数は 18,663 人、学生の年間貸出冊数は 4,335 冊となっている。

(i) 館内システム設備

利用者のサービスの向上と業務の効率化のため、平成 9(1997) 年度より図書館資料情報管理システム (CALIS) が導入されて、検索、貸出・返却などの事務処理が合理的にできるようになった。平成 20(2008) 年 9 月からはパッケージ型の新システム (CARIN) を導入した。これにより、利便性・効率性が向上して利用者へ新しいサービス機能が提供できている。

(ii) 学生の利用促進のための取組み

①年度初めに在学生を対象にゼミや学部学科毎に図書館ガイダンスを実施している。また、論文及び卒業論文作成など研究テーマに関連する文献資料入手するための情報検索ガイダンスを随時行っている。

②近年は図書及び学術誌の電子化が進み、判例・法令検索など 10 種類のデータベースを導入している。その中の数種については、利用講習会や使用説明会を随時開催している。

③平成 21(2009) 年度から、学部から 2 ~ 3 名ずつ参加者を募り「学生選書の会」を年 2 回実施している。書店で本を選ぶ楽しさを体験することで、参加学生からは好評を得ている。また、選ばれた本は学生が目につくように別置して紹介している。

④平成 26(2014) 年度から、図書館資料を持ち出し、その場で貸出等を行う学内「出張図書館」を適宜開催している。

(iii) 開館時間の延長

平成 13(2001) 年度以降開館時間を延長し、月曜日～金曜日は 9 時 10 分～20 時、土曜日は 9 時 10 分～16 時 30 分とし、現在に至っている。

(iv) 大学院 名駅サテライトキャンパス図書室

大学院 (法学研究科・会計学研究科) の図書室は、収容スペースに限りがあるため、教員、大学院生が最低限必要とする専門領域の図書と製本雑誌約 3,000 冊余を重点的に配架している。本学図書館の所蔵資料を名駅サテライトキャンパスの端末から検索でき、貸出依頼もネットワークを介して行うようにしている。

(v) 図書館の効率的運営

図書館 1 階フロアのスペースを有効利用した「展示」を平成 18(2006) 年度から始め、これまで、図書館蔵書による特集企画及び近隣の個人・団体の協力による展示を随時開催している。また、平成 21(2009) 年度からは、1 階フロアに設置したピアノを使用した「ミニコンサート」を昼休みの時間を利用して適宜開催している。平成 26(2014) 年度からは、短期大学部保育科と連携し学びの発表の場として学生の作品展示を適宜開催している。大学祭では、本学附属幼稚園児の「作品展」及び本学教員によるバンドコンサートを地域住民にも一般公開している。

(vi) 地域住民及び高校生への図書館の開放

地域住民や高大連携による高校生への図書館開放のため、地域住民や登録を済ませた高校生に、35万冊余の蔵書閲覧・貸出のサービスを提供している。

H. コミュニティープラザ及び6号館学生ホール

コミニティープラザは、建物床面積は4,261.24m<sup>2</sup>であり、平成元年（1989）年に竣工した。客席数400席の学生食堂、書店・売店を設置している。

6号館学生ホールには、平成18（2006）年、コンビニエンスストアを設置した。平成20（2008）年、学生の要望に応えて、ATMを設置した。

また、多様化するアメニティに対応するため、コミニティープラザには平成22（2010）年に、6号館学生ホールには平成19（2007）年に、それぞれ無線LAN環境を構築し、平成25（2013）年、全キャンパスの無線LAN環境の整備が完了した。

I. 学生寮

本学には男子寮（スポーツ寮）として本学より徒歩10分の場所に蓮池寮、また、女子寮として学園敷地内に呉竹寮を完備している。寮費に関しては、保護者の負担を配慮し安価な寮費を設定し提供している。それぞれの寮には学務総合センター所属の寮長が各1名常駐し、24時間体制で入寮者の生活を心身共、全面的にサポートできる支援体制を取っている。

呉竹寮は、昭和40（1965）年に竣工した。寮室は全18室あり、浴室、ランドリー室、食堂、娯楽室等を完備している。

蓮池寮は、木造平屋建物と鉄筋2階建て建物からなり、昭和56（1981）年に竣工した。平成24（2012）年には、スポーツ振興の一環として、木造平屋建物を鉄筋3階建てに建て替えた。寮室は全39室あり、浴室・シャワー室、ランドリー室、食堂・ミーティングルーム等を完備している。

J. 施設及び設備の安全性及びバリアフリーの整備

学生サービスの向上と安心安全な学習環境の提供を念頭に整備してきた。不特定多数の者が入校するので、警備委託業者と連携した入校チェックや、施設内巡回の強化を図ってきた。また、名駅サテライトキャンパスの耐震補強工事については完了している。犬山キャンパスについては、平成25（2013）年2月～8月において、一部の施設を除き耐震診断を済ませており、現在は耐震補強工事の計画を立案中である。また、一部整備されているバリアフリー化については更なる充実を図っていく。

**2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理**

授業を行う学生数については、平成24（2012）年度より、原則150名を上限とする形での履修制限を設け、教育的効果への配慮のほか、受講する学生数の管理の適正化を図ることとしている。

外国語科目のうち基礎英語については、プレースメントテストを実施し、習熟度別クラス編成となっている。また、その他の外国語科目、情報科目、スポーツ関連科目などについては履修制限を設け、受講する学生数の適正な管理を行っている。

**（3）2-9の改善・向上方策（将来計画）**

教育研究活動の目的を達成するための施設設備について、視聴覚設備の計画的更新・拡充、無線 LAN を中心とした情報インフラの強化を図る。また、学生アメニティの向上のため、学生食堂の改善、学生ホールの充実を図ることに加え、平成 27（2015）年度内に耐震補強工事計画を策定し、同計画に基づく耐震補強工事の実施に向けた取組みを開始する。

【資料 2-9-1 校地、校舎等の面積】

【資料 2-9-2 その他の施設の概要】

【資料 2-9-3 施設配置図】

【資料 2-9-4 情報センター等の状況】

【資料 2-9-5 図書、資料の所蔵数】

【資料 2-9-6 図書館パンフレット】

【資料 2-9-7 名古屋経済大学ホームページ（図書館）】

【資料 2-9-8 学生寮等の状況】

【資料 2-9-9 クラスサイズに関する資料】

【資料 2-9-10 プレースメントテストに関する資料】

### [基準 2 の自己評価]

各基準項目に関する上記の記述を総合して判断し、本学としては、基準 2 全体についても要件を満たしていると判断する。

「学生の受入れ」に関しては、本学の学部では入学者の確保に関し課題が存在しているが、単に学生数を確保することを目標とするのではなく、教育目的の観点から本学の教育に適した学生の受け入れが重要である。本学は入学定員を満たすためのさまざまな方策を実施することに加え、アドミッションポリシーに基づき、本学の教育に適した学生を選抜するよう努めている。

「教育課程及び教授方法」に関しては、教育目標及び教育目的の実現のためにも、適正な教員の配置が不可欠である。したがって、平成 24（2012）年 10 月に改定された専任教員の人事手続に基づく人事の実施等により、教員の適正配置を行うとともに、FD 活動により、質の高い授業の確保を図らねばならない。

「学修及び授業の支援」に関しては、学生が自主的に学習に取り組むことができるような仕組みを構築している。ただし、その機能が必ずしも十分であるといえない面もあることから、自主的な学習が授業と有機的に結びつき、結果として効果的な学修が可能となるような方策を検討していく必要がある。

以上から、本学では、「学修と教授」に含まれるそれぞれの内容に関し、問題点や課題は存在するものの、適切に運営されていると考える。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### « 3-1 の視点 »

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 3-1-① 経営の規律と真実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人市邨学園（以下「本学園」という。）は、「学校法人市邨学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、本学の建学の精神に則り学校教育を施すことを目的とする」と、本学園の目的を明確に規定している。さらに、「学校法人市邨学園就業規則」（以下「就業規則」という。）第3条は、教員、職員それぞれについて「学園の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない」と定め、規律と誠実性の維持を明確に求めている。

このように本学園の運営は、教育基本法、学校教育法、私立学校法の趣旨に従い、それを受けて明確に定められた「寄附行為」及び「就業規則」に基づいて、規律と誠実性を維持しつつ進められている。

また、「一に人物、二に伎倆」と謳う建学の精神と100年を超える中等・高等教育の伝統を継承しつつ、グローバル化や情報化など社会の急速な変化に対応して教育理念・目標を進化させ、本学独自の特色や自主性を発揮するとともに、教育機関に求められる公共性を高める組織再編や運営の合理化を進めてきた。

###### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

先に述べたように、本学は建学以来の使命・教育目的を継承しつつ、常に時代や社会の変化に対応して建学の精神を再定義し、その公共的役割を充足してきた。「一に人物、二に伎倆」という建学の精神と「人物教育」、「実学教育」という本学園の伝統は、長い間学園の運営を担ってきた役員をはじめ理事会、評議員会構成員によって支持され継承してきた。また、キャンパス内には、市邨芳樹と建学の精神にかかわるモニュメントが数多く残されており、教職員・学生は日常的にその理念を反芻する機会に満たされている。理事長、学長は入学式、卒業式、後援会（保護者会）、同窓会等の集まりに際して、常にこの「建学の精神」とその継承について言及し、関係者の理解と理念の共有を訴えている。

昭和 54(1979) 年の市邨学園大学の開学、昭和 58(1983) 年の男女共学 4 年制大学への移行をはじめその後の学部・学科の設置・改組等は、常に大学・大学院の教授会、評議会、研究科委員会、大学院委員会による慎重な検討を通して提起され、理事会及び評議員会の承認によって実現してきた。その際、常に新しい時代や社会の要請を注意深く観察し、建学の精神を時代に応じて再解釈・再定義しつつ、本学の使命や教育理念の継承を心掛けてきた。

平成 24(2012) 年度以降の教育改革に当っては、全学的な議論を旨として、教授会、大学評議会などによる審議に加えて、学長の下に設置された特別委員会や全教職員集会における意見交換の機会を適宜設けて、本学の使命・教育目的・理念の検討と新たな理念に基づくカリキュラム改革を進めた。このような全学的な議論を通して本学の建学の精神や教育理念があらためて教職員によって共有されたと考える。

大学における決定は、学長によって提案され、大学評議会の議決を経た「中期目標・中期計画」に盛り込まれ、その継続性が担保された。この「中期目標・中期計画」と毎年度ごとの実施計画は理事会、評議員会に報告され承認を得ている。

法人における決定は、一部の案件を除き評議員会の諮問を経て理事会の議決により決定している。理事、評議員の構成については、私立学校法及び「寄附行為」に則り理事会で選任しているが、平成 25(2013) 年 8 月に認可を得た「寄附行為」の変更により、理事の選出について「創立者の門下生」といった時代にそぐわない選出要件を見直す一方、理事会の構成を現実に適した形に改めた。「法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」理事会、理事会の諮問機関としての評議員会の機能は変わらず、適正に機能している。

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

本学における「寄附行為」ならびに「名古屋経済大学学則」及び諸規程は、いずれも学校教育法、私立学校法に則して作成され、大学の設置・運営は法令遵守のもと円滑に行われている。教職員はこれらの規程や法令を遵守し、各法令が定める届出事項等は正確かつ遅滞なく行われてきた。

ただし、専任教員数については、大学設置基準数を下回っている。平成 24(2012) 年度以降、財政面にも配慮した人事計画を策定し、この 2 年間併設の短期大学部も含めた採用・異動人事を進めてきたが、平成 27(2015) 年 5 月 1 日現在、基準数 87 名に 1 名達していない。しかし、本年度前期中にはこの 1 名の定員割れを解消できる見通しである。

また、「学校法人市邨学園内部監査規程」を定めて管理運営面における自己点検機能を強化し、コンプライアンス及び業務監査の充実を図っている。内部監査機能の充実により、監事監査、公認会計士監査と併せて三重の監査体制が整い、学園のガバナンス強化につながっている。

研究に係わる教員が遵守すべき基本原則として、平成 19(2007) 年に「名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部教員の科学者としての行動規範」及び「名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部競争的資金等の不正防止に関する規則」を定め、この行動規範及び規則のもとに、「名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部研究者倫理委員会規程」「名古屋経

## 名古屋経済大学

済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部研究活動における不正行為に関する取扱規程」「名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部科学研究費補助金に関する取扱規程」等を制定し、研究活動が適正に行われるよう取り組んでいる。また、研究倫理に関しては、倫理的観点から研究が適正に行われるよう「名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部における人間を対象とする調査及び実験に関する倫理規程」「名古屋経済大学動物実験実施規程」「名古屋経済大学動物実験委員会細則」を制定している。

個人情報保護に関しては、平成 17(2005) 年に「名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人の権利、利益を保護している。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に係る省エネルギー対策について、法律の趣旨に基づき、大学をはじめ法人設置各校で節電とエネルギー使用量の合理化に努めている。平成 22(2010) 年度に法人全体で原油換算 1,535kL であった使用量が、法令に定める削減目標を達成している。

人権への配慮について、まず、労働条件は「就業規則」に基づいて適正に実施している。各種ハラスメントについては、大学では平成 12(2000) 年に「名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止規程」「名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程」を、大学院では平成 16(2004) 年に「名古屋経済大学大学院セクシュアル・ハラスメント防止規程」「名古屋経済大学大学院セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程」を制定し、セクシュアル・ハラスメントに対して苦情・相談窓口及びセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会を設置するなど、学生及び教職員が相談しやすい環境を整備している。

安全への配慮については、施設内を定期的に巡回し、発見した問題点は総務部の責任のもとで迅速に改善を実施している。とくにエレベーター、消防設備、水道設備など、生活に密接に関係する設備については専門業者に管理を委託し、関係法令に則って適切に対応している。

校舎等の耐震改修であるが、平成 25(2013) 年 2 月から 8 月において、一部の施設を除き耐震診断を実施しており、現在は耐震補強工事の計画を立案中である。

火災防止と構成員の健康保全を目的に、全館建物内の禁煙を既に実施し、かつキャンパス内に限られた喫煙コーナーを指定して、指定箇所以外での喫煙を厳しく咎めている。全構成員による「禁煙マナー運動」が少しづつ効果を上げている。

危機管理については、平成 27(2015) 年 5 月、法人に危機管理に関する大綱的原則を定めた「学校法人市邨学園危機管理規程」を制定した。地震防災等については、平成 20(2008) 年制定の「名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部地震防災規程」及び「名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部地震防災規程第 12 条に基づく「地震防災隊」に関する細則」に則り対応している。その他、平成 17(2005) 年 4 月に人間生活科学部管理栄養学科、平成 19(2007) 年 4 月に大学院人間生活科学研究科栄養管理学専攻を開設したこともあり、教育、研究又は医療上必要な毒物及び劇物等の適正管理を行うため、平成 20(2008) 年「名古屋経済大学大学院、

名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部毒物及び劇物管理規程」を制定し、関係法令の遵守と併せ適切に対応している。

平成 25(2013) 年度よりフィールドワークを伴う「体験型探究」科目を実施するに当たり、学生の事故等に対応するために全学生が「学生教育研究災害傷害保険」に加入することを義務付けている。

学生が授業中などに怪我あるいは体調不良を訴えた際にその応急処置をするための医務室を設置している。医務室には看護師資格を持つ医務室員が常時待機している。

さらに、学生が心的な悩みごとを相談できる機関として「学生相談室」を設置している。学生相談室には臨床心理士が待機し、訪問する学生に対応している。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公開については、平成 23(2011) 年度から、学校教育法施行規則で定められた内容を大学のホームページにおいて公開している。教育情報の主要な部分は『大学案内』や大学の刊行物を通して、在学生とその保護者、あるいは受験生とその保護者を含む一般の人々に極力公開している。また、平成 26(2014) 年度からは、大学ポートレートにもシステム参加したところである。

財務情報の公開については、市邨学園のホームページに收支計算書、貸借対照表及び財産目録を決算概要として掲載し、事業報告書及び監事の監査報告書と併せて学内外からの閲覧も可能としている。また、「学校法人市邨学園財務書類等閲覧規程」を制定して、学生・生徒、園児を含めたその保護者、教職員、その他利害関係者から請求があった場合は閲覧に供することとなっている。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準上の教員数の確保に課題を残しているため、現在、計画的に採用人事等を進めしており、平成 27(2015) 年度後期開始時には基準を充足できる見通しである。

校舎の耐震診断は平成 25(2013) 年度に実施しており、平成 27(2015) 年度において耐震補強工事計画を策定し、計画に基づく耐震補強工事の実施に向けた取組みを開始する。また、エレベーターの改修などは、必要な安全措置が取られている。

財務情報については、公開を念頭に、グラフや図表を活用した参考資料や経年推移を含めた財務分析指標のよりわかりやすい記載方法をなど検討する。

現状では、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会が、ハラスメント全般の対応をしており、今後こうした事案が多様化していくことを踏まえ、より専門的に対応できる組織の設置も含め検討する。

危機管理については、防災・防犯等の対応について『学生生活ハンドブック』に「東海地震などの大規模地震についての心得」を掲載しているが、実効性のあるマニュアルやハンドブックなどを作成してより充実した危機管理体制の整備に努める。

【資料 3-1-1 学校法人市邨学園寄附行為】

【資料 3-1-2 学校法人市邨学園就業規則】

【資料 3-1-3 「寄附行為変更新旧対照表】

## 名古屋経済大学

- 【資料 3-1-4】 学校法人市邨学園内部監査規程】
- 【資料 3-1-5】 名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部教員の科学者としての行動規範】
- 【資料 3-1-6】 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部競争的資金等の不正防止に関する規則】
- 【資料 3-1-7】 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部研究者倫理委員会規程】
- 【資料 3-1-8】 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部の研究活動における不正行為に関する取扱規程】
- 【資料 3-1-9】 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部科学研究費補助金に関する取扱規程】
- 【資料 3-1-10】 名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部における人間を対象とする調査及び実験に関する倫理規程】
- 【資料 3-1-11】 名古屋経済大学動物実験実施規程】
- 【資料 3-1-12】 名古屋経済大学動物実験委員会細則】
- 【資料 3-1-13】 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部個人情報の保護に関する規程】
- 【資料 3-1-14】 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づくエネルギーの使用状況】
- 【資料 3-1-15】 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止規程】
- 【資料 3-1-16】 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程】
- 【資料 3-1-17】 名古屋経済大学大学院セクシュアル・ハラスメント防止規程】
- 【資料 3-1-18】 名古屋経済大学大学院セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程】
- 【資料 3-1-19】 学校法人市邨学園危機管理規程】
- 【資料 3-1-20】 名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部地震防災規程】
- 【資料 3-1-21】 名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部地震防災規程第 12 条に基づく「地震防災隊」に関する細則】
- 【資料 3-1-22】 名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部毒物及び劇物管理規程】
- 【資料 3-1-23】 学校法人市邨学園財務書類等閲覧規程】
- 【資料 3-1-24】 2015 「学生生活ハンドブック」（大学）、2015 「大学院要項」（大学院）】

### 3-2 理事会の機能

#### 『3-2 の視点』

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 目的・使命の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」の定めに基づき、法人全体に係る総括的な意思決定を担ってきた。理事会は、原則定例会として、奇数月に開催されてきた。必要が生じた際は、緊急招集の上、臨時理事会を開催している。過去 3 年間の理事会の開催状況は、【資料 3-2-1】のとおりである。なお、欠席の理事には欠席の確認が取れた段階で議題及び資料を添付したうえで、意思表示書を送付し、議決に係る意思の確認を行っている。

理事は、10 名の定数で構成しており、うち私立学校法で定める校長（学長）からの理事 3 名、評議員からの理事 2 名、その他寄附行為で定める選任区分による理事 5 名となっている。現在のところ、理事現員数は定数を充足しており欠員はない。平成 27(2015) 年 6 月現在の理事の選任区分ごとの名簿は、【資料 3-2-1】のとおりであり、1 名が外部理事となっている。

理事は、寄附行為第 6 条の選任区分に基づいて選任されるが、第 6 条第 2 項第 1 号（学園長）以外の理事は、評議員会の意見を聴いて、理事総数の過半数の議決をもって選任される。

過去 3 年間の理事の理事会への出席状況は、【資料 3-2-1】のとおりであり、いずれの年度も意思表示書提出者も含めると 9 割以上の出席率となっている。

平成 23(2011) 年度まで、理事会は法人全体に係る総括的な意思決定を担っていたが、大学運営の戦略的意思決定機関としての機能を必ずしも果たしていなかった。それまでは、理事長が学長を兼任する体制の下にあり、大学に関する戦略的意思決定は、理事長・学長、副学園長、副学長、大学院研究科長、大学学部長、短期大学部学科長、事務局長及び事務局次長によって構成される「大学運営戦略会議」が担ってきた。その体制の下では、教学に係る理事会の責任や、逆に経営に係る大学の組織の責任が明確にならなかつたきらいがあり、したがって、経営と教学の両側面において、戦略的な観点に立った運営は不十分であったと言わざるを得ない。

平成 24(2012) 年度に、新たに専従の学長を置く体制に移行した。そこで、定期的に開催される理事会において法人全体の戦略的意思決定を行い、その上で学長が統括する大学評議会、短期大学部評議会、大学院委員会が大学運営に関する重要事項の決定を行う体制となった。理事会の決定と大学運営の間に相違が生じないように、定期的（概ね月 1 回）に「市邨学園運営連絡協議会」を開催し、財務を含む管理運営に関する情報の共有化を図っている。また、原則として毎週 1 回開催する大学の執行部会議（理事長、学長、副学園長、副学長及び事務局長で構成）において大学・短期大学部・大学院に関する戦略的意思決定を行い、学長の責任でその運営を進めている。

平成 24(2012) 年度に、大学評議会は「中期目標・中期計画」を策定し、これに基づく具体的な単年度事業計画とともに理事会に報告し、承認を得た。学長はこの「中期目標・中期計画」に基づいて毎年度の事業を自己点検・自己評価し、理事会への報告を行うとともに次年度の計画を明確にし、目的実現への努力を行っている。

経営の規律・誠実性を維持、担保するための組織的な対応の一環として、「学校法人市

「市郷学園内部監査規程」「学校法人市郷学園公益通報等に関する規程」を整備し、これらの規程に基づく監査・点検を通して運営上の規律を確認する体制をとっている。内部監査は、平成26(2014)年2月の理事会による内部監査規程の制定に先立ち、平成26(2014)年1月に学校法人の給与簿に係る監査を試行的に実施した。内部監査が行われた場合には、理事会にその報告が行われている。また、監査法人の公認会計士による定期的な会計監査が実施されている。

監事は、理事会、評議員会に出席して法人の業務執行状況に留意を払い、必要な助言・勧告を行っている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成24(2012)年度に専従の学長を置く体制に移行して以降、法人全体の経営戦略については理事長及び理事会の責任とし、教学を中心とした大学運営については学長及び大学の機関の責任とする責任の明確化の下で、大学の管理運営について大幅な合理化が図られた。学長は、毎週1回開催する執行部会議及び学部長会議において、常に課題の共有を図り、大学の審議機関である教授会、大学評議会の機能を活性化させてきた。また、前述の「中期目標・中期計画」の策定は、課題を明確にし、それを共有するうえで有意義に働いている。

しかし、大学は入学定員の充足と財政の再建という重い課題を抱えており、その解決には戦略的な政策と法人全体の協力が必要である。法人内の各セグメントの責任を明確にするとともに、理事会が牽引する法人全体の協力体制を確立する。

【資料 3-2-1 理事、監事、評議員名簿及び平成26年度理事会、評議員会開催記録】

【資料 3-2-2 市郷学園運営連絡協議会規程】

【資料 3-2-3 中期目標・中期計画】

【資料 3-2-4 学校法人市郷学園内部監査規程】

【資料 3-2-5 学校法人市郷学園公益通報等に関する規程】

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成23(2011)年度までは、理事長・学長兼任の下で、前述のように大学に関する戦略的意思決定は、理事長・学長、副学園長、副学長、大学院研究科長、大学学部長、短期大学部学科長、事務局長及び事務局次長によって構成される「大学運営戦略会議」が担ってきた。したがって、大学固有の審議機関である教授会、大学評議会、研究科委員会、大学

院委員会は、教学に関する限られた事項を別にして、大学の運営に関する実質的な審議・決定の機能を発揮してこなかった。大学には32の全学委員会が存在し、個別の領域を所掌していたが、これらの委員会も所掌事項について意思決定の機能を果たしていたとは言い難く、多分に形式的・手続的な議論と実務の遂行に終わっていた。

平成24(2012)年度から、新学長のもとで、各学部教授会・大学評議会、大学院研究科委員会・大学院委員会という正規の意思決定過程が機能を回復し、加えて週1回の執行部会議が経営を含む法人の政策と大学との緊密な連絡を保証し、また、同じく毎週1回の学部長会議が大学の課題の全学的共有や重要事項の事前協議の機能を担うこととなった。

32の全学委員会については、入学試験委員会、学生生活支援委員会及び大学教務委員会などは実務委員会としてその機能の活性化が図られ、他方、カリキュラム改革をはじめとする大学の教育改革等については、学長補佐に任命した教員を軸とする学長直属の特別委員会によって担われ、集中的に検討を進めるとともに、決定事項の実施と検証を担うこととなった。学長のリーダーシップとこれらの特別委員会によって教学に係る様々な改革が提案・実行されてきた。

また、実務体制の側面では、学務総合センター、情報センター、キャリアセンターに事務職の責任者として部長又は副部長を配置するとともに、それぞれにセンター長として教員を配置して、教職員の協働と責任体制の強化を図った。また、各種委員会には職員を正規の委員として加え、現場の意見を審議に反映させるとともに、決定事項の実施責任を強めるように図ってきた。

平成27(2015)年4月施行の改正学校教育法への対応としては、学長の権限と責任及び教授会の審議権について、法令上の原則を学内に広く周知するとともに、学則をはじめとした規程等の改正を行った。

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

平成23(2011)年度以前は、教学を中心とする大学運営についても教授会をはじめ教員組織の実質的な責任意識が希薄で、教員組織は手続的な議論に甘んじ、実質的な意思決定は理事長や事務局長に委ね、学生の生活支援もキャリア支援も職員が責任を担っていた。

専従の学長の就任と、大学運営に関する学長の権限の明確化によって、大学の意思決定ならびに業務執行に関する改善が大きく進んだ。カリキュラムの全面的な見直しをはじめとする教育改革は、学長や副学長の強いリーダーシップのもとで進められた。

事務組織の体制や機能についても、執行部会議における状況把握と方針の明確化をはじめ学長、副学長、事務局長の相互連携と責任によって大きな改善が進められた。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長は、大学のみならず法人全体の経営にも理事会の一員として責任を負いながら、大学の特に教学について全面的に責任を担い、リーダーシップを発揮することが重要である。しかし、学長のリーダーシップ発揮のためには、副学長、事務局長をはじめ学長補佐、学部長、事務組織の部長のサポートが不可欠であり、そのためには、諸案件について議論に基づく支持が必要である。とりわけ学部長が各学部の利益代表者ではなく、大学執行部の一員として学長、副学長とともにリーダーシップを発揮する、あるいは学長のリーダーシ

ップをサポートすることが重要である。

教授会や各種委員会も形式的・手続的な審議に時間を費やすことなく、教学に係る問題の核心について実質的な審議を尽くすことが求められる。平成27(2015)年度からは、学部の運営及び組織の改善を図る目的で、経済学部、経営学部及び法学部については、副学部長を置き、副学部長は学部長とともに学部執行部として学部の諸活動を統括することとした。教学をサポートし、大学の運営を支える事務組織は、依然として根強い「縦割り」意識を払拭し、教職協働の考え方立ち、また部門間の相互連携を強め、常に革新的な志を持って機能しなければならない。

全教職員が大学の理念、建学の精神、「中期目標・中期計画」を共有し、相互連携の下でその具体化に努めることが求められる。

【資料3-3-1 大学の意思決定過程図】

【資料3-3-2 学則変更対照表、職務規程変更対照表】

【資料3-3-3 大学・短期大学部の運営及び組織の改善に関する申し合わせ】

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

#### (2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事会の構成員として、大学学長、大学副学長、大学・短大事務局長が理事に選任され、理事会において大学の意向が反映されるようするとともに、評議員会の構成員としても、7人の大学関係者（大学学長、大学副学長、大学教授2名、大学・短大事務局長、大学同窓会長、大学後援会長）が選任されるなど、法人部門と大学部門の意思疎通等が図れる体制を整えている。

したがって、理事会には常に大学の実情や意向が反映され、同時に理事会の意向は大学に的確に伝達されている。法人や大学の経営改善のための計画をはじめ諸方策は、法人部門と大学部門の円滑な意思疎通の下で進められてきた。

大学内においても、まず、基本的に毎週1回開催される執行部会議（理事長、学長、副学園長、副学長、事務局長と、必要に応じて法人本部業務担当部長、財務担当部長が参加）がコミュニケーションの要となり、これも毎週開催される学部長会議が連絡調整機関として機能した上で、教授会・大学評議会、大学院研究科委員会・大学院委員会という意思決

定手続きが適正に行われている。

本学の欠点の一つが、教員組織及び事務組織のいずれにおいても学部・学科や部・課間の「縦割り」意識が強く、また教育組織、事務組織相互の連携・協働も不足していたことである。まず、学部・学科間のコミュニケーションの改善については、前述の学部長会議の定期的な開催や、教育改革、入試広報活動等の改善に関する全学委員会の活性化、あるいは教育改革、経営改善等本学の重要な課題に関する全教職員集会の開催などを通じて確実に進んでいる。また、各種委員会に職員が委員として参画することによって、教学に関する教職協働が進みつつある。さらに、今年度から、これまで事務組織の部長・副部長で構成していた「部長会議」に学部長を加えることによって、全学的課題を教員と職員の各責任者の間で共有することを目指している。

事務組織固有の「縦割り」意識については、例えば平成 25（2013）年度には、入試、教務、学生支援の 3 部署を「学務総合センター」に大括りし、それぞれの責任所掌事項を明確にしながらも相互乗り入れによって職務を共同で担う方向で改革を進めてきた。さらに本学の喫緊の課題である学生獲得のための入試広報活動も、平成 27（2015）年度には、それまでの入試担当・広報担当、情報センターという 3 部署を同一フロアに置き、人的配置に流動性を持たせることによって協働・連携を強める工夫を行っている。

現時点ではまだまだ十分とは言えないが、各部門におけるコミュニケーションの円滑化と適正なガバナンスの実現に向かっていると評価している。

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人には 2 名の監事が置かれている。監事の選考は、「寄附行為」第 12 条の定めにより、本法人の理事、教職員又は評議員以外の者のうちから、評議員会及び理事会の同意を得て、理事長が任命する。監事の任期は、かつては 1 年であったが、平成 25（2013）年 8 月の寄附行為変更認可によりこれを 2 年とし、監事の監査機能を強化する条件を整えた。過去 3 年間の監事 2 名の理事会への出席状況は、【資料 3-4-1】のとおりであり、監事はほぼすべての理事会に出席し、法令並びに「寄附行為」に定められた機能を有効に果たしている。

理事会の諮問機関である評議員会は、理事会に先立って、「寄附行為」第 21 条に掲げる事項について審議し、議決又は意見を述べている。決算については、理事会にて審議・承認を経た後に評議員会に諮り、意見を聴取している。

評議員は、定数 29 名で、その構成は、私立学校法に定める職員からの評議員 6 名、卒業生からの評議員 3 名、その他寄附行為に定める選任区分による評議員 20 名である。現在のところ、評議員現員数は定数を充足しており欠員はない。平成 27（2015）年 6 月現在の評議員の選任区分ごとの名簿は、【資料 3-4-1】のとおりである。

過去 3 年間の評議員会の開催状況は、【資料 3-4-1】のとおりである。過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、【資料 3-4-1】のとおりであり、いずれの年度も 8 割以上の出席率となっている。評議員会は、法令並びに「寄附行為」を遵守し、有効に機能していると判断している。

法人の日常的な運営は、「学校法人市邨学園寄附行為施行規則」第 1 条に基づき委任を受けた理事長の決裁によって行うが、実質的には原則として月 1 回開催する「市邨学園運営連絡協議会」（以下「運営連絡協議会」という。）の意見調整を経て行われている。運営

連絡協議会には、理事長、常務理事、法人の常勤理事、法人本部部長に加え、大学の学長、副学長及び事務局長、高等学校・中学校の校長、事務局長が出席し、必要に応じて副校长や事務担当者も出席している。運営連絡協議会は、経営・財務に関する重要事項をはじめ学園運営全般についての企画・立案、緊急事態に対する対応、法人本部、大学・短大及び高校・中学校部門間の課題の共有と密接な連携、その他必要と思われる案件の協議を行い、法人運営の結節点の役割を果たしている。

大学の運営については、前述の通り、原則として週1回開催される執行部会議及び月例の部長会議に理事長、副学園長が出席し、情報や方針を共有している。また、理事長及び副学園長は大学評議会、大学院委員会の正規の構成員である。

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

法人の運営について、理事長は理事会をまとめ、また、月1回の運営連絡協議会において法人本部、大学・短期大学部、中・高校の実情を把握し、リーダーシップを発揮している。法人本部並びに大学・短期大学部の学長及び中学・高校の校長は、理事長のリーダーシップをよくサポートし、法人の運営はバランスよく行われている。とりわけ本法人の財政状況の改善という差し迫った重要課題については、理事長のリーダーシップと理事会メンバーによる問題の共有を強め、集中的な検討を通して中期的な経営改善計画を策定し、毎年度決算を踏まえた見直しをしたうえで新年度の計画を策定し経営改善を進めてきたところである。

大学では、大学の改革は内発的なボトムアップ型で進むことはまれであって学長のリーダーシップが不可欠であり、しかしリーダーが力を発揮するにはサポーターの存在が不可欠であるという認識の下で、管理運営・教学の両面においてリーダーシップ型の改革が進行してきた。平成24(2012)年度より新学長のリーダーシップと学長、副学長、大学・短大事務局長のチームワークによって、管理運営並びに教学の両面において次々と改革方針が提起され、教授会・大学評議会、大学院研究科委員会・大学院委員会という正規の審議手続きに基づいて方針決定がなされてきた。企画・立案のプロセスにおいては、学長が任命する特別委員会と学部選出委員からなる既存の全学委員会（カリキュラム検討委員会、入学前教育・初年次教育実施委員会、入試広報委員会等）がそれぞれの学部構成員の意向を掌握しつつ役割を担ってきた。

平成24(2012)年度に本学は初めて教学の課題を中心に「中期目標・中期計画」を策定した。学長は「教学を中心とした名古屋経済大学・同短期大学部のヴィジョン」を教授会・大学評議会に提案して意見を求めるとともに、全教職員集会を開催してその趣旨を説明し、かつ全教職員にメールを発信して直接意見を求めた。この求めに対して40名を超える教職員が意見を提出したが、その半数以上は事務職員であった。以後、大学運営について教職員が学長はじめ執行部に意見を述べる文化が育ってきている。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人全体について言えば、理事会・評議員会は従来から定期的に開催されていたが、加えて原則として月1回開催する運営連絡協議会によって法人本部と大学・短大、中・高校の間、ならびに各セグメント間のコミュニケーションは大きく改善された。経営の改善と

いう重い課題の遂行にとってこれはきわめて重要であると認識している。

大学については、週1回の執行部会議及び学部長会議の開催によって、法人と大学とのコミュニケーション、大学執行部と各学部・学科間の課題の共有や諸学部・学科間のコミュニケーションも大きく改善された。今後は、各学部教授会が、とりわけ教学の課題についてより実質的な審議を行い、その責任において各学部の教育改革を進める。過度なトップダウン方式が教授会や教員、職員の思考停止あるいは当事者意識の喪失を招くことがないようにバランスのとれた運営を行う。

各種全学委員会、教員組織と事務組織、事務組織の部・センター間関係について、根強い「縦割り」意識や「従来通り」主義の払拭が依然として課題である。とくに事務組織については、限られた人的資源を有効に活用するために、組織間の流動性を高め、柔軟な連携ができるように努める。

【資料 3-4-1 理事、監事、評議員名簿及び平成 26 年度理事会、評議員会開催記録】

【資料 3-4-2 大学の意思決定過程図】

【資料 3-4-3 大学・短大役職者一覧】

【資料 3-4-4 大学組織図】

【資料 3-4-5 事務局組織図】

【資料 3-4-6 「教学を中心とした名古屋経済大学・同短期大学部のヴィジョン」平成 24 (2012) 年 7 月】

【資料 3-4-7 「教職員の皆さんへ」平成 24 (2012) 年 8 月】

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保

平成 24 (2012) 年度から、理事会の決定により、専従の学長が就任することにより、新しい執行部体制が発足した。権限の分散と責任について言えば、法人全体の経営戦略については理事長及び理事会の責任とし、教学を中心とした大学運営については主として学長及び大学の機関の責任とした。その一方、理事長及び理事会と大学との意思の疎通や情報の共有化を図る必要性から、月1回の運営連絡協議会を定例化し、また学長が毎週1回開催する執行部会議（平成 24(2012) 年度新設）の構成メンバーを、理事長、学長、副学

園長、副学長及び事務局長とし、必要に応じて法人本部の業務担当部長、財務担当部長の出席を求めるこことしている。これによって、責任を明確化するだけではなく、大学や法人の運営における喫緊の課題を議論し、改善の方向性を定め、迅速に理事会に案件を諮ることができるようにになった。

「市邨学園の組織及び職務に関する規程」は、法人の各部局の設置、その所管業務の範囲と権限を定めている。これには、大学の「検収センター」、「学務総合センター」等、新たに設けられた事務組織、教学支援組織に関する規定も含まれている。

現在の本学の事務組織は、事務局長の下に総務部、地域連携センター、入試広報部、学務総合センター（学務部、留学生支援室から構成、学務部傘下にサテライトキャンパス事務室、医務室、学生相談室を設置）、キャリアセンター、情報センター、図書館及び検収センターをもって構成されている。検収センターを除くセンターと図書館には、事務局長の統括下にある職員と並んで教員の責任者（センター長）が配置され、それぞれの組織が教育研究支援体制として迅速・的確に機能することを図っている。

職員の経営・教学への積極的参画を促すために、入試や卒業判定など教員組織固有の職務に関するものは別として、大学の全学委員会には職員が正規の委員として加わる方向を進めている。その結果、教学や入試広報など様々な分野で職員から積極的な提案がなされるようになった。

職員の総数が減少している折から、前述のように流動性を備えた組織形態が必要であり、個々の職員やとりわけ管理職が総合的な視点での判断に基づいて教職協働を旨とする職務遂行に心掛けることが求められている。

### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人全体の業務の執行及び管理は、法人本部に置かれている業務部、財務部が所掌している。業務部の所掌事項に理事会、評議員会及び運営連絡協議会の開催が含まれている。法人の業務は、年度ごとに「予算」、「決算」とともに「事業計画」、「事業報告」として定例の理事会が審議・決定している。これには監事による監査報告が含まれる。

大学事務局には総務部が置かれ、これが業務の総括、人事管理、施設管理、経理及び評価の諸業務を所掌している。日常的には週1回の執行部会議において実情が掌握され、必要な方針が立てられている。職員の勤務時間管理はタイムレコーダーを通して適切に行われているほか、学長は学期ごとに教員の出勤表に基づいてその勤務状況を掌握している。

物品の発注及び管理について、平成23(2011)年度以前は、個々の教員が発注し個々の教員に直接納品されるなど杜撰な側面が存在したが、現在は、科学研究費等外部資金の運用を含めて、総務部が発注から検収（納品）までを一貫して管理する体制ができている。平成26(2014)年に購買業務に関する規程を制定し、平成25(2013)年に発足させた検収センターによる検収の徹底と併せ、物品の発注から納品・検収までの一貫管理の体制が整備された。

大学の教学を中心とした業務については、平成25(2013)年度以降は、大学評議会によって承認された「中期目標・中期計画」及び各年度実施計画に基づいて実施され、年度末には自己点検・自己評価を行っている。

教員の職務について、毎年度、全教員に「教育・研究についての計画・報告書」の提出

を求める、学長がこれに基づいて管理を行ってきた。平成 26(2014) 年度からは「職務に関する目標・計画と点検評価」の制度を導入し、単なる報告にとどまらず、自己点検・自己評価を行い、その妥当性を学部長及び学長が評価し、必要な場合にはここに勧告を行う制度に改めた。

職員の職務については、職員個々人が個人シートを作成し、上長の寸評を付して総務部長に提出され、これを集約したものが最終的に事務局長に報告される。事務局長はこれをもとに必要に応じて個々の職員面接を行ったのち、事務組織の改編と管理職人事の妥当性を評価して学長と次年度の事務局体制案を作り、執行部会議の承認を経て決定している。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上の機会については、これまで、日常的な OJT と私学団体等が主催する各種研修会に関連部局の職員を派遣することによって機会提供に努めてきた。

近年、学内の各種会議への職員の参加や全教職員集会等を通じて大学が直面する課題を共有することに重点を置いてきたが、それによって職員の問題意識が喚起され、業務の改善等に関する積極的な提案が出されるようになっている。

平成 26(2014) 年度には、入試広報戦略策定のため、外部よりコンサルタントを招へいし、学長並びに入試広報担当の職員及び教員の参加を得て計 5 回にわたる入試広報研修会を実施した。その成果は、「実学と就職の名経」「成長できる名経」「就職につながる名経」といったキャッチフレーズの作成、募集地域の拡大などにより平成 27(2015) 年度入学生数は前年度から 109 人増となって現れたところである。本年度は昨年度の経験を糧にして自前の入試広報戦略で入学定員充足に向けた学生確保を図ることとしている。

今後も職員の知見の拡大やスキルアップのために各種研修の実施や外部研修への参加の機会を増やすことが求められている。また、教員の FD 活動との連携を図り、教学の充実のための教職協働を進める方針の下で、職員の SD 活動を多様に進めることが重要である。

### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学は、平成 24(2012) 年度以降「中期目標・中期計画」及び各年度実施計画を策定し、これに基づいて業務の展開を行っている。法人のレベルでは、最重要課題である財政再建を目指して中期的な「経営改善計画」を策定し、これに基づいて法人の業務を点検してきた。今後、財政の改善にとどまらない法人の「中期目標・中期計画」の策定とそれに基づく業務の遂行・改善を図る。

業務の遂行体制について、教学の側面では平成 25(2013) 年度以来、各学部の教員採用人事を進め、教育スタッフの充実を図るとともに教育改革を積極的に実行している。これを支える事務職の体制については、少ない資源を有効に活用するための流動型の組織づくりと個々の職員のスキルアップを組織的に保証することや職員の目標管理制度や客観的な人事評価制度を構築する。

【資料 3-5-1 市邨学園の組織及び職務に関する規程】

【資料 3-5-2 学校法人市邨学園 平成 27 年度事業計画書

学校法人市邨学園 平成 26 年度事業報告書】

【資料 3-5-3 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部物品等の検収体制に関する要項】

【資料 3-5-4 物品等の検収体制に関する実施要領】

【資料 3-5-5 職務に関する目標・計画と点検評価シート（様式）】

【資料 3-5-6 職員個人シート（様式）】

【資料 3-5-7 平成 26 年度学外研修会参加状況】

【資料 3-5-8 平成 26 年度入試広報研修会資料】

### 3-6 財務基盤と収支

#### 『3-6 の視点』

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### （1）3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

#### （2）3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

18 歳人口の減少により、日本の私学の約 40% が入学定員割れをおこしている。本学においても、平成 27(2015) 年度入学者ベースでは、学部の入学定員 630 名に対し、平成 27(2015) 年 5 月 1 日現在の入学者は 513 名（入学定員充足率 81.4%）と低調な結果となっている。また、平成 27(2015) 年 5 月 1 日現在の学部の収容定員充足率も、66.2% となっている。平成 24(2012) 年度に執行部体制が一新した後は、平成 25(2013) 年度に入学者が前年度より 51 名増となったが、平成 26(2014) 年度は前年度より 24 名減、平成 27(2015) 年度は前年度より 109 名増となっている。学生数に連動する学納金収入については、法人全体では平成 23(2011) 年度以降漸減しており、平成 26(2014) 年度では法人で約 30 億円、大学で約 17 億円である。大学についても同様の傾向が続いているが、平成 26(2014) 年度は 6 千万円程度増加した。法人、大学とも学納金で人件費が賄えない状態が続いたが、大学部門においては平成 25(2013)・26(2014) 年度は人件費依存率（人件費 ÷ 学納金）は 100% を下回っている。補助金への依存度が大きい高校・中学校部門は別として、大学部門については、一刻も早く人件費依存率を全国平均並みの 60% 台にまでもつていく必要がある。

大学においては、支出の大きな部分を占める人件費について、平成 26(2014) 年度決算では、学納金 1,693,691 千円に対し、人件費は 1,333,281 千円（人件費依存率 78.7%）となり 2 年連続で 100% を切ったものの、本大学の人件費比率を全国の大学（医歯系法人を除く大学の平均値）と比較すると、平成 25(2013) 年度の全国平均 49.3% に対し、60.5%、法人全体の同比率は、全国平均 52.4% に対し本法人 69.2% である。

単年度の経営状態を見る消費収支計算書における帰属収支は、法人、大学ともに過去 5 年以上連續して赤字であり、平成 26(2014) 年度は法人で 2.7 億円、大学で 1.9 億円の赤字決算となっている。前年度に比べ、赤字額を法人、大学ともに大幅に減らしたが、未だ収支均衡に至っていない。帰属収支差額比率は、以下に述べる平成 24(2012) 年度以降

実施した経営改善策により平成 24(2012) 年度に比して平成 26(2014) 年度は大きな改善を示した（法人△ 27.8% から△ 5.3%、大学△ 39.3% から△ 8.7%）が、赤字の解消には法人、大学それぞれ 5%、8% 以上の改善が必要である。

大学及び法人の財務状況は上記のとおり健全な状態とはいえないが、平成 25(2013) 年 1 月に策定し同年 5 月に修正した「法人の短期的経営改善計画」の達成状況を総括し、その後、平成 26(2014) 年 7 月に改めて策定した「第Ⅱ期経営改善計画」の平成 26(2014) 年度決算と平成 27(2015) 年度入学者数を踏まえた修正案策定の段階に入っている。これらの施策は、中長期的計画に基づく財務運営、安定した財務基盤の確立に向けた取組みであると評価している。

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支超過差額には過去の蓄積（繰越支払資金）をもって充当（平成 16(2004) 年度以降、法人全体で毎年約 10 億円の補填）してきたが、平成 10(1998) 年度には 146 億円であった繰越支払資金も、平成 23(2011) 年度末には、26 億円に減少した。

平成 24(2012) 年度から発足した大学の新執行部を中心に、理事会で経営再建のための経営改善計画策定委員を任命し、平成 25(2013) 年 1 月には「法人の短期的経営改善計画」を策定した。さらに、平成 25(2013) 年 5 月には、平成 24(2012) 年度決算を踏まえ本計画を修正し、人件費をはじめとした諸経費の削減・節減に取り組んだ。これにより、諸経費削減額の大きな部分を占める人件費については、平成 25(2013) 年度末までで、平成 24(2012) 年度大学・短大教員の賞与をゼロとするなどの施策により、平成 23(2011) 年度から法人全体で人件費支出総額（退職金支出を除く経常的支出のみ）約 9 億円の削減を達成することができたが、本計画で目標とする支払資金の流出を止めるに至っていない。

平成 26(2014) 年 7 月、これまでの経営改善計画で達成できた部分と達成できなかった部分を総括したうえで、新たに「第Ⅱ期経営改善計画」を策定し、7 月 3 日の臨時理事会の承認を経て、現在、実行段階に入っている。第Ⅱ期経営改善計画は、人件費削減については、平成 25(2013) 年度までの施策を維持しながら、一方で学生増による収入確保を主たる内容とした財政再建策であり、大学においては、平成 27(2015) 年度前年度比 150 名増の入学生確保を目標としている。これにより、平成 30(2018) 年度には、運用資産の減少に歯止めをかけることができるよう、法人教職員が一丸となって努力している。

すなわち、本学園は、まずは、第Ⅱ期経営改善計画を実行して、運用資産の減少を止めることを目指している。運用資産は、学校経営のために運用できる資産であるから、運用資産の減少を止めることができれば、学校経営に不可欠な資金が不足することはないので、学園が存続するための財務基盤が確立されるものといえる。

また、第Ⅱ期経営改善計画の実行により、運用資産の減少を止めるために、支出を抑えつつ、収入を増やすので、収支のバランスも改善される。

### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012) 年度に、学長を中心として「中期目標・中期計画」及び平成 24 年度実施計画を策定した。その中には、入試改革に関し「入学定員の充足と退学者の減少を図るために全学の英知と労力を注入する」という方針や、大学運営に関し「大学の組織運営体制の

合理化・効率化を進める。大学経営の健全化のために全学的協力を進める」などの方針がうたわれており、これらを強力に推進しなければならない。

すでに平成 24(2012) 年度の教職員賞与率の引下げ（教員 4.95 か月から 3.95 か月、職員 4.91 か月から 3.91 か月）を実施した。その後、短期的経営改善計画のとおり、平成 25(2013) 年度の賞与率の引下げ（教員 3.95 か月から 0 か月、職員 3.91 か月から 2.0 か月）を実施し、平成 26(2014) 年度も前年度同様の引下げを継続している。

当面は、新たに策定した第Ⅱ期経営改善計画に従って、学生確保に全力で取り組み、着実な財政再建の道を模索していく。

【資料 3-6-1 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移】

【資料 3-6-2 法人・大学・短大の主要な収入・支出と財務指標の経年推移】

【資料 3-6-3 法人の短期的経営改善計画】

【資料 3-6-4 第Ⅱ期経営改善計画】

【資料 3-6-5 市邨学園における預貯金等在高】

【資料 3-6-6 学校法人市邨学園 平成 24 年度事業報告書（抜粋）】

### 3-7 会計

« 3-7 の視点 »

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

#### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準、「市邨学園経理規程」及び「市邨学園経理規程施行細則」に準拠し、適切に行われている。また、平成 27(2015) 年度からは、新学校法人会計基準に準拠した会計処理に移行したところである。

予算執行に関しては、予算が評議員会の諮問を経て理事会で承認された後、学内各部局等に示達し、それぞれ事業目的に沿って執行することとなる。発注業務は、原則として、一定金額以上の物品等については総務部の発注担当が、一定金額未満の物品等については各部局又は教員が行い、納品が完了し検収センターによる必要な諸検査が終了した後、各部局は支払命令（伺）伝票を発行し、具体的な支払業務は総務部経理担当職員が行っている。

会計処理システムは、大学総務部経理担当と法人本部財務部とがオンライン化されることにより効率的に稼働している。大学総務部経理担当の収入・支出の処理手続きは、資金管理を含めた学園全体の会計処理システムの中で適切に管理されている。

物品調達においては、平成 25(2013) 年度には、物品の検収を一元的に行う「検収センター」を設置して検収体制を整備したことに引き続き、平成 26(2014) 年度には、「名古屋経

済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部の購買業務に関する規程」を整備し、平成27(2015)年度からは総務部に発注担当者を置くこととした。これにより、発注・納品・検収体制が整い、総務部経理担当者による支払い手続きまで会計処理の一元的な管理体制が整備された。

また、本学園では、予算に基づく執行を原則とし、予算を大きく超える支出が見込まれるときには補正予算を組み、特に支出面において、やむを得ない事由による場合を除き、決算額が補正予算額を超えることがないように統制している。当初予算は3月に、補正予算は必要に応じて期中に編成し、評議員会の諮問を経て理事会の承認を得ている。

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査を受けている。監査法人による監査は、私学振興助成法に基づくものである。監査法人による監査は、平成26(2014)年度では、法人全部門で19日間にわたり延べ53人によって実施された。そのうち、大学・短大部門への往査については3日間、延べ6人であった。当該年度の決算監査終了時には、理事長、常務理事、学長、校長、事務局長、法人本部部長及び監事に向けて、報告会が行われる。

他方、監事による監査は、私立学校法に基づくものであり、監査の内容は、会計監査のみならず、業務の監査にも及ぶ。本学園においては、監事は、評議員会及び理事会の同意を得て理事長が2名を任命することとなっている。現在、本学園の監事は法律の専門家(弁護士)と会計の専門家(公認会計士)で、計算書類の適法性のみならず、管理運営状況の適法性及び適正性についても、監査を行っている。

### (3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

会計処理の全般にわたり必要に応じて点検や改善を行うほか、内部監査機能を強化するなど内部統制の仕組みを確立して経理の適正化を行う必要がある。したがって、会計については、業務の監査体制の充実を図る観点から、今後はマニュアル化したダブルチェック体制の構築を図っていく。

【資料3-7-1 市邸学園経理規程】

【資料3-7-2 市邸学園経理規程施行細則】

【資料3-7-3 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部物品等の検収体制に関する要項】

【資料3-7-4 物品等の検収体制に関する実施要領】

【資料3-7-5 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部の購買業務に関する規程】

【資料3-7-6 監査報告会の資料】

### [基準3の自己評価]

各基準項目に関する上記の記述を総合して判断し、本学としては、基準3全体についても要件を満たしていると判断する。

しかし、財務については少なからず課題を抱えている。それは「入学定員割れ」と、これ

に伴う「財政収支の不均衡」であり、早急な学生数の増加と財政収支均衡を図ることが喫緊の課題である。したがって、本学の教職員が一丸となって、入学定員の充足及び中途退学者の減少に力を注ぐ必要があり、約20%の「入学定員割れ」を解消し、健全な財政基盤を構築しなければならない。

平成24(2012)年度に策定した「法人の短期的経営改善計画」により、平成25(2013)年度決算では大幅な資金流出を減少させることができたものの、経営再建までは至らなかつた。そこで、平成26(2014)年度には、新たに学生増による収入確保を主たる内容とした「第Ⅱ期経営改善計画」を策定し、平成27(2015)年度の入学生150人増を目指して努力したが、増加は109人にとどまり初年度の計画は達成できなかつた。しかし、入学者数の増加による収容定員充足率の向上とそれに伴う収入増加の兆しが見え始めたことは評価できる。平成26(2014)年度決算を踏まえ、本年7月には「第Ⅱ期経営改善計画(平成27年度修正版)」を策定し、早期に運用資産の減少が止まり収支均衡化が達成できるよう取り組んでいく。

#### 基準 4. 自己点検・評価

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

###### 『4-1 の視点』

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

###### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

###### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の自己点検・評価活動は、学長直轄の機関として設置された「名古屋経済大学点検評価室（以下「点検評価室」という。）」が、学長の求めに応じ、点検評価に基づく諸施策の企画立案及び支援に関する業務並びに点検評価に係る各種データの収集・分析に関する業務を行い、本学の自己点検・評価の基本方針や実施に係る基準を明らかにしたうえで、「名古屋経済大学自己点検評価委員会（以下「自己点検評価委員会」という。）」により、点検評価室によって明示された基本方針や実施基準に従って、組織的な改善・改革を恒常的に行っていくところに特色を見出すことができる。「自己点検評価委員会」は、本学の教育研究活動等の状況について自己点検を行い、評価の方法を定め、評価を実施することを任務としており、「名古屋経済大学FD委員会（以下「FD委員会」という。）」が所管するFD及びSDに係る活動を踏まえ、各組織における諸活動の推進や作業状況を体系的に把握し、「本年度の課題」、「取組の結果と点検・評価」、「次年度への課題」及び「会議等の開催記録」として取りまとめている。

大学の使命・目的に即した自己点検・評価に関し、本学では独自の自己点検・評価項目として、「A. 地域連携」を設定し、それぞれの評価項目について次のような視点を設けて自己点検・評価を行っている。

A-1 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

A-2 大学が持っている物的資源の活用と社会への提供

A-3 教育研究活動を通じた社会貢献

この大学独自の自己点検・評価項目も含め、「点検評価室」ならびに「自己点検評価委員会」及び「FD委員会」をはじめとする各委員会等は、年度事業計画又は中長期事業計画に基づいて自己点検・評価活動を実施し、その結果を『名古屋経済大学自己点検評価書（平成27（2015）年2月）』として公表している。

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価に関し、学則第1条第2項は、「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定め、さらに同条第3項は、「前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定・実施体制等については、別に定める」と規定している。これら学則の規定に基づいて、「名

古屋経済大学自己点検評価委員会規程（以下「自己点検評価委員会規程」という。）、「名古屋経済大学点検評価室規程（以下「点検評価室規程」という。）」及び「名古屋経済大学FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」（以下「FD委員会規程」という。）」を定めている。

本学は、学則及び自己点検評価委員会規程に基づいて、自己点検・評価を恒常に実施するための体制として自己点検評価委員会を設置している。自己点検評価委員会規程は、自己点検評価委員会の任務について、「委員会は、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検を行い、評価の方法を定め、評価を実施する」（第2条）と定めている。

また、本学は、点検評価の基本方針を検討する組織として点検評価室を設置している。点検評価室は、学長の求めに応じて、「点検評価に基づく諸施策の企画立案及び支援にすること」及び「点検評価に係る各種データの収集・分析にすること」をその業務としている。点検評価室は自己点検評価委員会委員長を室長とし、自己点検評価委員会委員の教職員によって構成される。

自己点検評価委員会は、点検評価室によって明示された基本方針や実施基準に従って自己点検・評価を実施するほか、自己点検・評価結果の活用・公表に係る業務等の統轄を行っている。点検項目ごとの自己点検・評価活動については、点検項目ごとに担当者を選任し、教職員の協働による活動のもとで実施している。

このように、本学においては、自己点検・評価を恒常に推進する体制を整備し、大学の改善・向上を目的とした自己点検・評価を適切に実施している。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、平成20（2008）年度に第1回目の認証評価を受審した。第1回目の認証評価の結果を踏まえ、平成23（2011）年度より、点検評価室において、自己点検・評価に係る方針について検討を進め、平成26（2014）年度に自己点検評価委員会を中心として、教職員協働による1年サイクルの「自己点検・評価・改善活動」を全学体制のもとでスタートさせた。これは第1回目認証評価における11の基準について、教育研究活動をはじめとする大学の全般的な活動の点検・評価・改善を目的とするものである。この1年サイクルの点検・評価・改善活動を恒常に推進することにより、変化の激しい高等教育環境や学生ニーズへの対応を図っている。

このように、本学は平成26（2014）年度から1年サイクルの「自己点検・評価・改善活動」を実施しており、本学の自己点検・評価は適切に行われている。

#### （3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成26（2014）年度からスタートした1年サイクルの「自己点検・評価・改善活動」については、全般的な活動状況を点検・評価する観点から今後も継続して実施する。認証評価の受審に係る自己点検・評価及び1年サイクルの「自己点検・評価・改善活動」については、個別的内容の相違から両者を効果的に使い分ける必要があるものの、自己点検・評価に係る目的は共通していることからすれば、いずれも本学の改善向上を図るうえで重要な活動である。したがって、それぞれの趣旨を考慮しながら、今後も両者をバランス良く適切に実施する。さらに、1年ごとの「自己点検・評価・改善活動」と7年以内におけ

る認証評価に加え、中間的な自己点検・評価活動を行う必要もあることから、点検評価室及び自己点検評価委員会において、自己点検・評価にかかる短期（1年サイクル）、中期（3年サイクル）および長期（7年サイクル）という周期の適切性について検証を行い、すみやかに実施する。

また、自己点検・評価、そして改善活動の実践を通じて、本学の個性・特色を明確なものにしていくためにも、独自に設定すべき基準や基準項目、また評価の視点は常に見直しを行っていく。また、自己点検・評価の実施体制についても、活動の効率性や結果の状況等を評価・分析しながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

【資料 4-1-1 名古屋経済大学学則、名古屋経済大学大学院学則】

【資料 4-1-2 名古屋経済大学自己点検評価委員会規程】

【資料 4-1-3 名古屋経済大学点検評価室規程】

【資料 4-1-4 名古屋経済大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程】

【資料 4-1-5 名古屋経済大学大学院 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程】

【資料 4-1-6 名古屋経済大学ホームページ（評価関連ページ）】

【資料 4-1-7 自己点検評価委員会開催一覧表】

【資料 4-1-8 点検評価打合せ開催一覧表】

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### « 4-2 の視点 »

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価に係る各基準項目について点検した内容を、客観的な評価として透明性をもって示そうとする場合、エビデンスに基づく評価を通して、当該評価の客観性や適切性を明らかにする必要がある。本学における自己点検・評価に係るエビデンスの内容としては、事実の状況を説明する資料、関連データ及びアンケート等の分析結果ならびに関連諸規程等を挙げることができるが、基準項目により、その内容はさまざまである。さらに、基準項目によっては、当該評価の客観性を一つの資料で示すことが困難であるために、複数の資料等をエビデンスとしているものもある。

『エビデンス集－資料編』は、基準項目ごとの客観性及び適切性を裏づけるエビデンスをまとめたものであり、本自己点検評価書（平成 27（2015）年 6 月）は当該エビデンスに基づき、客観的で適性な自己点検・評価の結果を示したものである。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価における現状把握に関しては、自己点検・評価にあたる各機関・所管部局において、現状把握のための調査及びデータ収集を独自に実施している。たとえば、FD委員会が毎年実施している「授業評価アンケート」に基づくデータは、教育改善方策の検討のための重要なデータとなっている。また、平成24(2012)年度及び平成26(2014)年度に各学部の1年次生を対象に実施した「学生生活調査」に基づくデータは、学生生活の実態把握に係る有益なデータとなっている。

このように、本学では、自己点検・評価にあたる各機関・所管部局における定期的な調査に基づいて、現状把握のためのデータの収集と分析を行っている。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果等に関する情報は、大学ホームページ及び『MEIKEI名経大通信』等の刊行物を通して公表している。平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審した際の『平成20(2008)年度自己評価報告書』及び同機構による『名古屋経済大学平成20年度大学機関別認定評価評価報告書』は、大学ホームページの「自己点検評価活動」及び「(財)日本高等教育評価機構による認証評価」の欄に掲載し、公表している。また、平成26(2014)年度より実施している自己点検・評価及びその結果を踏まえた改善活動の状況等の情報についても、大学ホームページ等を通して適宜公表している。以上のとおり、本学においては、自己点検・評価及びその結果を踏まえた改善活動の状況等に関する学内共有と社会への公表は適切に実施されている。

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価活動は、平成26(2014)年度から開始した1年サイクルの「自己点検・評価・改善活動」に基づいて実施し、その結果を『名古屋経済大学自己点検評価書（平成27(2015)年2月）』によって公表している。しかし、自己点検・評価のエビデンスとなる調査結果又はデータの目的設定及び利用方法については、全体的に統一性をもった明確な指針が設定されているとは言えず、自己点検・評価の実施にあたる担当機関・所管部局の独自の判断に委ねられている側面を完全に否定することができないのが現状である。

各担当機関・所管部局が、エビデンスに基づいて、全学の現状を総体的に把握するためには、調査データを集約的に収集するためのIR(Institutional Research)機能が必要であるが、現在本学にはIRの専門部局は存在しない。したがって、本学の活動に関する情報の収集及び分析ならびにその情報の運用及び活用を効果的に行うために、平成27(2015)年度には「点検評価室」及び「自己点検評価委員会」を中心として、IRを担う部局の設置に向けた取組みを行う。

【資料4-2-1 授業評価アンケート、学生生活調査関連資料】

【資料4-2-2 名古屋経済大学ホームページ（評価関連ページ）】

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

平成 20 (2008) 年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審した際の『平成 20 (2008) 年度自己評価報告書』及び平成 26 (2014) 年度から実施している自己点検・評価に係る内容を記した『名古屋経済大学自己点検評価書（平成 27 年 2 月）』は、「本年度の課題」、「取組の結果と点検評価」及び「次年度の課題」を内容とした PDCA サイクルを取り込んだ構成となっている。また、そのサイクルが各委員会の独断とならないように、次のような手続きを経て全学的に検討し、共有する体制が採られている。

すなわち、当該年度の課題に関する取組みの進捗状況及びその結果としての次年度の検討課題等を内容とする『自己点検評価書』については、全学的組織体である「自己点検評価委員会」において報告、審議が行われる。その後、各学部教授会において報告されるとともに、次年度の教育・研究活動の課題として教職員間に共有されることとなる。なお、自己点検・評価の結果のうち、全学的な検討を要する基本的課題については、「点検評価室」及び「自己点検評価委員会」において検討が図られることとなる。このように、本学においては、PDCA サイクルに即した自己点検・評価システムを構築している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 20 (2008) 年度の第 1 回認証評価受審以降、「点検評価室」及び「自己点検評価委員会」を中心に自己点検・評価を行ってきた。また、平成 26 (2014) 年度から、年度ごとの自己点検・評価の結果を『名古屋経済大学自己点検評価書』として本学ホームページを通じて公表している。

しかし、これらの日本高等教育評価機構による認証評価及び自己点検・評価活動以外の取組みは実施していないのが現状である。したがって、「点検評価室」及び「自己点検評価委員会」における検討を踏まえ、学内のみならず学外からの本学に対する評価及び要望を PDCA サイクルに採り入れ、本学の自己点検・評価に資する仕組みを整備する。

【資料 4-3-1 名古屋経済大学ホームページ（評価関連ページ）】

〔基準 4 の自己評価〕

基準 1 ないし基準 3 においては、平成 20 (2008) 年度の受審結果をさらに進展させ、自主性・自立性を持った適正な自己点検・評価活動により問題点を学内で共有して、改革改善に取り組んでいることを明らかにした。また、現在では、大学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として、「基準 A. 地域連携」を独自に設定し、これらの基準による自己点検・評価も進めている。

「点検評価室」及び「自己点検評価委員会」のもとに組織的な取組みとして行っている

## 名古屋経済大学

本学の自己点検・評価活動は、本基準の趣旨に沿って実施されており、教育の質保証に資するとともに、社会への説明責任を果たすものである。

したがって、本学の自己点検・評価は、適切な評価体制のもとに妥当な周期において実施され、かつ、各項目に対応したエビデンスに基づいて行われている点、さらに将来計画に結びつけた PDCA サイクルに適った形で機能させようとしている点で評価することができる。

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

###### A-1 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

###### 《A-1 の視点》

###### A-1-① 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供の現状

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### A-1-① 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供の現状

本学では、平成 25（2013）年度に犬山市及び小牧市などの周辺自治体、他大学ならびに犬山商工会議所及び小牧商工会議所といった地域経済団体、地域住民組織との交流や連携を通じて地域貢献を果たし、かつ、本学学生及び教員に教育及び研究の機会を提供することを目的として、「地域連携センター」を創設し、地域連携を推進している。

地域連携センターは、各学部選出委員や委員会事務局担当者、外部人材を含む学長任命委員によって構成される「地域連携推進委員会」を統括し、本学全体が有する人的資源による地域貢献活動の調整を行っている。また地域連携センターは、周辺自治体や商工会議所等と密接に連携・調整を図ることにより、行政の各種委員やイベント行事に本学教員を推薦するなど、人的資源の社会提供を行っている。平成 27（2015）年 5 月 1 日現在、大学が立地する犬山市と 22 事業、また、隣接する小牧市と 10 事業で連携を行っている。具体的には、本学教員が専門特性を活かしての審議会委員への就任や、学生による「学習チユーター制度」等を活用したボランティア活動等を行っている。さらに、地域連携センターは、周辺自治体や地域住民とともに地域課題の解決に向けたイベントや学習会の開催も行っている。平成 26（2014）年度は、犬山市城下町の今とこれからを考える市民主体による「まちづくりシンポジウム」を犬山祭保存会、犬山まちづくり株式会社等、地域コミュニティ組織や第三セクターと企画・主催した。

本学における地域連携活動に関しては、これらの地域連携センターによる活動のほかにも、「学術研究センター」による活動及び「臨床栄養センター」による活動を挙げることができる。「学術研究センター」は、独自の公開講演会活動として、犬山市と提携して本学の教員が講師となる「犬山オープンカレッジ」を年 4 回開催している。講演者の専門性を生かしながら多岐にわたる話題を取り上げている。また「臨床栄養センター」では、地域住民を対象とした「いきいき栄養・健康サポートプロジェクト」を年 4 回（前期・後期 2 回ずつ）実施しており、身体計測や測定値に基づいての栄養相談等を行っている。

###### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学による社会貢献をさらに進めるためには、大学間において一定の組織を形成したうえで、各大学が有する限られた人的資源を大学間において共有することが重要である。したがって、地域連携センターでは、周辺自治体、商工会議所及び周辺に立地する大学・学

部へ連携を呼びかけ、「北部尾張地域大学コンソーシアム（仮称）」の設立へ向けた活動を進める。

また、犬山市及び小牧市との地域連携のさらなる進展を図るために、「犬山オープンカレッジ」の企画及び内容について犬山市との協議を行うなど、受講者に興味や関心を持ってもらえるようにするための取組みを行うほか、小牧市が行っている生涯学習事業への参画に係る取組みを行うことを検討する。

さらに、教員個人や各学部、部局で取り組まれている地域連携事業については、学生の教育効果と地域貢献を目的としてさらに発展させるとともに、新しい事業を展開する窓口としての機能を十分に發揮できるよう、地域連携センターの組織体制の整備を行う。

【資料 A-1-1 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期本学部地域連携推進委員会要綱】

【資料 A-1-2 地域連携センター 連携事業一覧】

【資料 A-1-3 まちづくりシンポジウムに関する資料】

【資料 A-1-4 犬山オープンカレッジに関する資料】

【資料 A-1-5 いきいき栄養・健康サポートプロジェクトに関する資料】

【資料 A-1-6 学習チューターに関する資料】

【資料 A-1-7 北部尾張地域大学コンソーシアム（仮称）に関する資料】

## A-2 大学が持っている物的資源の活用と社会への提供

### 《A-2 の視点》

#### A-2-① 大学が持っている物的資源の活用と社会への提供の現状

##### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

##### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の地域連携に関する本学の物的資源としては、図書館、体育施設及びプラザⅡならびにスクールバスがある。

図書館では、地域住民その他の学外者に図書館利用証を発行した上で、図書の閲覧・貸し出しを行っており、過去3年間における学外者の図書館利用者数は、平成24年度3,274名、平成25年度3,712名、平成26年度3,192名であり、貸出数は、平成24年度1,126名、平成25年度1,493名、平成26年度1,241名である。グラウンド、テニスコート及びゴルフ練習場などの体育施設については、本学学生の授業や課外活動に支障がない限り、地域住民や外部団体に無料で貸し出しを行っており、過去3年間における利用許可件数および利用者数は、平成24年度37件/3,029人、平成25年度71件/7,610人、平成26年度181件/10,111人である。なお、平成25（2013）年度より犬山市との産官学連携協定推進事業の一環として「名古屋経済大学カップースポーツフレンドシップ事業」に取り組み、本学グラウンドを活用して市内六つのサッカースポーツ少年団から8チームが参加し、対抗戦と本学学生との交流を行った。

また、平成25（2013）年度及び平成26（2014）は、犬山市商工会議所主催「犬山市産

業振興祭『わいわい犬山フェスティバル』と本学大学祭の同日開催に際して、産業振興祭メイン会場である犬山市民文化会館とキャンパスの間を大学スクールバスによるシャトル運行を行い、市民の利便性とイベントの相乗効果を図った。平成 27（2015）年度においても同日開催へ向けた調整・連携を予定している。

### （3）A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学における施設については、図書館を除き、施設貸し出しに関する規程は設けられていないのが現状であることから、学外者による本学の施設利用に係る規程を整備する。あわせて学外者の施設利用を一層促進すべく、ホームページ上で情報提供を図っていく。

また、市民活動団体等からの施設貸し出しに係る依頼が増加傾向にある一方、授業及び学内行事の予定との重なりにより、学外者からの貸し出しの依頼に十分応えることができていない状況にある。授業及び学内行事を優先することは当然であるが、本学の地域貢献における一つの手段として本学施設の社会提供を進めるためにも、学外者が本学施設を利用しやすくするための仕組みを構築する必要がある。その方策として、学外者の本学施設の利用の可否及び日程をホームページにおいて周知することを検討し、平成 27（2015）年度からの実施を目指す。

【資料 A-2-1 図書館パンフレット】

【資料 A-2-2 施設利用（学外者）に関する申込様式】

【資料 A-2-3 名古屋経済大学カップに関する資料】

【資料 A-2-4 「犬山産業振興祭」・「名経祭」パンフレット】

## A-3 教育研究活動を通じた社会貢献

### 《A-3 の視点》

#### A-3-① 教育研究活動を通じた社会貢献の現状

##### （1）A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

##### （2）A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における教育研究活動を通じた社会貢献に関し、授業を通じた社会貢献（下記①～③）とその他の活動を通じた社会貢献（下記④～⑧）とに大別することができる。

###### ①体験型プロジェクト

平成 25（2013）年度以降の入学生を対象とした「体験型プロジェクト」では、近隣自治体や小学校と連携し、地域社会貢献を通じた学びの機会を提供している。主だったものとしては「小学生登下校時の見守り・支援」や、「通学路の安全・安心マップづくり」、「放課後課外授業の見守り・支援」等が挙げられる。

###### ②地域調査（経済学部開講科目）

## 名古屋経済大学

本学経済学部の開講科目である「地域調査」では、平成 22（2010）年度から 25（2013）年度に楽田倉曾地区において防災関連の取組みを行ったが、その過程で平成 24（2012）年 2 月に、災害時の要援護者支援の仕組みづくりに向けた実証実験を行った。具体的には市役所、市社会福祉協議会、コミュニティ推進協議会、自治会、地区住民をはじめ災害関係の NPO、ボランティア組織との協働により、授業の調査で得た情報に基づき、スタンダードアローン型マップシステム（インターネットが使えない環境でも、各端末に蓄積されたデータを基に新たな情報を保存し、インターネットが回復した後に、これを共有できるシステム）を用いて、災害時の情報共有の仕組みを検証した。なお、この実験には楽田地区コミュニティ推進協議会による資金提供、防災科学研究所による資金助成があった。

また、平成 26（2014）年度における「地域調査」の授業においては、地域の要望に基づき、大学に近接する西楽田団地における防災問題をテーマに取り組んだ。授業では要援護者・支援可能者、災害時備蓄品、防災訓練等に関するアンケート調査及び団地住民とのワークショップ、それらを取りまとめた成果報告会を行った。

### ③地域情報論等（経営学部開講科目）

経営学部の開講科目である「地域情報論」では、学生が地域の「道」を実地調査・分析を行い、地域情報を集積している。集積した情報は本学ホームページにおいて公開し、地域住民との情報共有化を図る方向で授業を進めている。また「地域産業論」及び「基本経営学」の授業では、商工会議所や地域企業と連携し、経営者を講師に迎えて講演会形式の授業を実施し、地域産業の理解を促進する教育を主眼においている。

### ④経済学部学生研究室・地域政策チームの活動

経済学部学生研究室・地域政策チームでは、地域コミュニティ組織と連携し、地域資源を活用した地域活性化の取組みについて学習・研究しており、それらの活動成果を「犬山市産業振興祭『わいわい犬山フェスティバル』」、「こまき産業フェスタ」（小牧商工会議所主催）や「市民活動祭」（小牧市市民活動センター交流促進事業）、「名古屋市消費生活フェア」（名古屋市主催）等に継続的に出展し、研究成果報告を行うとともに、WebGIS 操作の体験コーナーを設けている。なお消費生活フェアへの出展は、名古屋市消費者啓発事業の事業委託を受け、平成 25（2013）年度については地域政策チームと経済学部のゼミが共同で行った調査研究の成果発表である。

### ⑤学習チューターの派遣

本学においては、小牧市子ども・子育て支援事業等への参画活動を行っている。また、行政のニーズに応じて「学習チューター」を派遣し、将来教員を目指す学生が取り組んでいる。さらに、近隣小学校より特別支援学級の子どもへの指導要請があり、取組みを進めているところである。

### ⑥料理メニューコンテストの主催

人間生活科学部管理栄養学科では、犬山市の広報誌への健康レシピ・リレーを毎月掲載している。また、同じく犬山市の依頼を受けて「料理メニューコンテスト」を主催している。

### ⑦海外旅行者への通訳における協力

学務総合センターの留学生支援室は、平成 26（2014）年度に国際交流イベント及び地域観光協会等と協力・連携した活動を中心に 12 事業に取り組み、ベトナムや台湾からの旅行者の通訳に留学生が積極的に協力するなどの活動を行った。

#### ⑧地域活性化シンポジウムの開催

他大学との連携事業として、名城大学都市情報学部及び市民活動組織と共同で、犬山市城下町の地域活性化シンポジウム（「ライン湯と南まちを見る・知る・語る—犬山・ライ

ン湯の保存と利用を願う展示とトークショー」）を開催した。

#### (3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

「体験型プロジェクト」及び「地域調査」の講義科目ならびに地域連携センターが行う事業においては、今日的な情勢や利便性を追求するため、WebGIS（インターネットやイン

トラネット上で Web ブラウザを通じて GIS（地図情報システム）を利用可能にする仕組みのこと）を通じて調査研究やサービス提供を行うことに力を入れている。これまで NPO との連携を通じて情報・サービス提供、技術指導を受けてきたが、今後は教育課程を通じた内部人材の育成・確保が重要である。周辺大学との連携も視野に入れつつ、本学に適した人材育成・確保体制を整備していく。

本学経済学部学生研究室・地域政策チームの活動の質・量的向上のためには、メンバーの人員増員が必要である。また、これまで活動の紹介・報告をする機会を積極的に作ってこなかった反省に立ち、上記のような地域で開催される様々なイベントへの出展を通じて、地域社会への研究成果の還元を通じた結びつきをより強くしつつある。今後は、学内外へ向けた活動紹介・報告にいっそう力を入れるとともに、消費生活フェアの取組みにみられるような、地域関連の学習・研究をテーマとしているゼミとの連携を拡げることなどを通じて、メンバー増員に努めるとともに、地域社会の抱える課題を交流の中から発見し、調査研究を通じた貢献に努めていく。

他大学との連携・協働については、前述した「北部尾張地域大学コンソーシアム（仮称）」設立へ向けた検討を進めるとともに、単位互換や共同研究・イベント開催など、現状で可能な範囲や課題においては率先して連携の取組みを強化していく。

平成 27（2015）年度内に、学内に地域研究を行う研究会を組織し、研究内容を地域貢献に活かす取組みを促進していく。

【資料 A-3-1 シラバス（地域連携に関する科目）】

【資料 A-3-2 「地域調査」ワークショップ、成果報告会に関する資料】

【資料 A-3-3 経済学部学生研究室、地域政策チームに関する資料】

【資料 A-3-4 学習チューターに関する資料】

【資料 A-3-5 料理メニューコンテストに関する資料】

【資料 A-3-6 国際交流イベント及び地域観光協会との連携事業一覧】

【資料 A-3-7 「犬山市城下町地域活性化シンポジウム」に関する資料】

#### [基準 A の自己評価]

各基準項目に関する上記の記述を総合的に判断し、基準 A 全体についても要件を満たしていると判断する。

## V. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F - 1】	大学名・所在地等	
【表 F - 2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F - 3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F - 4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F - 5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F - 6】	全学の教員組織（学部等） 全学の教員組織（大学院等）	
【表 F - 7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F - 8】	外部評価の実施概要	
【表 2 - 1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2 - 2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2 - 3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2 - 4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2 - 5】	授業科目の概要	
【表 2 - 6】	成績評価基準	
【表 2 - 7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2 - 8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2 - 9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2 - 10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2 - 11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2 - 12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2 - 13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2 - 14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2 - 15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2 - 16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2 - 17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2 - 18】	校地、校舎等の面積	
【表 2 - 19】	教員研究室の概要	
【表 2 - 20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2 - 21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2 - 22】	その他の施設の概要	
【表 2 - 23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2 - 24】	学生閲覧室等	
【表 2 - 25】	情報センター等の状況	
【表 2 - 26】	学生寮等の状況	
【表 3 - 1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3 - 2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3 - 3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3 - 4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3 - 5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3 - 6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3 - 7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3 - 8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

# 名古屋経済大学

## エビデンス集（資料編）一覧

### 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人市邨学園寄附行為	
	大学案内 「大学案内」2016、「大学院案内」2016	
【資料 F-2】	大学案内 「大学案内」2016、「大学院案内」2016	
	大学学則、大学院学則 名古屋経済大学学則 名古屋経済大学大学院学則	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 名古屋経済大学学則 名古屋経済大学大学院学則	
	学生募集要項、入学者選抜要綱 「入学試験要項」2016（大学） 「入学試験要項」2016（大学院）	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 「入学試験要項」2016（大学） 「入学試験要項」2016（大学院）	
	学生便覧、履修要項 2015「学生生活ハンドブック」（大学） 2015「大学院要項」（大学院） 2015「新入学生のしおり」（大学） 2015 名古屋経済大学 シラバス	
	学生便覧、履修要項 2015「学生生活ハンドブック」（大学） 2015「大学院要項」（大学院） 2015「新入学生のしおり」（大学） 2015 名古屋経済大学 シラバス	
	事業計画書 学校法人市邨学園 平成27年度事業計画書	
【資料 F-6】	事業報告書 学校法人市邨学園 平成26年度事業報告書	
	事業報告書 学校法人市邨学園 平成26年度事業報告書	
【資料 F-7】	事業報告書 学校法人市邨学園 平成26年度事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど 名古屋経済大学 アクセスマップ、キャンパスマップ 名古屋経済大学 ホームページ（アクセスマップほか）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 名古屋経済大学 アクセスマップ、キャンパスマップ 名古屋経済大学 ホームページ（アクセスマップほか）	
	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人市邨学園 規程一覧 (法人及び名古屋経済大学規程一覧)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人市邨学園 規程一覧 (法人及び名古屋経済大学規程一覧)	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	学校法人市邨学園 理事・監事・評議員名簿 (平成26年度) (平成27年度) 学校法人市邨学園 理事会及び評議員会の開催状況一覧表 (平成26年度)	
【資料 F-10】	学校法人市邨学園 理事・監事・評議員名簿 (平成26年度) (平成27年度) 学校法人市邨学園 理事会及び評議員会の開催状況一覧表 (平成26年度)	
	学校法人市邨学園 理事・監事・評議員名簿 (平成26年度) (平成27年度) 学校法人市邨学園 理事会及び評議員会の開催状況一覧表 (平成26年度)	

# 名古屋経済大学

## 基準1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性</b>		
【資料1-1-1】	名古屋経済大学学則、名古屋経済大学大学院学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-2】	2015「学生生活ハンドブック」(大学) 2015「大学院要項」(大学院)	【資料F-5】と同じ
【資料1-1-3】	「大学案内」2016、「大学院案内」2016	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-4】	名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標	
【資料1-1-5】	名古屋経済大学ホームページ(トップページ)	
【資料1-1-6】	MEIKEI 名経大通信	
<b>1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性</b>		
【資料1-2-1】	名古屋経済大学学則、名古屋経済大学大学院学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-2-2】	2015「学生生活ハンドブック」(大学) 2015「大学院要項」(大学院)	【資料F-5】と同じ
【資料1-2-3】	「大学案内」2016、「大学院案内」2016	【資料F-2】と同じ
<b>1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性</b>		
【資料1-3-1】	「中期目標・中期計画」	
【資料1-3-2】	市邨学園100年の歩み	
【資料1-3-3】	名古屋経済大学ホームページ(該当ページ)	

## 基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>2-1. 学生の受入れ</b>		
【資料2-1-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移	データ編 【表2-1】と同じ
【資料2-1-2】	2012～2015「学生生活ハンドブック」(大学) 2015「大学院要項」(大学院)	2015年版は【資料F-5】と同じ
【資料2-1-3】	「大学案内」2016、「大学院案内」2016	【資料F-2】と同じ
【資料2-1-4】	「入学試験要項」2016(大学) 「入学試験要項」2016(大学院)	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-5】	名古屋経済大学ホームページ(該当ページ)	
【資料2-1-6】	名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標	【資料1-1-4】 と同じ
【資料2-1-7】	入学者選抜に係る実施方針	
【資料2-1-8】	入学前教育関連資料	
【資料2-1-9】	高校訪問活動関連資料	
【資料2-1-10】	学部、学科別の在籍者数	データ編 【表2-2】と同じ
【資料2-1-11】	留学生支援関連資料	
【資料2-1-12】	スポーツ特待生関連資料 2012～2015	
【資料2-1-13】	「学び」に係る本学の方針	
<b>2-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料2-2-1】	名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標	【資料1-1-4】 と同じ
【資料2-2-2】	「名古屋経済大学の教育の改革の概要と目的」	
【資料2-2-3】	「学び」に係る本学の方針	【資料2-1-13】 と同じ
【資料2-2-4】	2012～2015「学生生活ハンドブック」(大学) 2015「大学院要項」(大学院)	【資料2-1-2】 と同じ
【資料2-2-5】	履修登録単位数の上限に関する資料	
【資料2-2-6】	FD関連資料	

## 名古屋経済大学

【資料 2-2-7】	授業評価アンケート	
【資料 2-2-8】	提案箱に関する資料	
【資料 2-2-9】	初年次教育関連資料	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	留学生支援関連資料	【資料 2-1-11】 と同じ
【資料 2-3-2】	情報センター等の状況	データ編 【表 2-25】と同じ
【資料 2-3-3】	名古屋経済大学ホームページ（面談時間）	
【資料 2-3-4】	授業評価アンケート	【資料 2-2-7】 と同じ
【資料 2-3-5】	提案箱に関する資料	【資料 2-2-8】 と同じ
【資料 2-3-6】	教育懇談会（履修懇談会）関連資料	
【資料 2-3-7】	SA・TA 関連資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	履修登録単位数の上限に関する資料	【資料 2-2-5】 と同じ
【資料 2-4-2】	成績評価基準	データ編 【表 2-6】と同じ
【資料 2-4-3】	GPA 利用に関する資料	
【資料 2-4-4】	名古屋経済大学ホームページ（シラバス）	
【資料 2-4-5】	成績評価に対する申出期間に関する資料	
【資料 2-4-6】	進級基準関連資料	
【資料 2-4-7】	2012～2015「学生生活ハンドブック」（大学）	【資料 2-1-2】 と同じ
【資料 2-4-8】	他大学における履修単位及び入学前の既修得単位の認定に関する資料	
【資料 2-4-9】	大学院修了要件関連資料	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	インターンシップ関連資料	
【資料 2-5-2】	2012～2015「学生生活ハンドブック」（大学）	【資料 2-1-2】 と同じ
【資料 2-5-3】	キャリアガイダンス、企業合同説明会等に関する資料	
【資料 2-5-4】	産学官の連携及び地域連携に関する資料	
【資料 2-5-5】	就職相談室等の利用状況	データ編 【表 2-9】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	「中期目標・中期計画」	【資料 1-3-1】 と同じ
【資料 2-6-2】	授業評価アンケート	【資料 2-2-7】 と同じ
【資料 2-6-3】	「教員調書」（様式）	
【資料 2-6-4】	「職務に関する目標・計画と点検評価」（様式）	
【資料 2-6-5】	FD 関連資料	【資料 2-2-6】 と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	奨学金関連資料	
【資料 2-7-2】	学生の保険加入に関する資料	
【資料 2-7-3】	下宿先の斡旋に関する資料	
【資料 2-7-4】	アルバイト先の斡旋に関する資料	
【資料 2-7-5】	留学生支援関連資料	【資料 2-1-11】 と同じ

## 名古屋経済大学

【資料 2-7-6】	学生相談室、医務室等の利用状況	データ編 【表 2-12】と同じ
【資料 2-7-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況	データ編 【表 2-13】と同じ
【資料 2-7-8】	大学独自の報奨金・奨励金等制度一覧	
【資料 2-7-9】	課外活動支援関連資料	
【資料 2-7-10】	提案箱に関する資料	【資料 2-2-8】 と同じ
【資料 2-7-11】	外国人留学生との懇談に関する資料	
【資料 2-7-12】	学生生活に関するアンケート	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	全学の教員組織	
【資料 2-8-2】	名古屋経済大学人事委員会規程	
【資料 2-8-3】	名古屋経済大学専任教員資格審査基準	
【資料 2-8-4】	FD 関連資料	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-8-5】	授業評価アンケート	【資料 2-2-7】 と同じ
【資料 2-8-6】	「教員調書」(様式)	【資料 2-6-3】 と同じ
【資料 2-8-7】	「職務に関する目標・計画と点検評価」(様式)	【資料 2-6-4】 と同じ
【資料 2-8-8】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部専任教員研究費支給要綱	
【資料 2-8-9】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部専任教員在外研究及び国内研究に関する内規	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地、校舎等の面積	データ編 【表 2-18】と同じ
【資料 2-9-2】	その他の施設の概要	データ編 【表 2-22】と同じ
【資料 2-9-3】	施設配置図	
【資料 2-9-4】	情報センター等の状況	データ編 【表 2-25】と同じ
【資料 2-9-5】	図書、資料の所蔵数	データ編 【表 2-23】と同じ
【資料 2-9-6】	図書館パンフレット	
【資料 2-9-7】	名古屋経済大学ホームページ(図書館)	
【資料 2-9-8】	学生寮等の状況	データ編 【表 2-26】と同じ
【資料 2-9-9】	クラスサイズに関する資料	
【資料 2-9-10】	プレースメントテストに関する資料	

# 名古屋経済大学

## 基準3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>3-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料3-1-1】	学校法人市邨学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料3-1-2】	学校法人市邨学園就業規則	
【資料3-1-3】	「寄附行為変更新旧対照表」	
【資料3-1-4】	学校法人市邨学園内部監査規程	
【資料3-1-5】	名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部教員の科学者としての行動規範	
【資料3-1-6】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部競争的資金等の不正防止に関する規則	
【資料3-1-7】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部研究者倫理委員会規程	
【資料3-1-8】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部の研究活動における不正行為に関する取扱規程	
【資料3-1-9】	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部科学研究費補助金に関する取扱規程	
【資料3-1-10】	名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部における人間を対象とする調査及び実験に関する倫理規程	
【資料3-1-11】	名古屋経済大学動物実験実施規程	
【資料3-1-12】	名古屋経済大学動物実験委員会細則	
【資料3-1-13】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部個人情報の保護に関する規程	
【資料3-1-14】	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギーの使用状況	
【資料3-1-15】	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止規程	
【資料3-1-16】	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程	
【資料3-1-17】	名古屋経済大学大学院セクシュアル・ハラスメント防止規程	
【資料3-1-18】	名古屋経済大学大学院セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程	
【資料3-1-19】	学校法人市邨学園危機管理規程	
【資料3-1-20】	名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部地震防災規程	
【資料3-1-21】	名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部地震防災規程第12条に基づく「地震防災隊」に関する細則	
【資料3-1-22】	名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部毒物及び劇物管理規程	
【資料3-1-23】	学校法人市邨学園財務書類等閲覧規程	
【資料3-1-24】	2015「学生生活ハンドブック」(大学) 2015「大学院要項」(大学院)	【資料F-5】と同じ
<b>3-2. 理事会の機能</b>		
【資料3-2-1】	理事、監事、評議員名簿及び平成26年度理事会、評議員会開催記録	【資料F-10】と同じ
【資料3-2-2】	市邨学園運営連絡協議会規程	
【資料3-2-3】	中期目標・中期計画	【資料1-3-1】と同じ
【資料3-2-4】	学校法人市邨学園内部監査規程	【資料3-1-4】と同じ
【資料3-2-5】	学校法人市邨学園公益通報等に関する規程	
<b>3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ</b>		
【資料3-3-1】	大学の意思決定過程図	

# 名古屋経済大学

【資料 3-3-2】	学則変更対照表、職務規程変更対照表	
【資料 3-3-3】	大学・短期大学部の運営及び組織の改善に関する申し合わせ	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	理事、監事、評議員名簿及び平成 26 年度理事会、評議員会開催記録	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-2】	大学の意思決定過程図	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 3-4-3】	大学・短大役職者一覧	
【資料 3-4-4】	大学組織図	
【資料 3-4-5】	事務局組織図	
【資料 3-4-6】	「教学を中心とした名古屋経済大学・同短期大学部のヴィジョン」平成 24 (2012) 年 7 月	
【資料 3-4-7】	「教職員の皆さんへ」平成 24 (2012) 年 8 月	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	市邨学園の組織及び職務に関する規程	
【資料 3-5-2】	学校法人市邨学園 平成 27 年度事業計画書 学校法人市邨学園 平成 26 年度事業報告書	【資料 F-6】 【資料 F-7】と同じ
【資料 3-5-3】	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部物品等の検収体制に関する要項	
【資料 3-5-4】	物品等の検収体制に関する実施要領	
【資料 3-5-5】	職務に関する目標・計画と点検評価シート（様式）	
【資料 3-5-6】	職員個人シート（様式）	
【資料 3-5-7】	平成 26 年度学外研修会参加状況	
【資料 3-5-8】	平成 26 年度入試広報研修会資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移	データ編 【表 2-1】と同じ
【資料 3-6-2】	法人・大学・短大の主要な収入・支出と財務指標の経年推移	
【資料 3-6-3】	法人の短期的経営改善計画	
【資料 3-6-4】	第Ⅱ期経営改善計画	
【資料 3-6-5】	市邨学園における預貯金等在高	
【資料 3-6-6】	学校法人市邨学園 平成 24 年度事業報告書（抜粋）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	市邨学園経理規程	
【資料 3-7-2】	市邨学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部物品等の検収体制に関する要項	【資料 3-5-3】と同じ
【資料 3-7-4】	物品等の検収体制に関する実施要領	【資料 3-5-4】と同じ
【資料 3-7-5】	名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部の購買業務に関する規程	
【資料 3-7-6】	監査報告会の資料	

## 基準 4. 自己点検・評価

コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	名古屋経済大学学則、名古屋経済大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	名古屋経済大学自己点検評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	名古屋経済大学点検評価室規程	
【資料 4-1-4】	名古屋経済大学 FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会規程	
【資料 4-1-5】	名古屋経済大学大学院 FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会規程	

## 名古屋経済大学

【資料 4-1-6】	名古屋経済大学ホームページ（評価関連ページ）	
【資料 4-1-7】	自己点検評価委員会開催一覧表	
【資料 4-1-8】	点検評価打合せ開催一覧表	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	授業評価アンケート、学生生活調査関連資料	
【資料 4-2-2】	名古屋経済大学ホームページ（評価関連ページ）	【資料 4-1-6】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	名古屋経済大学ホームページ（評価関連ページ）	【資料 4-1-6】と同じ

### 基準 A. 地域連携

コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供		
【資料 A-1-1】	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部地域連携推進委員会要綱	
【資料 A-1-2】	地域連携センター 連携事業一覧	
【資料 A-1-3】	まちづくりシンポジウムに関する資料	
【資料 A-1-4】	犬山オープンカレッジに関する資料	
【資料 A-1-5】	いきいき栄養・健康サポートプロジェクトに関する資料	
【資料 A-1-6】	学習チューターに関する資料	
【資料 A-1-7】	北部尾張地域大学コンソーシアム（仮称）に関する資料	
A-2. 大学が持っている物的資源の活用と社会への提供		
【資料 A-2-1】	図書館パンフレット	【資料 2-9-6】と同じ
【資料 A-2-2】	施設利用（学外者）に関する申込様式	
【資料 A-2-3】	名古屋経済大学カップに関する資料	
【資料 A-2-4】	「犬山市産業振興祭」・「名経祭」パンフレット	
A-3. 教育研究活動を通じた社会貢献		
【資料 A-3-1】	シラバス（地域連携に関連する科目）	
【資料 A-3-2】	「地域調査」ワークショップ、成果報告会に関する資料	
【資料 A-3-3】	経済学部学生研究室、地域政策チームに関する資料	
【資料 A-3-4】	学習チューターに関する資料	【資料 A-1-6】と同じ
【資料 A-3-5】	料理メニューコンテストに関する資料	
【資料 A-3-6】	国際交流イベント及び地域観光協会との連携事業一覧	
【資料 A-3-7】	「犬山市城下町地域活性化シンポジウム」に関する資料	